

第 30 回 大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会

日時 令和 7 年 2 月 27 日（木） 午前 10 時～午後 12 時

場所 大阪市こころの健康センター 大会議室

○議題

（報告 1）大阪市の自殺の状況について

（報告 2）大阪市における令和 6 年度までの主な自殺対策の実施状況について

（報告 3）令和 7 年度の新たな自殺対策の取り組みについて

（報告 4）その他

○配付資料

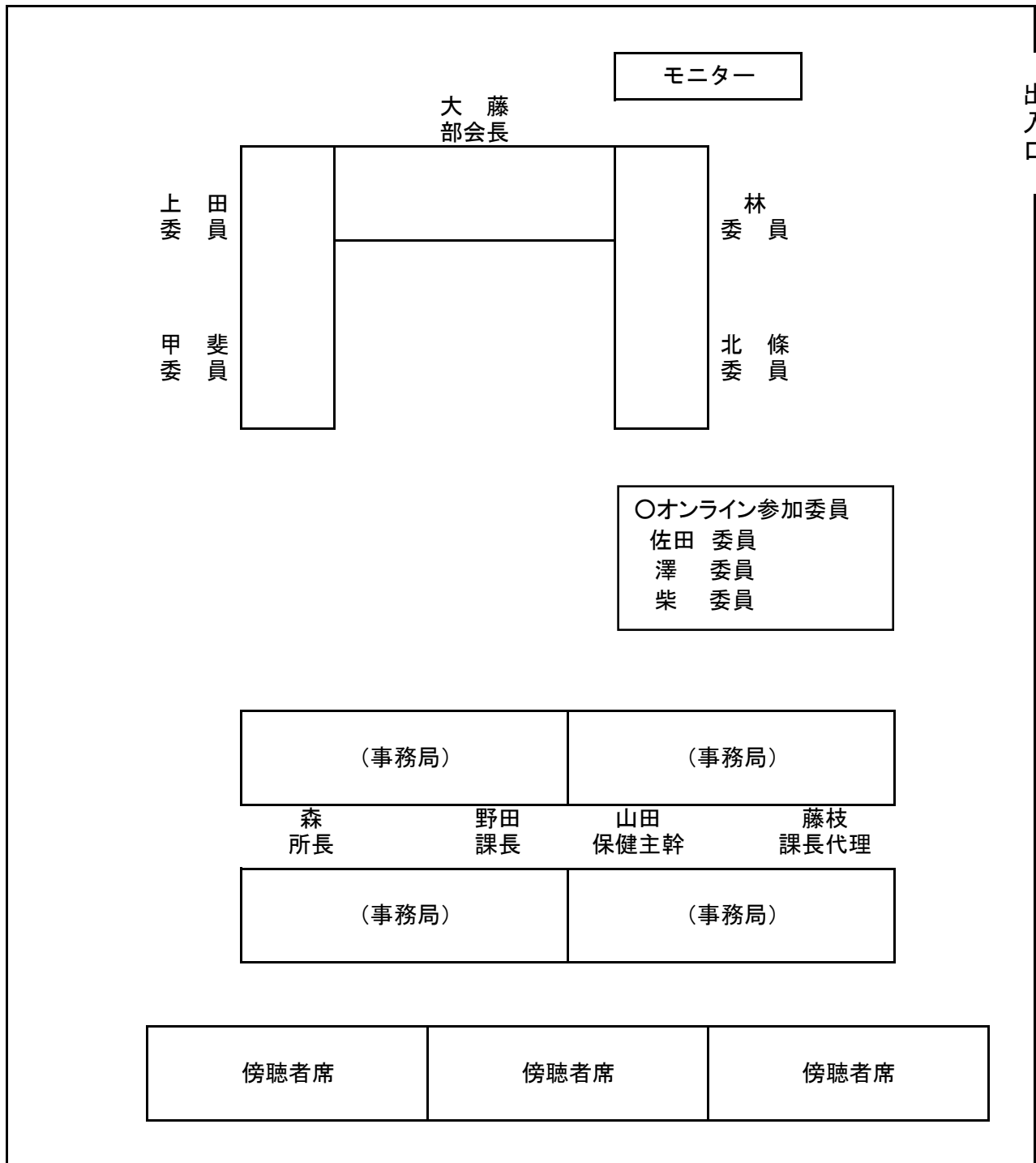
- ・ 次第
- ・ 委員名簿及び配席図
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例
- ・（資料 1－1）大阪市の自殺の状況：その推移と令和 5 年の現況
- ・（資料 1－2）令和 5 年中と 4 年中における大阪市の自殺の状況比較
- ・（資料 2－1）大阪市における令和 6 年度までの主な自殺対策の実施状況
- ・（参考）「大阪市自殺対策基本指針（第 2 次）」中間見直し 概要版
- ・（資料 2－2）ゲートキーパーの養成事業実績
- ・（資料 2－3）大阪市職員のためのゲートキーパー研修
- ・（資料 2－4）心のサポーター養成事業
- ・（資料 2－5）自殺予防啓発カードのデザイン募集
- ・（資料 3）こども・若者の自殺危機対応チーム事業について

大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会 委員名簿

氏 名	所 属 等
上 田 卓 司	(独)労働者健康安全機構大阪産業保健総合支援センター副所長
大 藤 さとこ	大阪公立大学大学院医学研究科公衆衛生学准教授
甲 斐 利 弘	大阪市立総合医療センター精神神経科担当部長
阪 本 栄	(一社)大阪府医師会 ※大阪市精神保健福祉審議会委員
佐 田 康 典	大阪司法書士会 市民権利擁護委員会委員長
澤 滋	(一社)大阪精神科病院協会副会長
柴 守 昭	(社福)関西いのちの電話事務局長
堤 俊 仁	(公社)大阪精神科診療所協会監事 ※大阪市精神保健福祉審議会委員
林 和 子	自死遺族代表
藤 井 美 和	関西学院大学人間福祉学部人間科学科教授
北 條 達 人	(特非)国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター理事長

(五十音順)

第30回 大阪市精神保健福祉審議会 自殺防止対策部会 座席表



<開催日時> 令和7年2月27日(木)午前10時00分～
<開催場所> 大阪市こころの健康センター 大会議室

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

平成 8 年 4 月 1 日

条例第 8 号

大阪市精神保健福祉審議会条例を公布する。

大阪市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。)の施行については、別に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 法第 9 条第 1 項の規定に基づき、本市に大阪市精神保健福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者、精神障害者の医療に関する事業に従事する者及び精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 6 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第5条第2項及び第3項並びに前条の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第9条 審議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第10条 市長は、法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に対し、当該精神科病院に入院中の同項に規定する任意入院者の症状及び同項に規定する厚生労働省令で定める事項について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日を期限として報告を求めなければならない。

- (1) 法第22条の4第1項の規定による入院の日(以下「入院日」という。)から1年以上同項の規定による入院を継続している者に係る事項 入院を継続している期間が入院日から1年を経過するごとに当該1年を経過した日の属する月の翌月(当該1年を経過した日の属する月の翌月以降の月に当該精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあっては、当該該当することとなった月の翌月)の末日
- (2) 入院日から起算して6月を経過するまでの間に法第36条第3項に規定する行動の制限を受けた者又は夜間以外の時間帯に当該入院中の精神科病院から自由に外出することを制限された者(前号に該当する者を除く。)に係る事項 入院日から起算して6月を経過した日の属する月(当該6月を経過した日の属する月の翌月以降の月に精神科病院の管理者が法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者に該当することとなったときにあっては、当該該当することとなった月の翌月)の末日

(施行の細目)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市精神保健福祉審議会は、この条例による改正後の大阪市精神保健福祉審議会条例第 1 条に規定する大阪市精神保健福祉審議会とみなす。

附 則(平成 18 年 3 月 2 日条例第 4 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 2 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 11 月 26 日条例第 113 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**大阪市の自殺の状況：
その推移と令和 5 年の現況**

大阪市の自殺の状況:その推移と令和5年の現況 目次

1. 全国の自殺者数の推移	1	ページ
2. 全国の自殺死亡率の推移	2	ページ
3. 大阪市の自殺者数の推移	3	ページ
4. 大阪市の自殺死亡率の推移	4	ページ
5. 年齢別・男女別自殺者数	5	ページ
6. 原因別・男女別自殺者数	7	ページ
7. 職業別・男女別自殺者数	9	ページ
8. 既遂者における自殺未遂の有無・男女別自殺者数	11	ページ
9. 同居人の有無・男女別自殺者数	13	ページ
10. 場所別・男女別自殺者数	15	ページ
11. 手段別・男女別自殺者数	17	ページ
12. 曜日別・男女別自殺者数	19	ページ
13. 発見時間帯別・男女別自殺者数	21	ページ

※1から4については人口動態統計(H15～R5)により作成

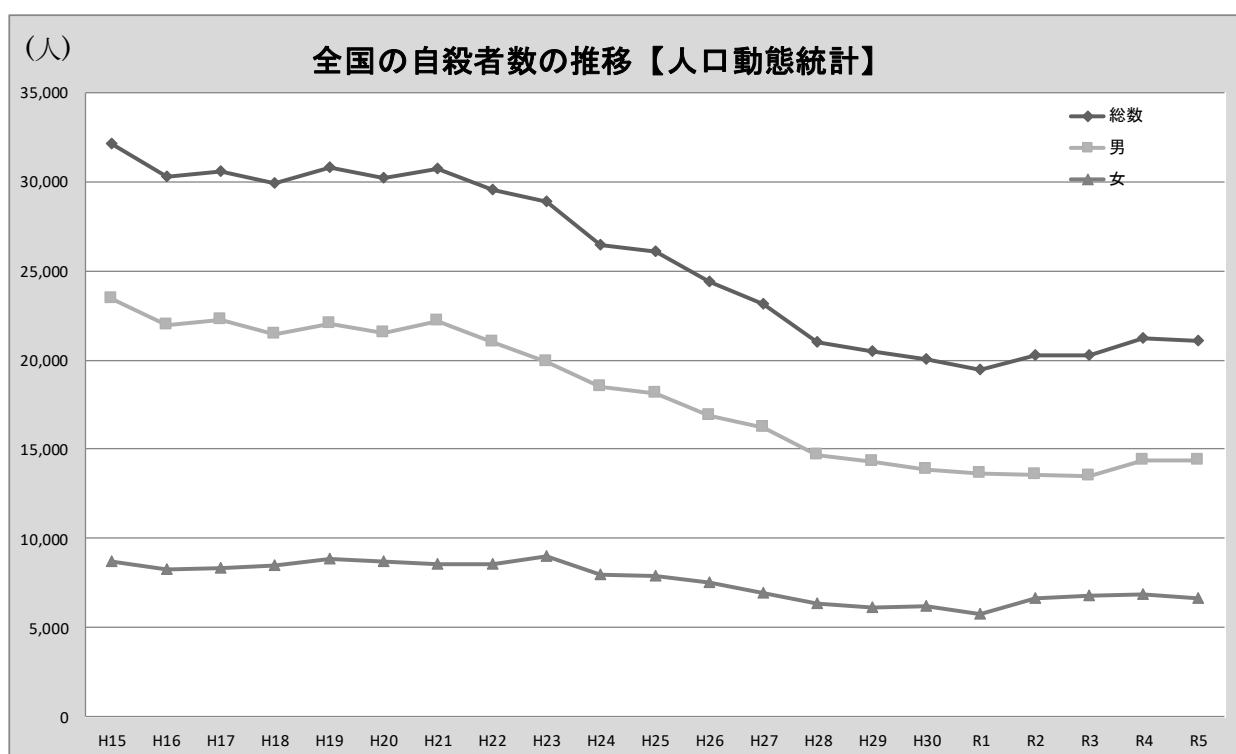
※5から13については厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」(自殺日・住居地で集計された資料)により作成

1. 全国の自殺者数の推移（人口動態統計：H15～R5）

男女総計：自殺死亡者数は、昭和 55 年（1980 年）以降概ね年間 2 万人から 2 万 5 千人の間で推移していたが、平成 10 年（1998 年）に急増し、戦後初めて 3 万人（31,755 人）を超えた。その後も増減しながら平成 21 年までは概ね年間 3 万人前後で推移し、平成 23 年以降は減少傾向を維持し、平成 27 年には急増前の平成 9 年を下回るまで減少したが、令和 2 年に増加に転じ 2 万人台となっている。

男性：平成 10 年以降では、男性の自殺死亡数は女性のほぼ 2～3 倍で推移しており、男女総計の自殺死亡の傾向は男性の傾向とほぼ同様となっている。

女性：平成 10 年に 9 千人台に増加したが、平成 12 年以降は 8 千人台で推移し、男性と同様に平成 23 年以降は一貫して減少傾向を維持しており、平成 27 年以降は急増前の平成 9 年の 7 千人台を下回る 6 千人台まで減少し、令和元年には 5 千人台まで減少したが、令和 2 年以降は 6 千人台に増加した。



全国の自殺者数の推移

年次別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総数	32,109	30,247	30,553	29,921	30,827	30,229	30,707	29,554	28,896	26,433	26,063	24,417	23,152	21,017	20,465	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252	21,037
男	23,396	21,955	22,236	21,419	22,007	21,546	22,189	21,028	19,904	18,485	18,158	16,875	16,202	14,639	14,333	13,851	13,668	13,588	13,508	14,362	14,388
女	8,713	8,292	8,317	8,502	8,820	8,683	8,518	8,526	8,992	7,948	7,905	7,542	6,950	6,378	6,132	6,180	5,757	6,655	6,783	6,890	6,649

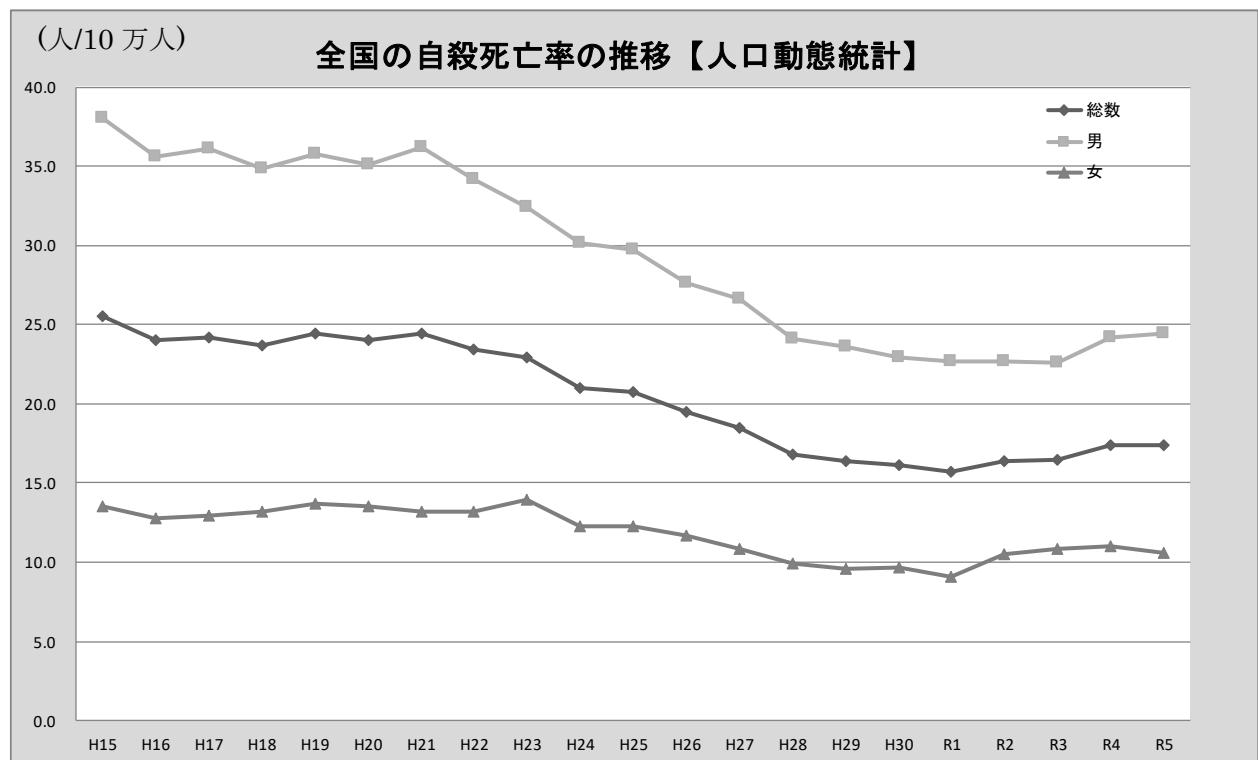
資料：「人口動態統計」より

2. 全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計：H15～R5）

男女総計：傾向は自殺死亡者数と同様であり、昭和 55 年（1980 年）以降は増加した年でも人口 10 万人当たり（以下単位同様）22 未満で推移していたが、平成 10 年（1998 年）に急増し（25.4）、その後増減しながら平成 22 年までは概ね 23～24 台で推移し、平成 23 年以降は減少傾向を維持している。平成 27 年に急増前の平成 9 年（18.8）を下回るまで減少しその後も減少が続いていたが、令和 2 年に増加に転じた。平成 15 年から令和 5 年の減少率は 31.8%となっている。

男性：平成 10 年以降では、男性の自殺死亡率は女性のほぼ 2～3 倍で推移しており、男女総計の自殺死亡率の傾向は男性のそれとほぼ同様となっている。平成 15 年から令和 5 年の減少率は 35.8%となっている。

女性：平成 10 年に増加したものの、平成 12 年以降は 12～13 台で推移し、男性と同様に平成 23 年以降は減少傾向を維持しており、平成 26 年以降は急増前の平成 9 年（11.9）を下回り平成 28 年以降は一桁台を維持していたが、令和 2 年に増加に転じ二桁台となった。平成 15 年から令和 5 年の減少率は 21.5%となっている。



全国の自殺死亡率の推移																					
年次別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総数	25.5	24.0	24.2	23.7	24.4	24.0	24.4	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4	17.4
男	38.0	35.6	36.1	34.8	35.8	35.1	36.2	34.2	32.4	30.1	29.7	27.6	26.6	24.1	23.6	22.9	22.7	22.7	22.6	24.2	24.4
女	13.5	12.8	12.9	13.2	13.7	13.5	13.2	13.2	13.9	12.3	12.3	11.7	10.8	9.9	9.6	9.7	9.1	10.5	10.8	11.0	10.6

資料：「人口動態統計」より

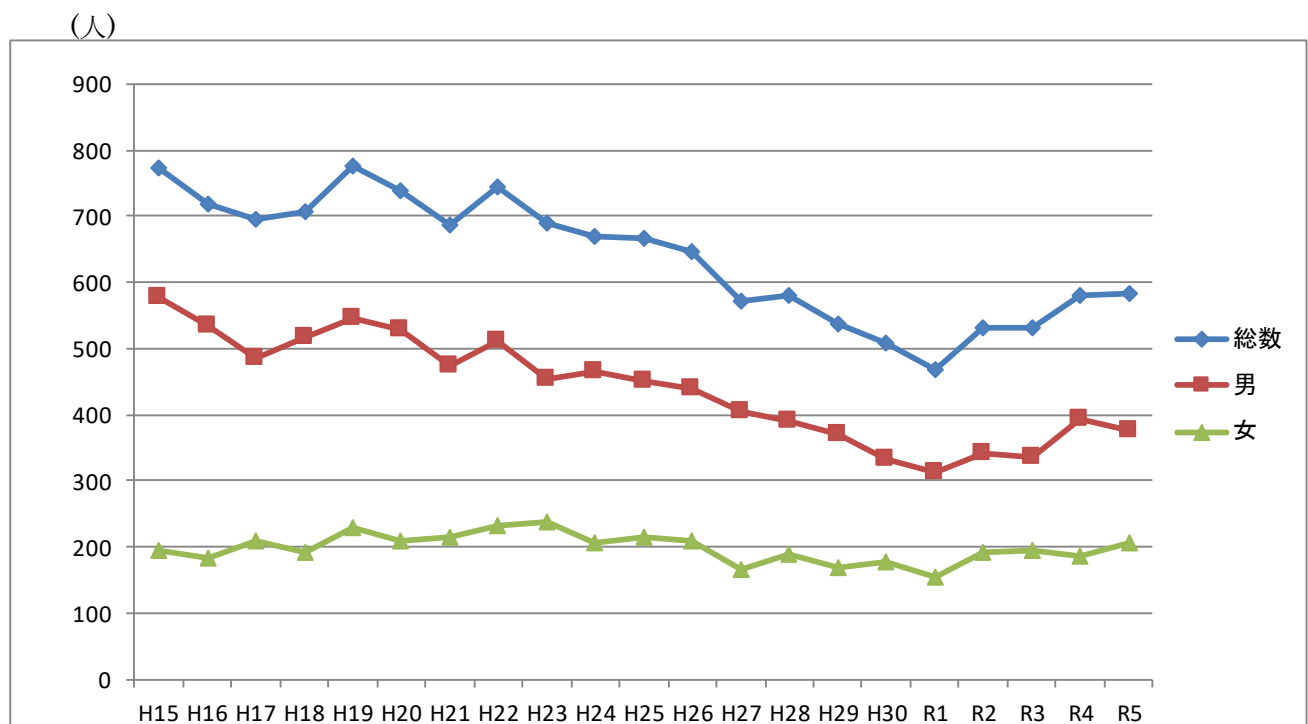
3. 大阪市の自殺者数の推移（人口動態統計：H15～R5）

男女総計：全国の傾向と同様に、平成9年の525人から平成10年に年間876人と急増したが、平成11年から全国に先駆けて減少し始めた。その後、全国の自殺死亡数は平成21年まではほぼ横ばいであったのに対して、大阪市の自殺死亡数は平成17年には、一旦年間700人を下回り、その後微増と微減を繰り返しながら、平成22年まではほぼ横ばいに経過した。平成23年以降は、全国値の傾向と同様に減少傾向を維持し700人未満となり、平成30年には急増する前の平成9年を下回り、令和元年には460人台まで減少したが、令和2年以降は増加に転じ、500人台となっている。

男性：男女総計とほぼ同様の傾向となっている。

女性：平成9年から平成10年に増加したものの、以降は200人前後の横ばいで推移していた。平成17年からは増加傾向に転じ、平成23年までは230人台となる年も続いた。平成27年以降は200人未満で増減していたが、令和5年は増加に転じ、9年ぶりに200人台となっている。

大阪市の自殺者数の推移（人口動態統計）



自殺者数の推移

年次別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総数	773	719	696	708	776	738	688	744	691	671	667	647	573	580	537	509	469	532	532	579	583
男	578	535	486	517	546	529	473	512	454	464	452	439	406	391	369	332	314	341	337	392	377
女	195	184	210	191	230	209	215	232	237	207	215	208	167	189	168	177	155	191	195	187	206

資料：「人口動態統計」より

4. 大阪市の自殺死亡率の推移（人口動態統計：H15～R5）

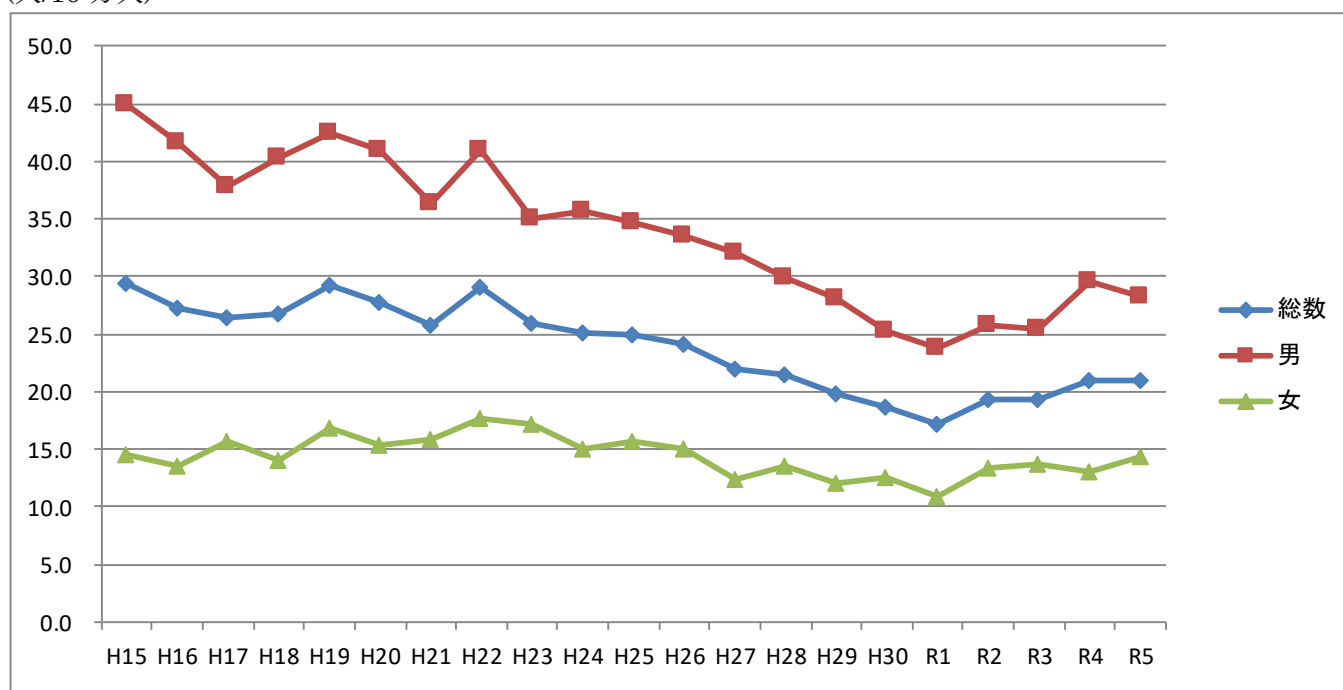
男女総計：全国の傾向と同様に平成10年に急増したが、平成12年から全国に先駆けて減少し始めた。その後、全国の自殺死亡率は平成21年まで微減であったのに対して、大阪市の自殺死亡率は平成17年には、平成10年の値の20%減少となった。その後微増と微減を繰り返しながら、平成22年まではほぼ横ばいに経過したが、平成23年以降は全国値の傾向と同様に減少傾向を維持し、令和元年には急増前の平成9年よりも低い17.1となったが、令和2年に増加に転じ19.3となり、令和4年以降にはさらに増加に転じ21.0となった。また、平成15年から令和5年の減少率は28.6%となっている。

男性：男女総計とほぼ同様の傾向となっている。

女性：令和5年は増加している。

大阪市の自殺死亡率の推移（人口動態統計）

（人/10万人）



自殺死亡率の推移

年次別	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
総数	29.4	27.3	26.5	26.8	29.3	27.8	25.8	29.0	25.9	25.1	24.9	24.1	22.0	21.5	19.8	18.7	17.1	19.3	19.3	21.0	21.0
男	45.0	41.6	37.9	40.3	42.4	40.9	36.4	41.0	35.0	35.7	34.7	33.5	32.1	29.9	28.1	25.2	23.8	25.7	25.4	29.5	28.3
女	14.5	13.6	15.6	14.1	16.9	15.4	15.8	17.6	17.2	15.0	15.6	15.0	12.4	13.5	12.0	12.6	10.9	13.4	13.7	13.1	14.3

資料：「人口動態統計」より

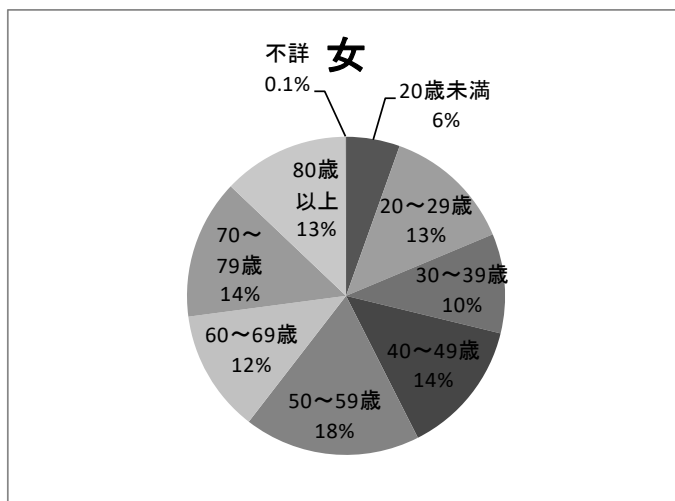
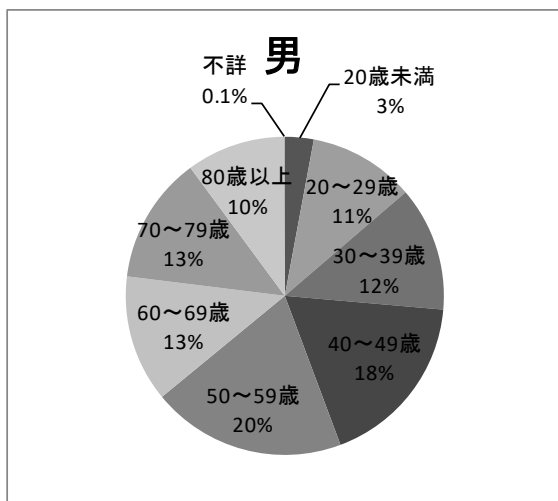
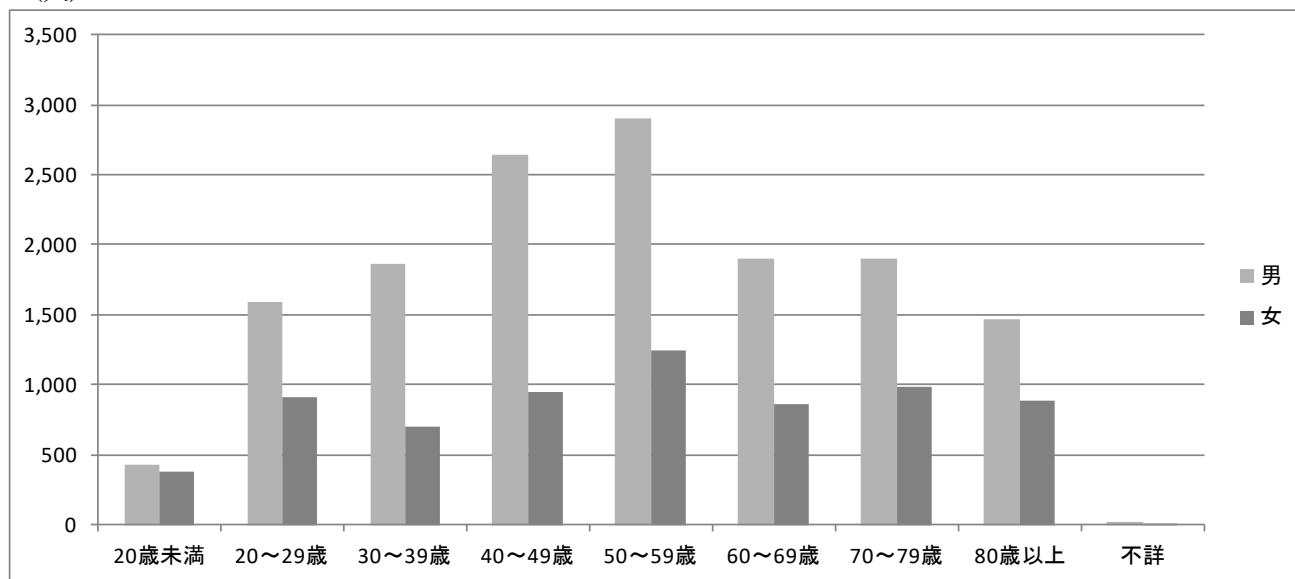
5-1. 年齢別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

令和5年の全国の自殺者数 21,657 人（男性 14,725 人（68%）、女性 6,932 人（32%））を年齢別にみると、50 歳代が最も多く 4,150 人（19%）、次いで 40 歳代 3,592 人（17%）、70 歳代 2,887 人（13%）となっている。

男性では 50 歳代、40 歳代、70 歳代の順に多く、女性では 50 歳代、70 歳代、40 歳代の順に多くなっている。

令和5年 年齢別・男女別の自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

（人）



年齢別男女別

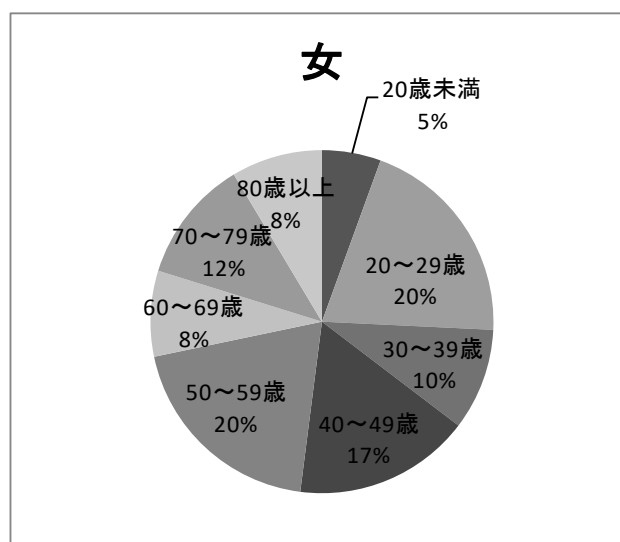
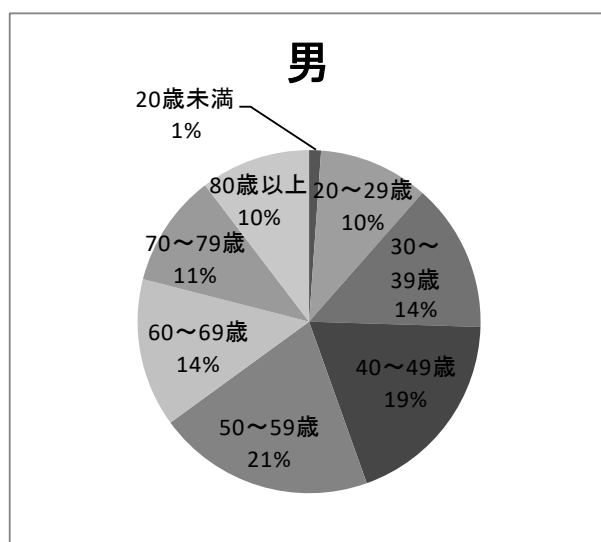
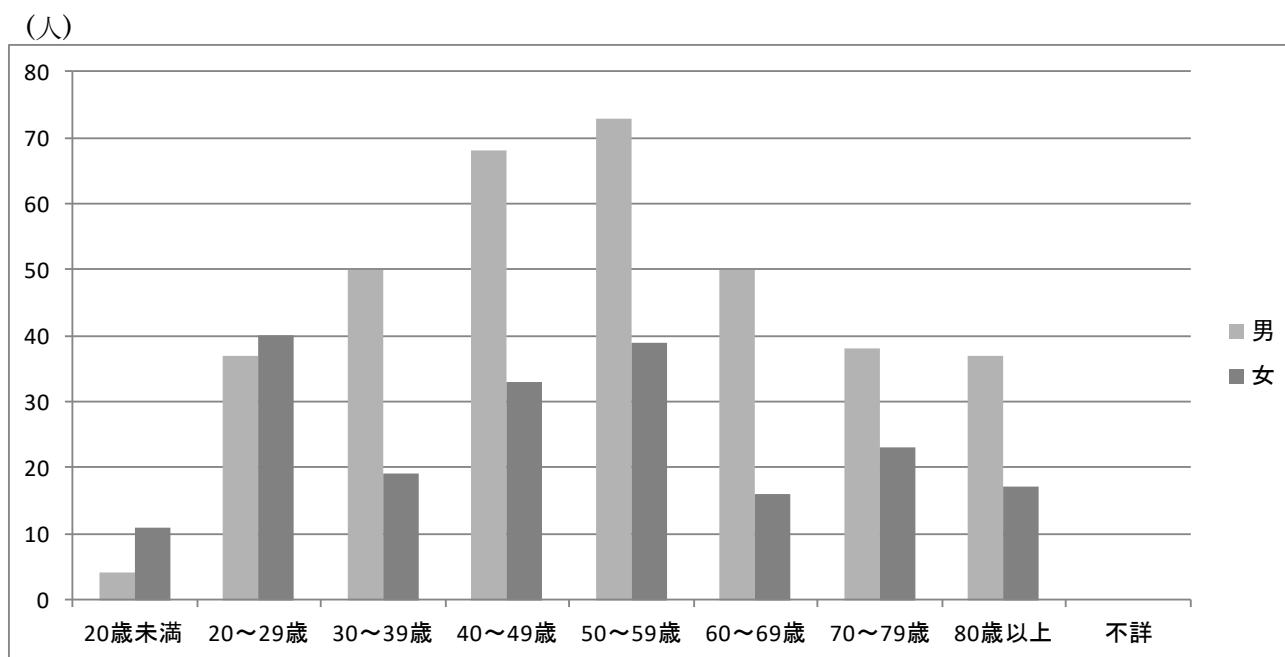
年齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳	計
計	810	2,505	2,566	3,592	4,150	2,763	2,887	2,359	25	21,657
男	431	1,589	1,865	2,639	2,907	1,901	1,904	1,470	19	14,725
女	379	916	701	953	1,243	862	983	889	6	6,932

5-2. 年齢別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

令和5年の本市の自殺者数 555 人（男性 357 人（64%）、女性 198 人（36%））を年齢別にみると、50 歳代が最も多く 112 人（20%）、次いで 40 歳代 101 人（18%）、20 歳代 77 人（14%）となっている。

男性では 50 歳代、40 歳代、30 歳代及び 60 歳代の順に多く、女性では 20 歳代、50 歳代、40 歳代の順に多くなっている。

令和5年 年齢別・男女別の自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市



年齢別男女別

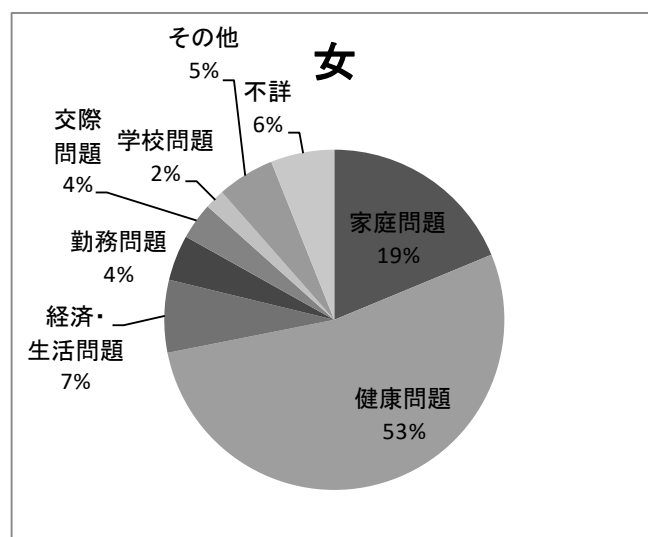
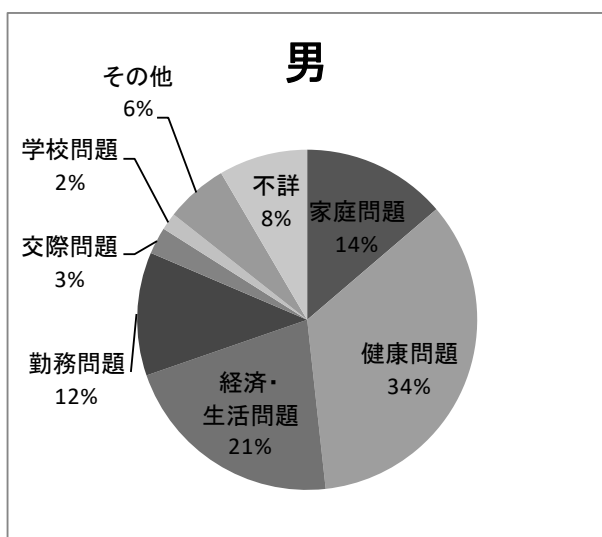
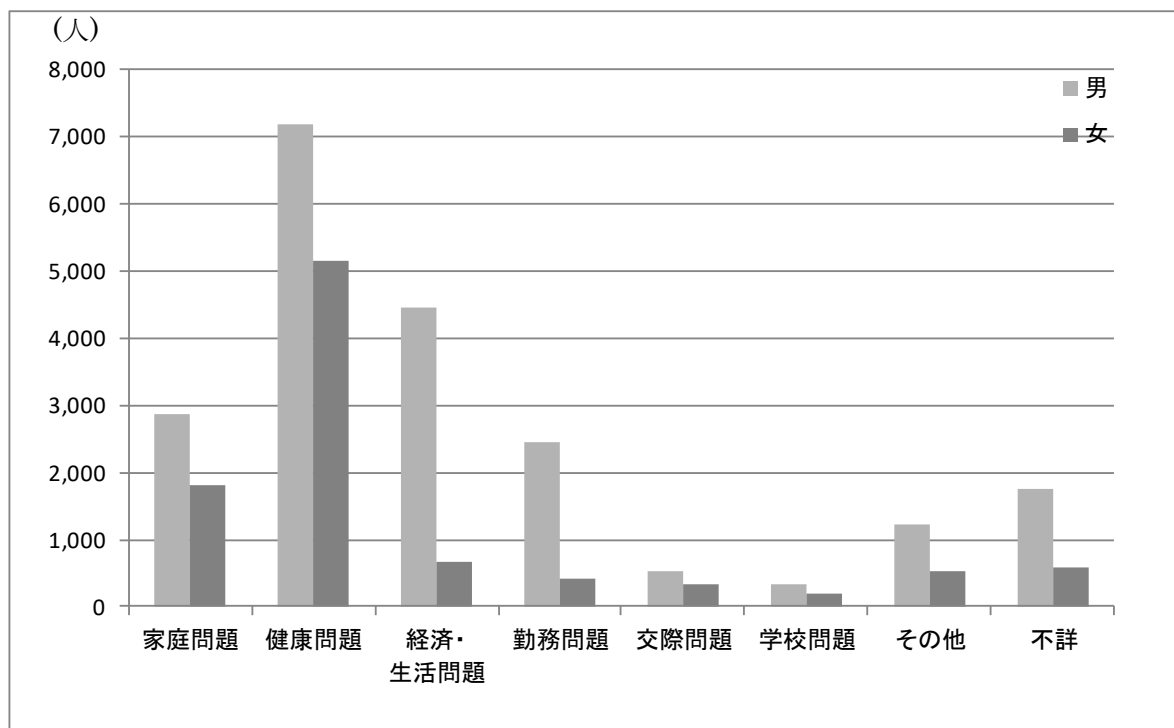
年齢	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳	計
計	15	77	69	101	112	66	61	54	0	555
男	4	37	50	68	73	50	38	37	0	357
女	11	40	19	33	39	16	23	17	0	198

6－1. 原因別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国
（遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を、自殺者一人につき3つまで計上可能としている。）

自殺の原因・動機としては、「健康問題」が12,339人（40％）と最も多く、次いで「経済・生活問題」5,127人（17％）、「家庭問題」4,678人（15％）となっている。

男女別でみると、男女とも「健康問題」が最も多く、次に男性は「経済・生活問題」が多いのに対し、女性は「家庭問題」が多くなっている。

令和5年 原因別・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国



原因別・男女別

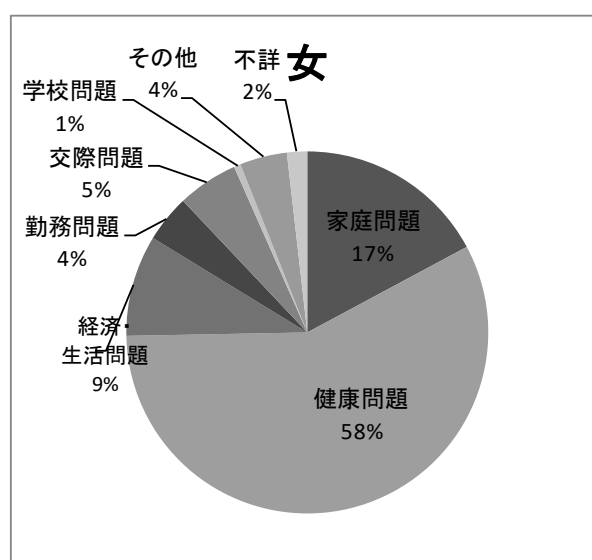
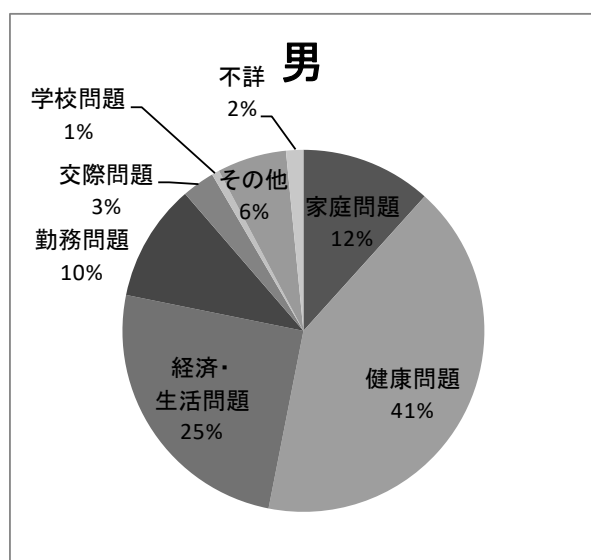
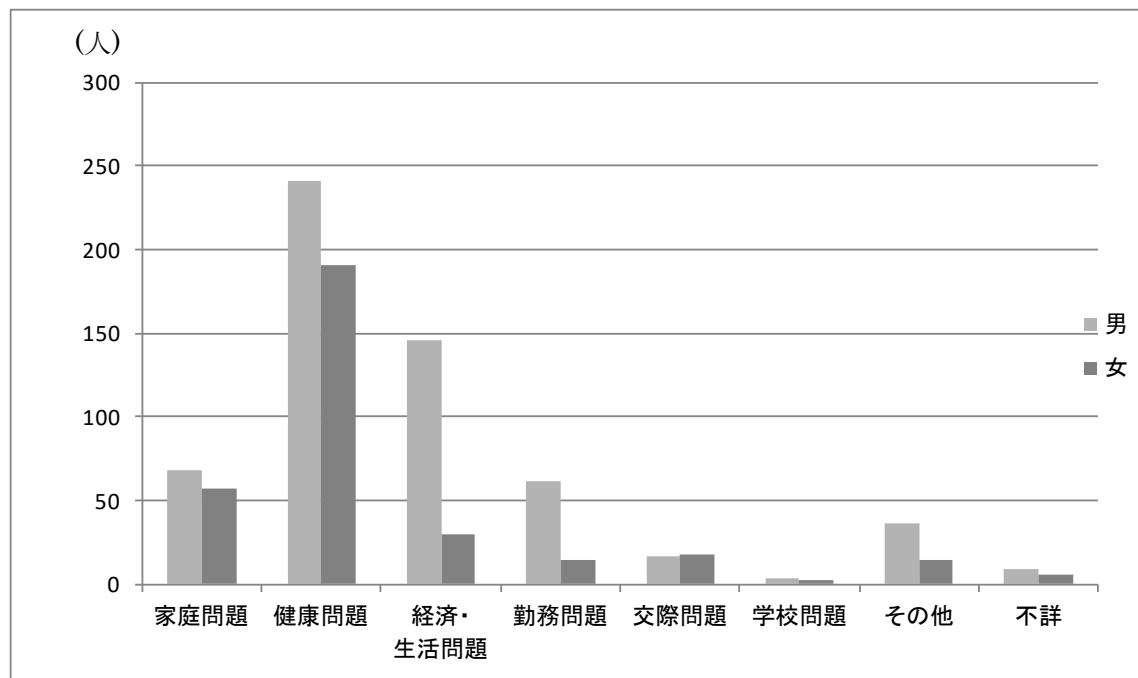
原因	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	計
計	4,678	12,339	5,127	2,860	872	524	1,761	2,344	30,505
男	2,857	7,179	4,457	2,439	533	340	1,232	1,757	20,794
女	1,821	5,160	670	421	339	184	529	587	9,711

6-2. 原因別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市 （遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を、自殺者一人につき3つまで計上可能としている。）

自殺の原因・動機としては、「健康問題」が432人（47％）と最も多く、次いで「経済・生活問題」176人（19％）、「家庭問題」125人（14％）となっている。

男女別でみると、男女とも「健康問題」が最も多く、次に男性は「経済・生活問題」が多いのに対し、女性は「家庭問題」が多くなっている。

令和5年 原因別・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市



原因別・男女別

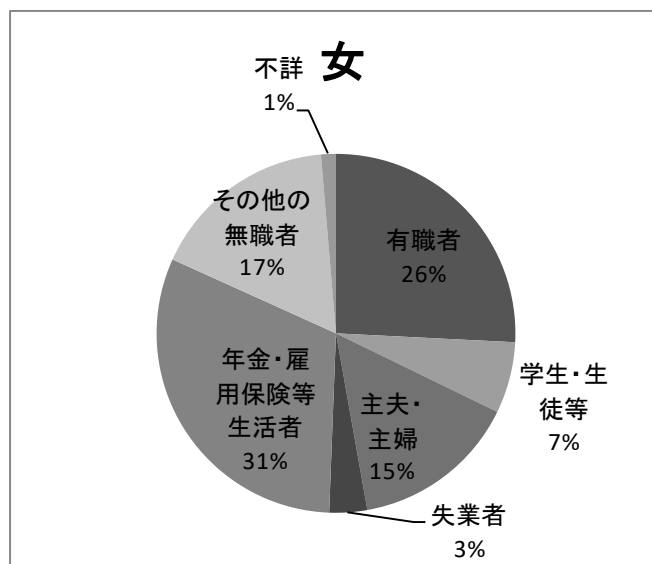
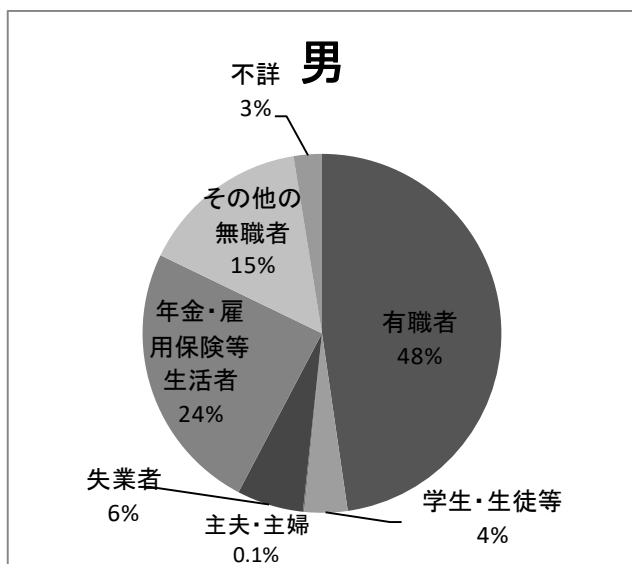
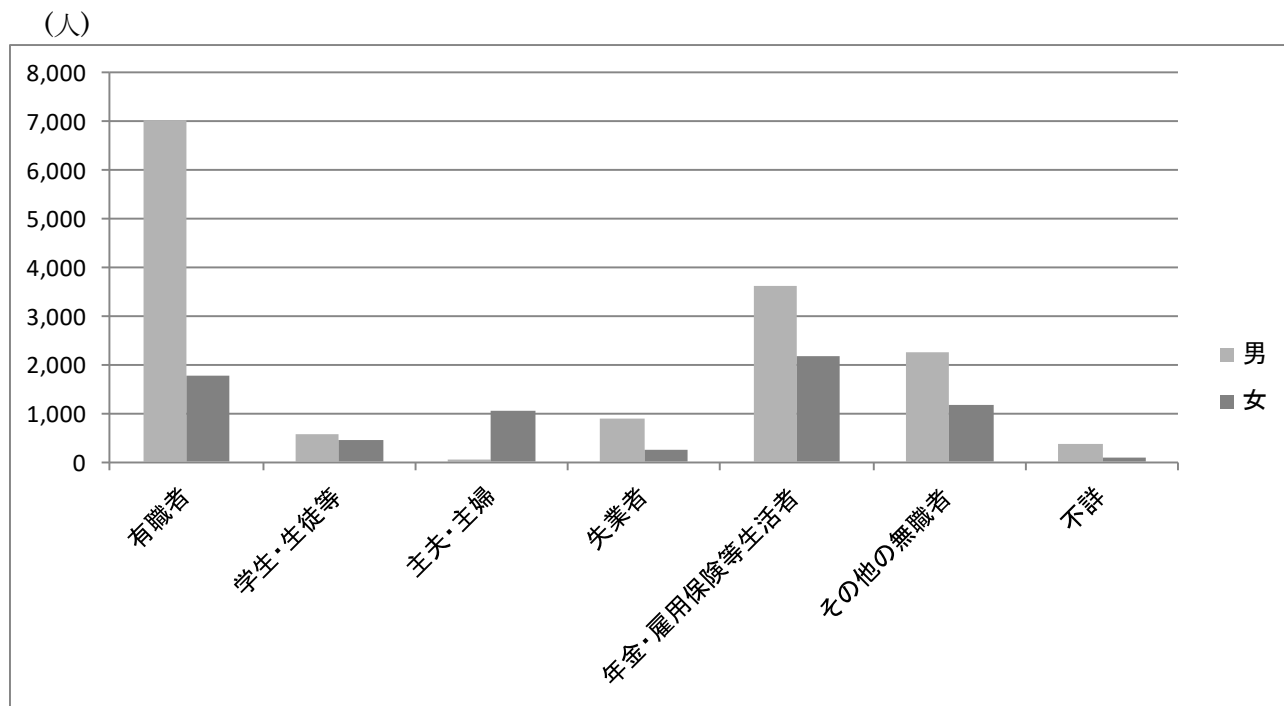
原因	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	計
計	125	432	176	75	35	6	50	15	914
男	68	241	146	61	17	4	36	9	582
女	57	191	30	14	18	2	14	6	332

7-1. 職業別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

職業別でみると「有職者」が8,812人（41%）と最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」が5,761人（27%）、「その他の無職者」3,423人（16%）となっている。

男女別では、男性では「有職者」が最も多く、女性では「年金・雇用保険等生活者」の割合が最も多くなっている。

令和5年 職業別・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国



職業別・男女別

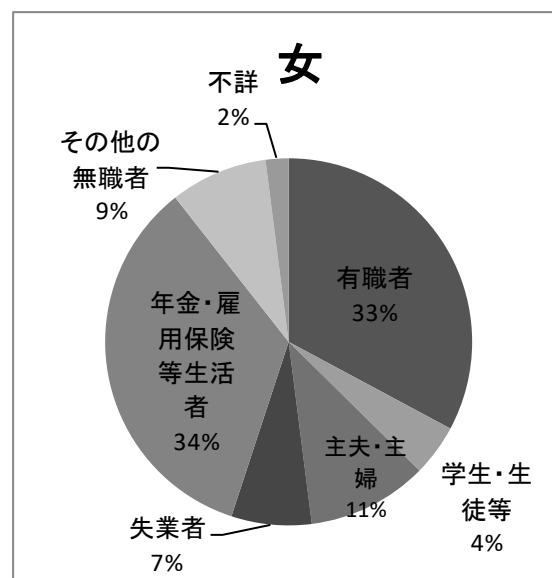
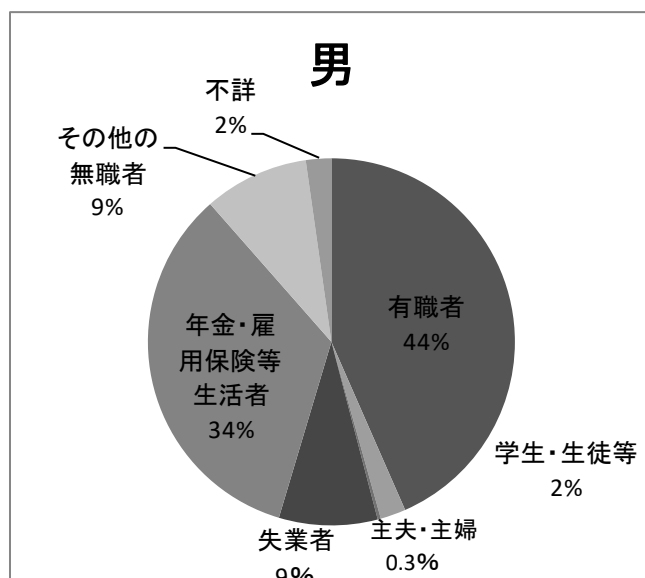
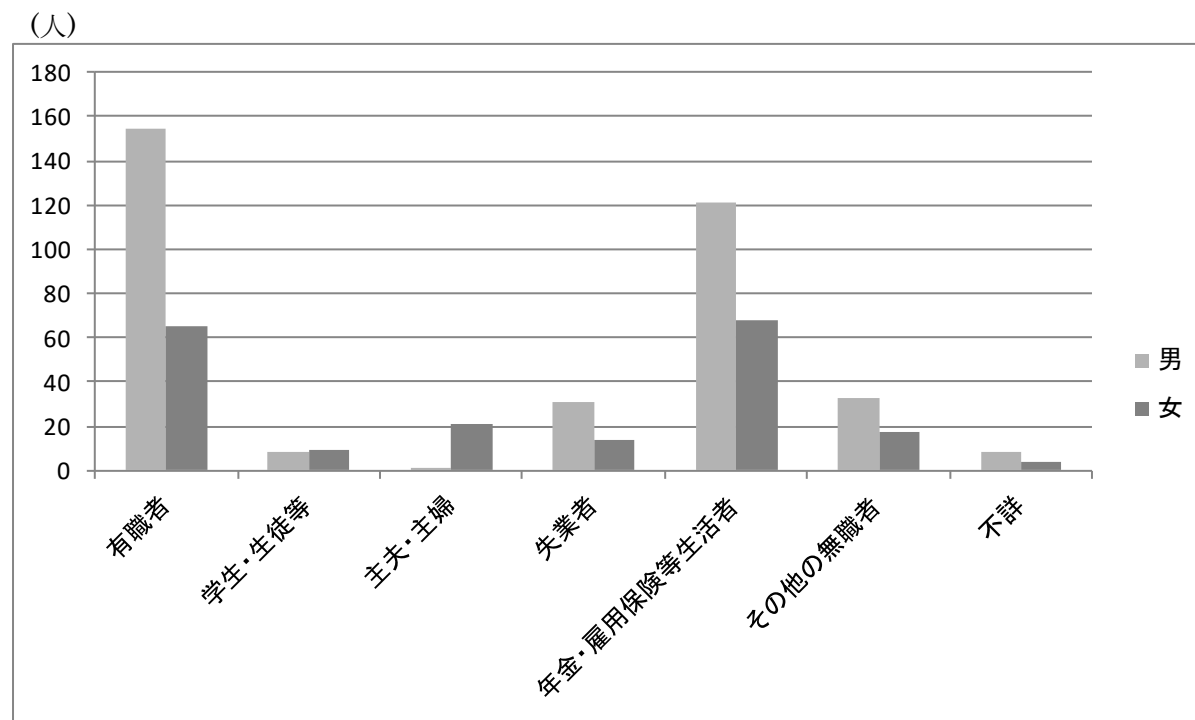
職業	有職者	学生・生徒等	主夫・主婦	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳	計
計	8,812	1,017	1,056	1,120	5,761	3,423	468	21,657
男	7,024	572	17	884	3,602	2,251	375	14,725
女	1,788	445	1,039	236	2,159	1,172	93	6,932

7-2. 職業別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

職業別でみると「有職者」が220人（40％）と最も多く、次いで「年金・雇用保険等生活者」が189人（34％）、「その他の無職者」が50人（9％）となっている。

男女別では、男性では「有職者」、女性では「年金・雇用保険等生活者」の割合が最も多くなっている。

令和5年 職業別・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市



職業別・男女別

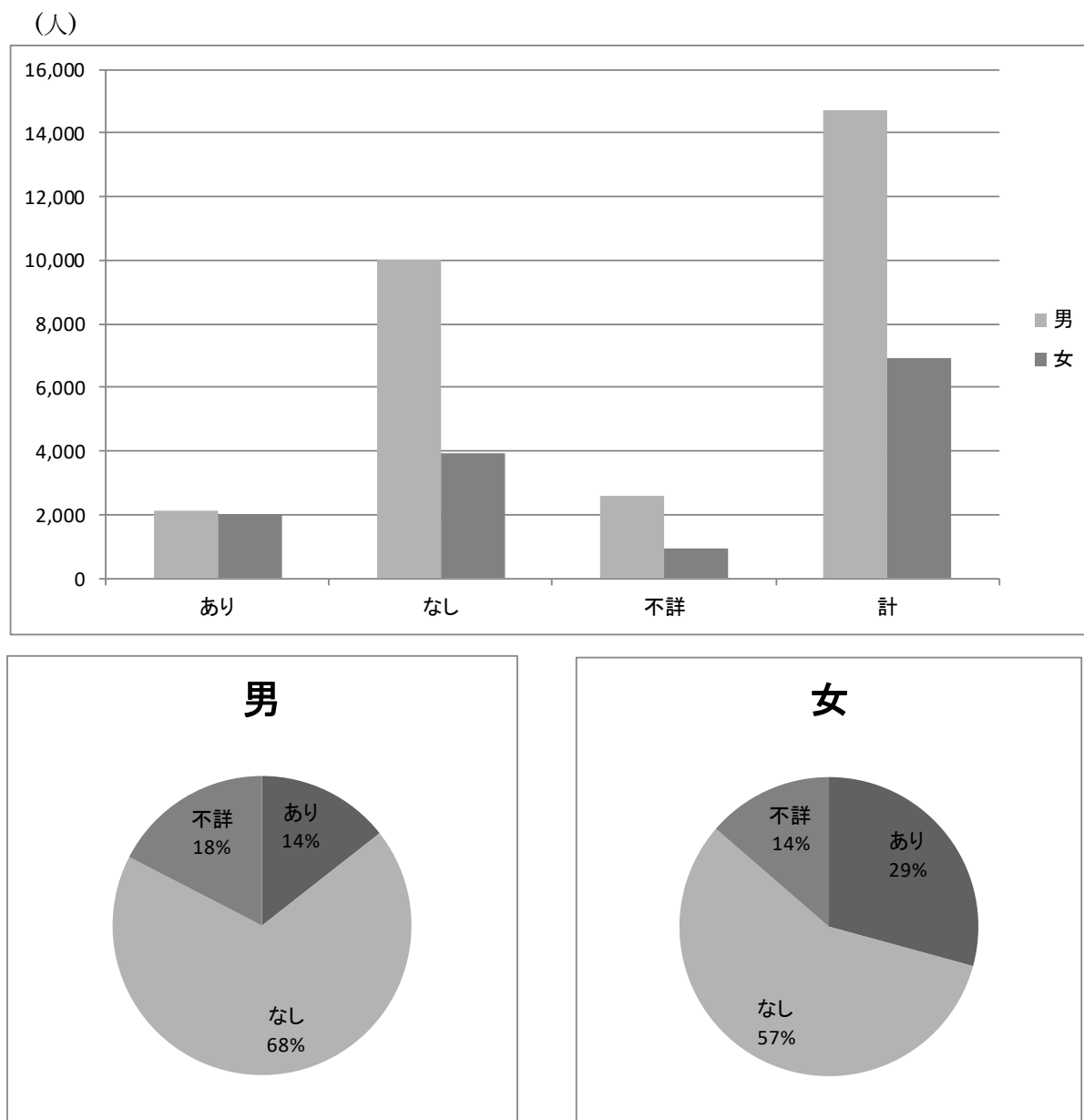
職業	有職者	学生・生徒等	主夫・主婦	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳	計
計	220	17	22	45	189	50	12	555
男	155	8	1	31	121	33	8	357
女	65	9	21	14	68	17	4	198

8-1. 既遂者における自殺未遂の有無・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

既遂者における自殺未遂の有無別については、自殺未遂歴「あり」が4,151人（19%）であった。

男女別でみると、男性の自殺未遂歴「あり」が2,123人（14%）、女性の自殺未遂歴「あり」が2,028人（29%）であった。

令和5年 既遂者における自殺未遂の有無・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国



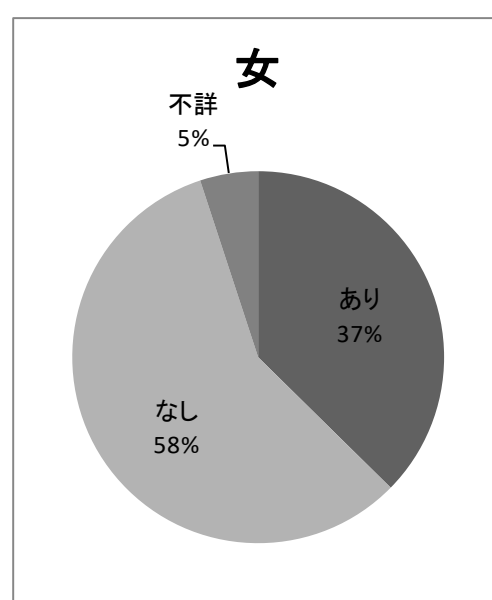
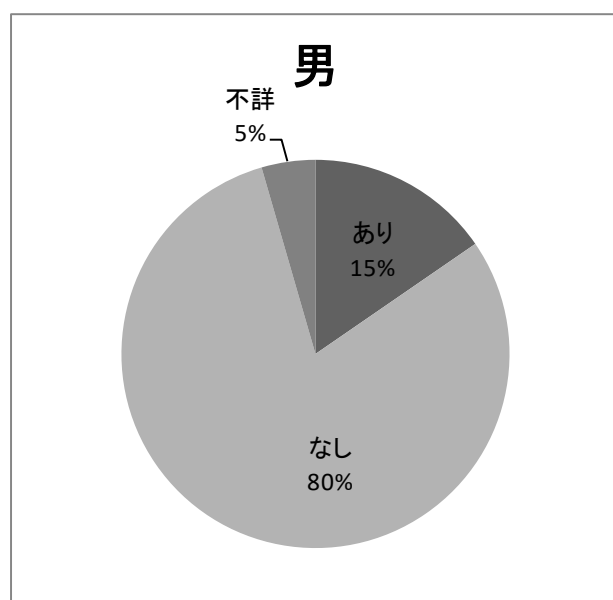
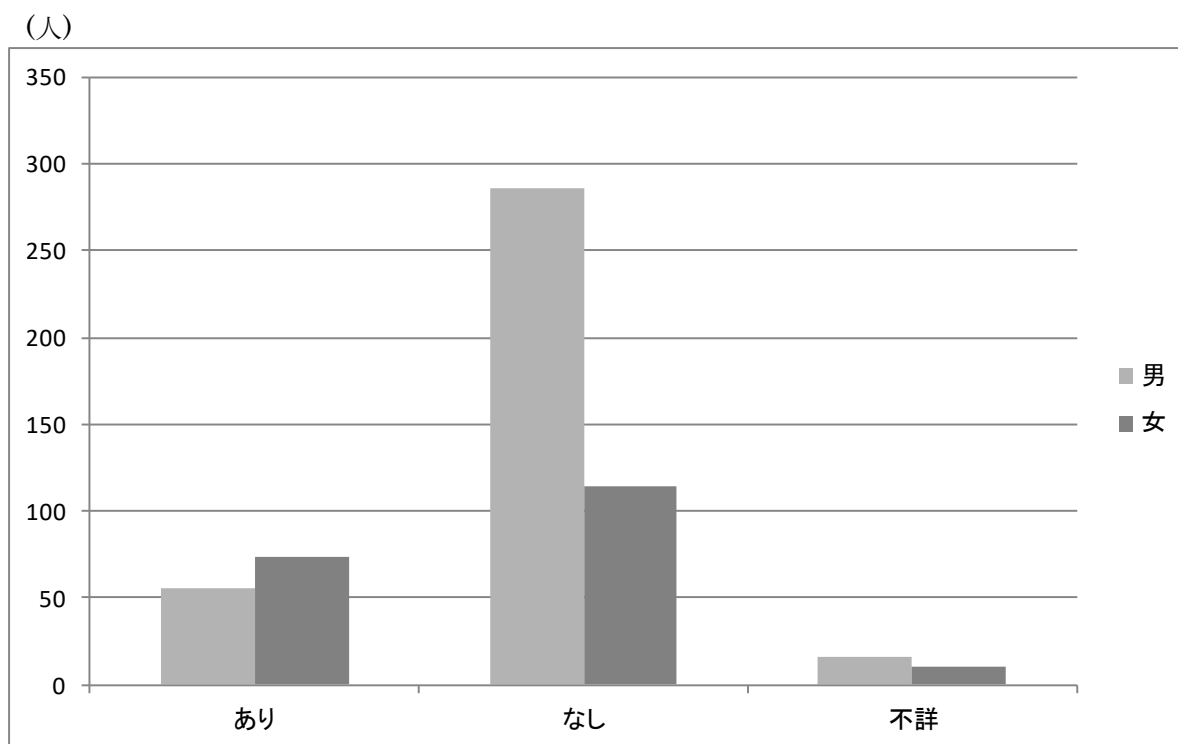
既遂者における自殺未遂の有無・男女別

自殺未遂	あり	なし	不詳	計
計	4,151	13,995	3,511	21,657
男	2,123	10,037	2,565	14,725
女	2,028	3,958	946	6,932

8－2. 既遂者における自殺未遂の有無・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

既遂者における自殺未遂の有無別については、自殺未遂歴「あり」が129人（23％）であった。
男女別でみると、男性の自殺未遂歴「あり」が55人（15％）、女性の自殺未遂歴「あり」が74人（37％）であった。

令和5年 既遂者における自殺未遂の有無・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）



既遂者における自殺未遂の有無・男女別

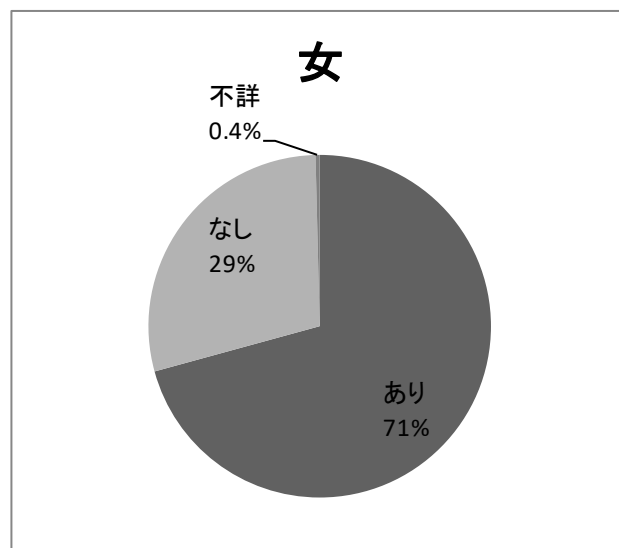
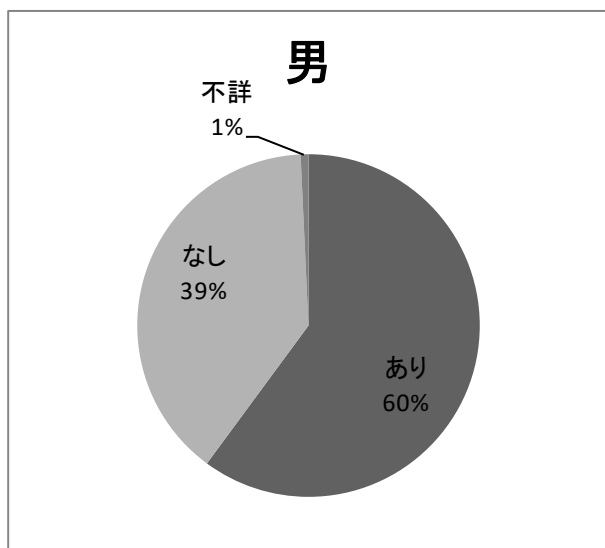
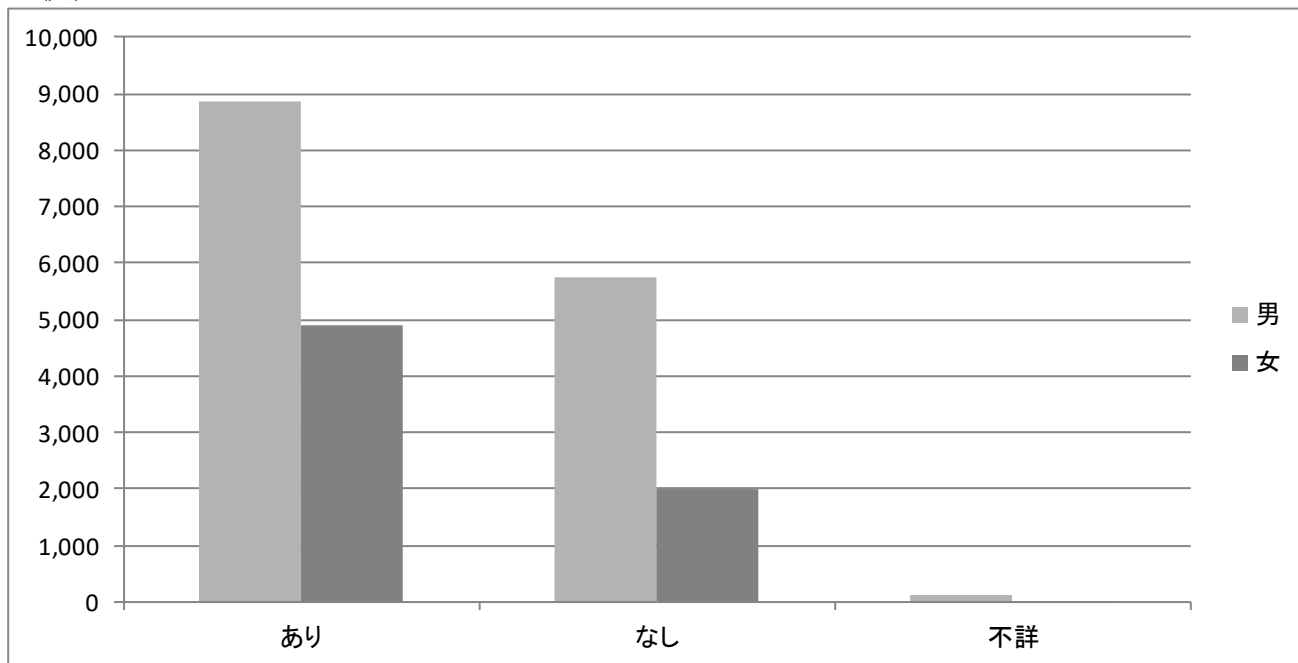
自殺未遂	あり	なし	不詳	計
計	129	400	26	555
男	55	286	16	357
女	74	114	10	198

9-1. 同居人の有無・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

同居人の有無別でみると、「同居人あり」が13,755人（64%）、「同居人なし」が7,766人（36%）となっている。男女別でみると、男女とも「同居人あり」の方が多くなっている。

令和5年 同居人の有無・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

（人）



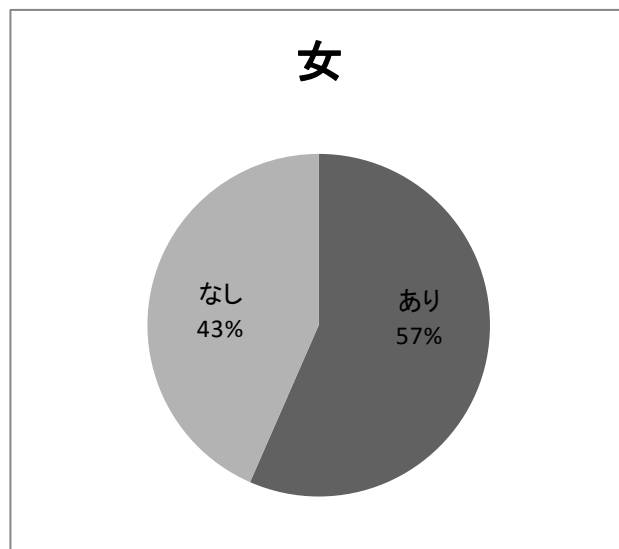
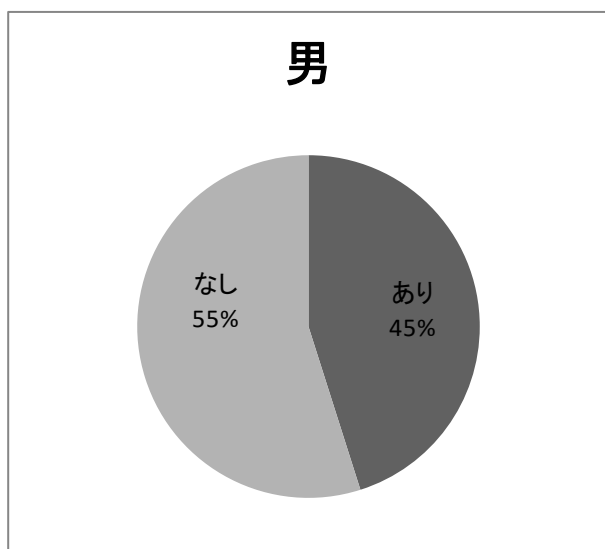
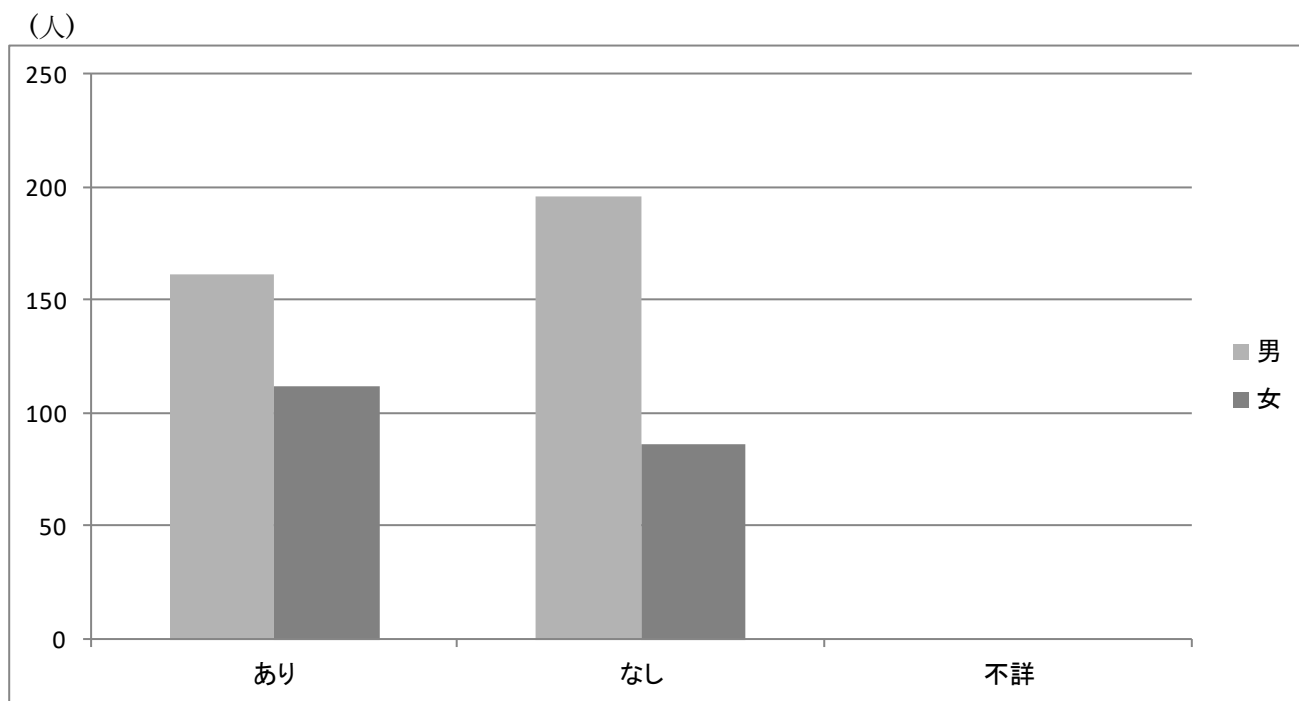
同居人の有無・男女別

同居人	あり	なし	不詳	計
計	13,755	7,766	136	21,657
男	8,851	5,765	109	14,725
女	4,904	2,001	27	6,932

9-2. 同居人の有無・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

同居人の有無別でみると、「同居人あり」が273人（49%）、「同居人なし」が282人（51%）となっている。男女別でみると、男性は「同居人なし」の方が多く、女性は「同居人あり」の方が多い。

令和5年 同居人の有無・男女別（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市



同居人の有無・男女別

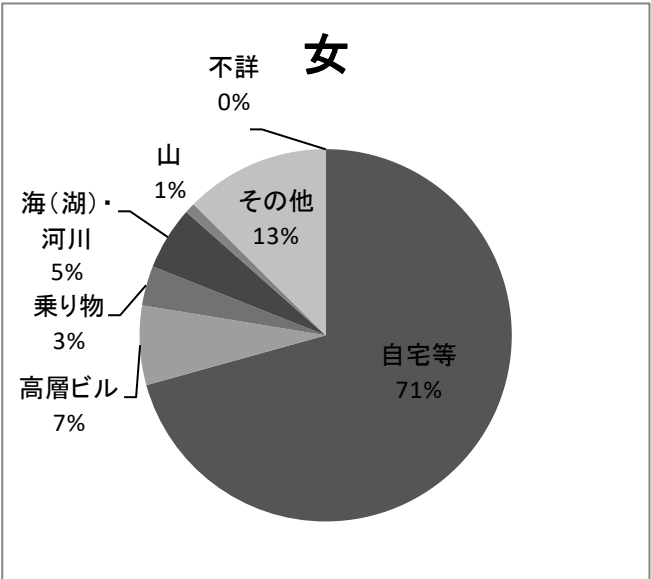
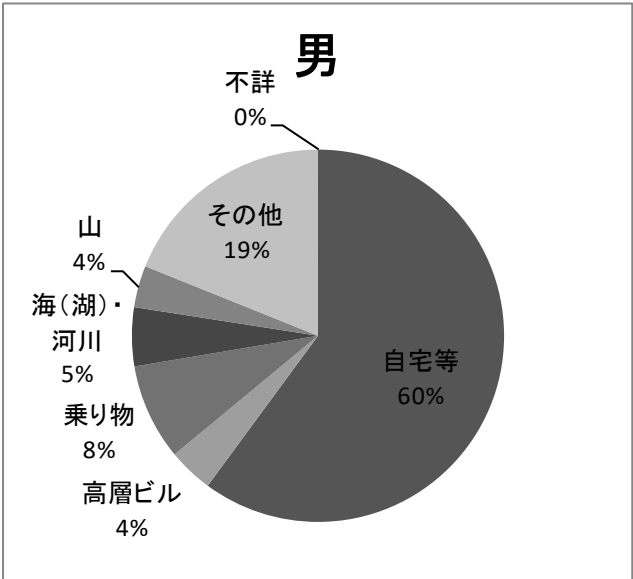
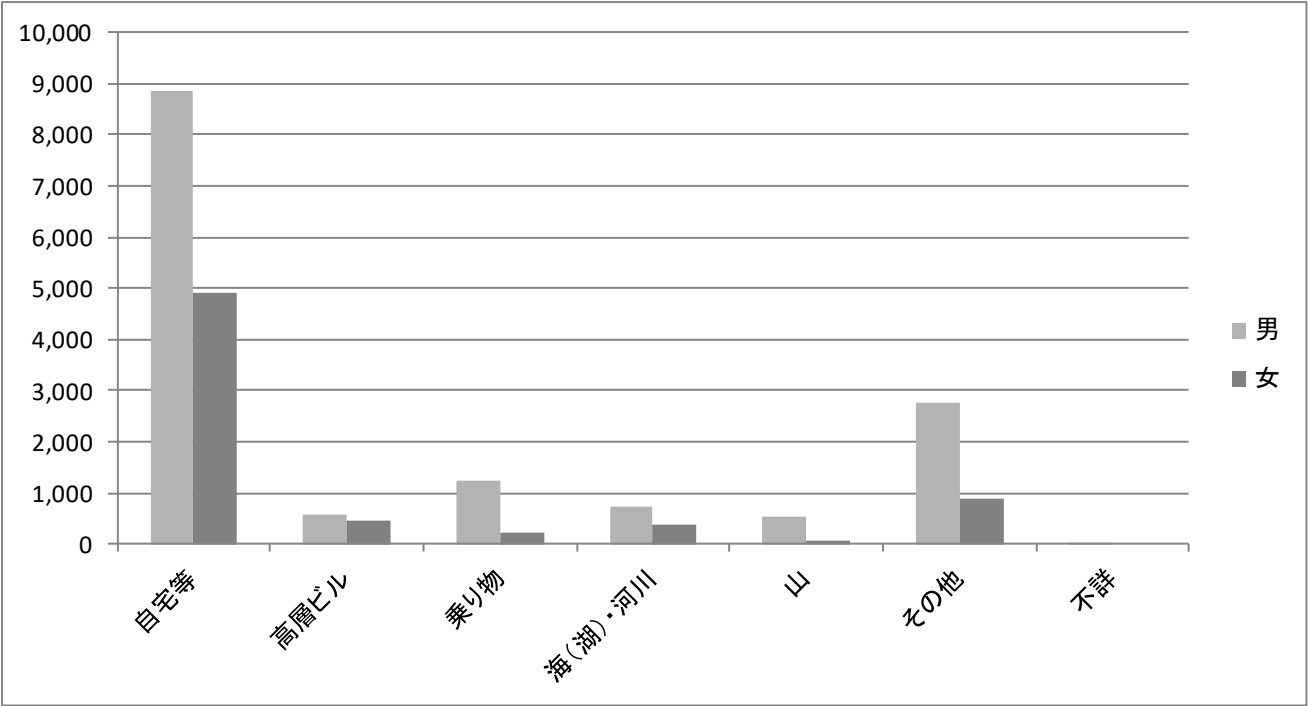
同居人	あり	なし	不詳	計
計	273	282	0	555
男	161	196	0	357
女	112	86	0	198

10-1. 場所別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

場所別でみると、男女ともに「自宅等」が最も多く、次に男性は「乗り物」が多いのに対し、女性は「高層ビル」が多い。

令和5年 場所別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

(人)



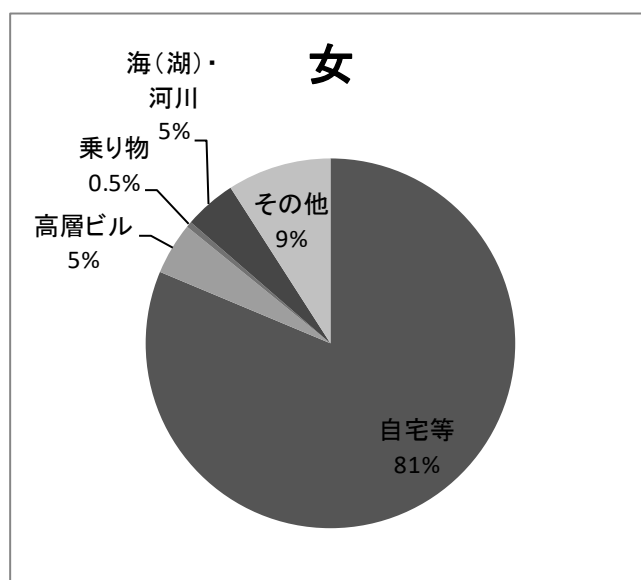
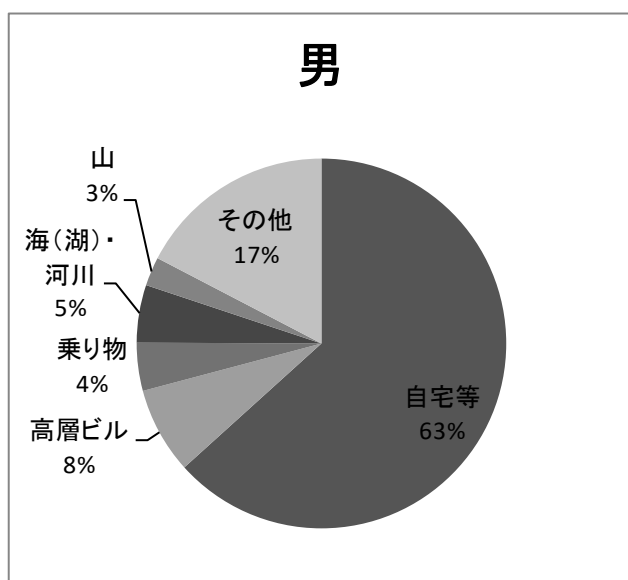
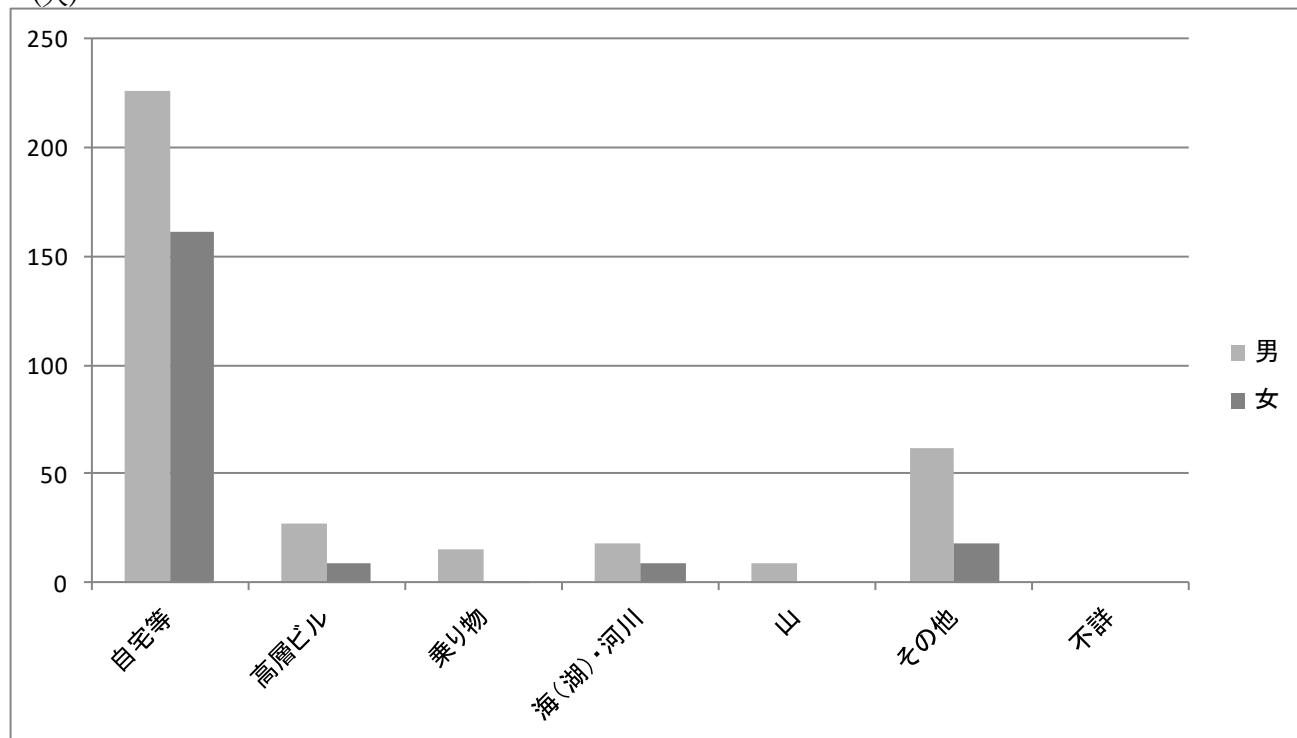
場所別・男女別自殺者数

場所	自宅等	高層ビル	乗り物	海(湖)・河川	山	その他	不詳	計
計	13,749	1,053	1,470	1,132	597	3,655	1	21,657
男	8,849	575	1,231	751	534	2,784	1	14,725
女	4,900	478	239	381	63	871	0	6,932

10-2. 場所別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

場所別でみると、男女ともに「自宅等」が最も多く、次に男性は「高層ビル」が多く、女性は「高層ビル」及び「湖・河川」が多い。

令和5年 場所別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市
(人)



場所別・男女別自殺者数

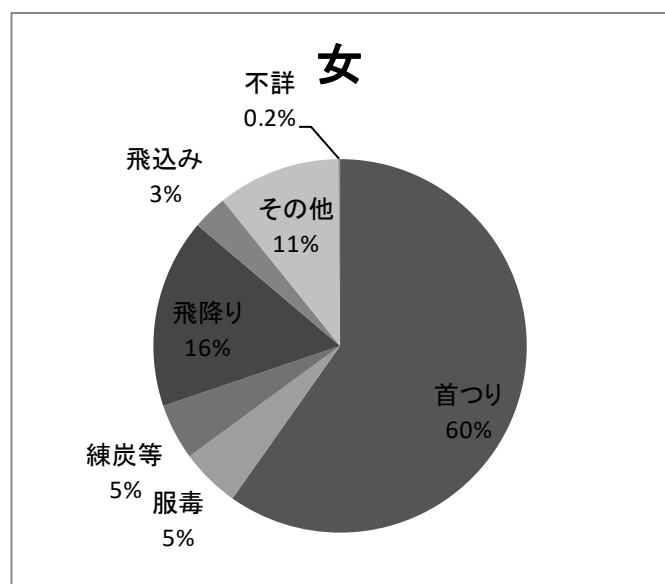
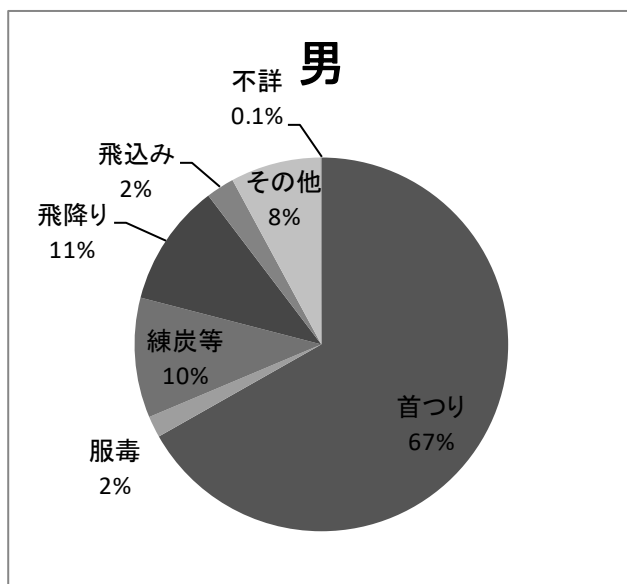
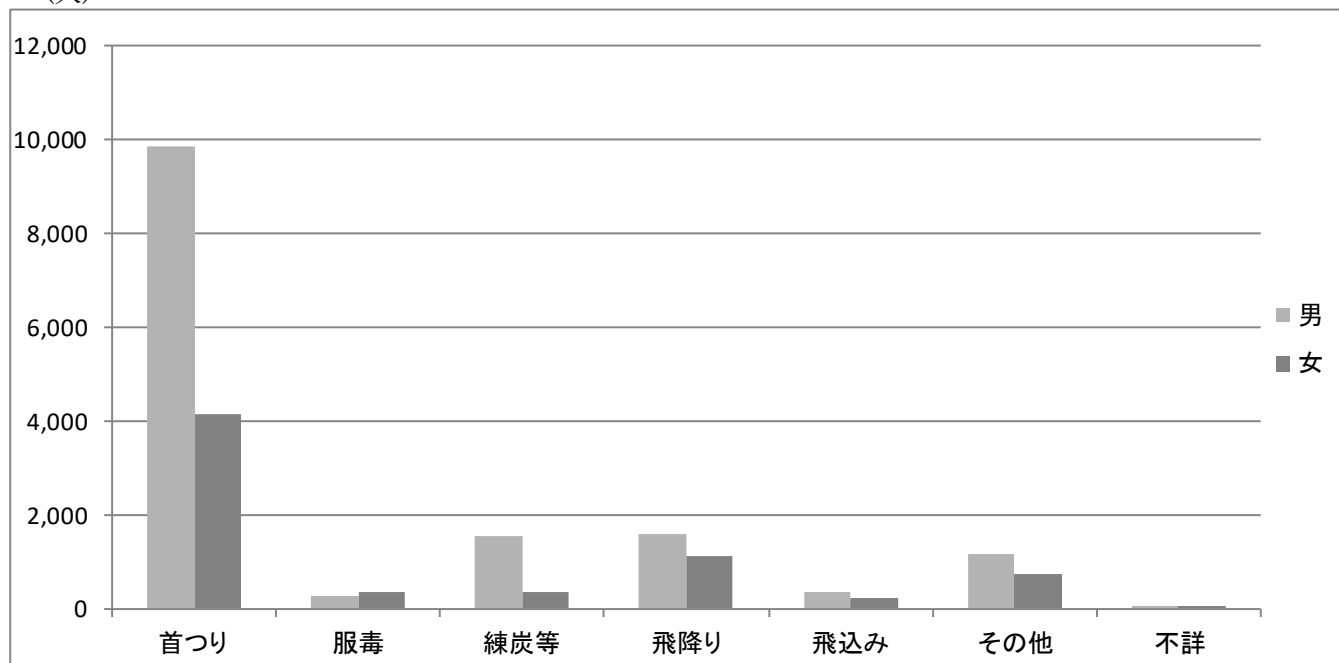
場所	自宅等	高層ビル	乗り物	海(湖)・河川	山	その他	不詳	計
計	387	36	16	27	9	80	0	555
男	226	27	15	18	9	62	0	357
女	161	9	1	9	0	18	0	198

11－１．手段別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

手段別でみると、「首つり」が最も多く、次いで「飛降り」となっている。男女別でも同様となっている。

令和5年 手段別・男女別自殺者数(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)・全国

(人)



手段別・男女別自殺者数

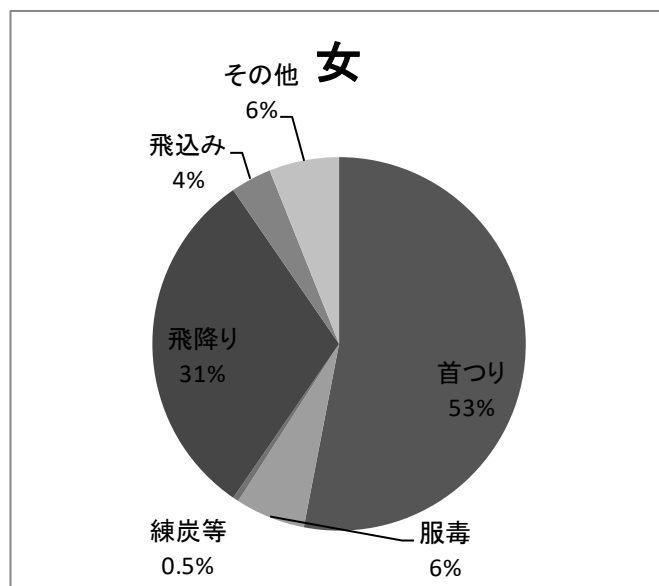
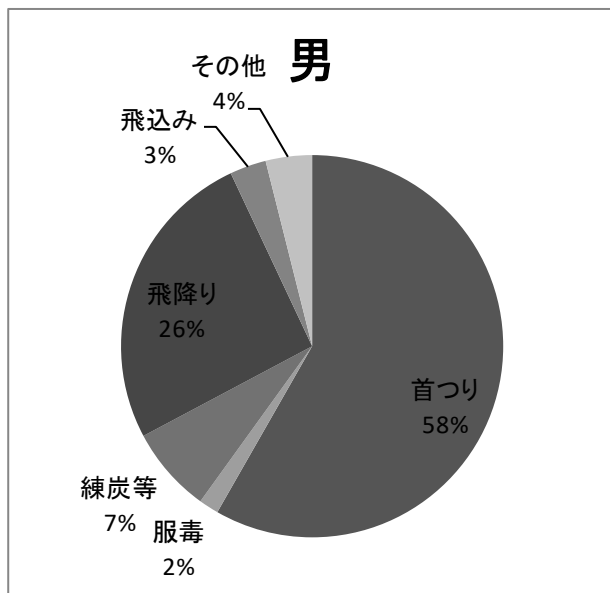
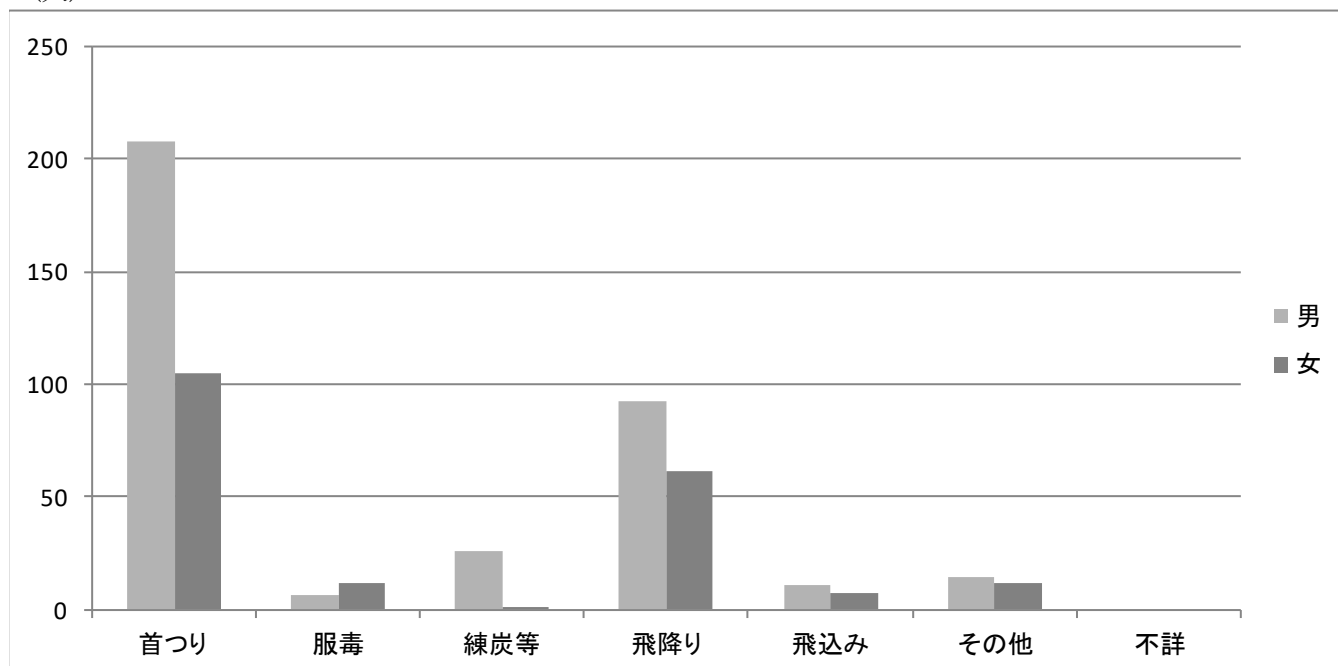
手段	首つり	服毒	練炭等	飛降り	飛込み	その他	不詳	計
計	13,980	630	1,865	2,701	571	1,886	24	21,657
男	9,836	273	1,528	1,565	361	1,150	12	14,725
女	4,144	357	337	1,136	210	736	12	6,932

11－2. 手段別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

手段別でみると、「首つり」が最も多く、次いで「飛降り」となっている。男女別でも同様となっている。

令和5年 手段別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

(人)



手段別・男女別自殺者数

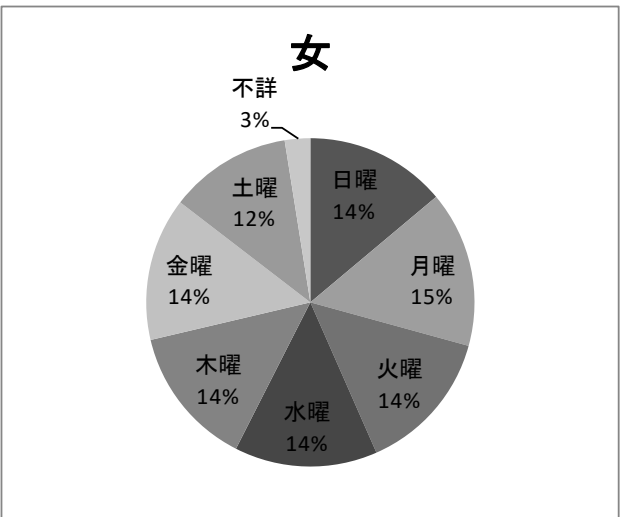
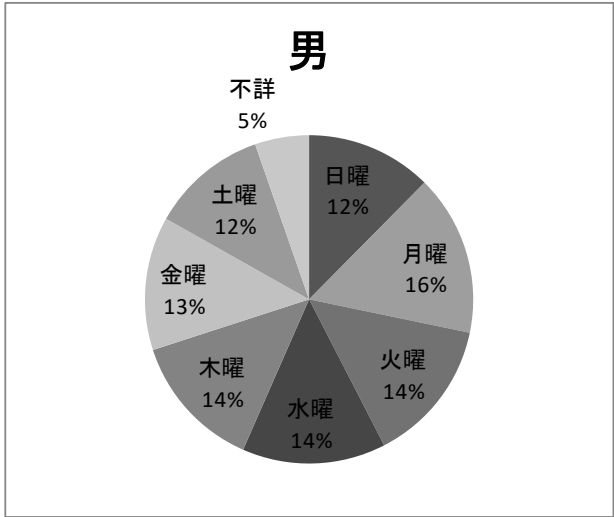
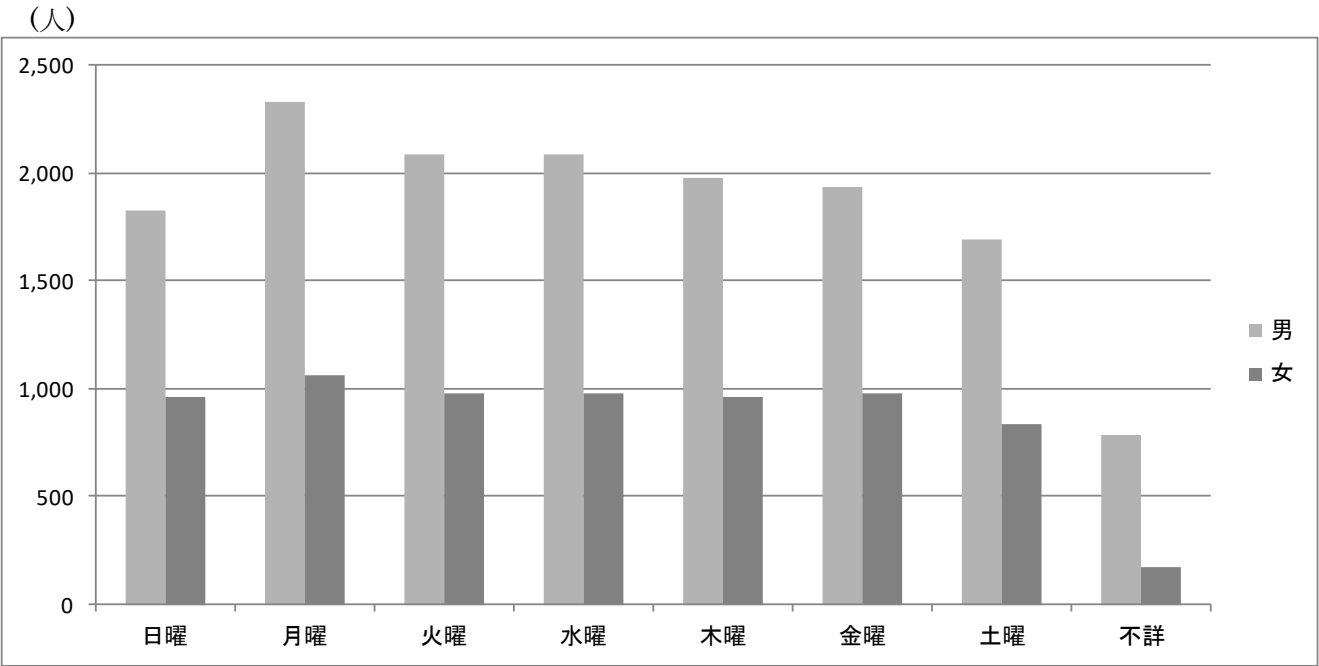
手段	首つり	服毒	練炭等	飛降り	飛込み	その他	不詳	計
計	313	18	27	153	18	26	0	555
男	208	6	26	92	11	14	0	357
女	105	12	1	61	7	12	0	198

12－ 1. 曜日別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

曜日別でみると、「月曜日」が3,400人（16％）と最も多く、次いで「火曜日」、「水曜日」、「木曜日」、「金曜日」となっている。

男女別でみると、男性は「月曜日」、「火曜日」、「水曜日」の順に、女性は「月曜日」、「火曜日」、「金曜日」の順に多くなっている。

令和5年 曜日別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国



曜日別・男女別自殺者数

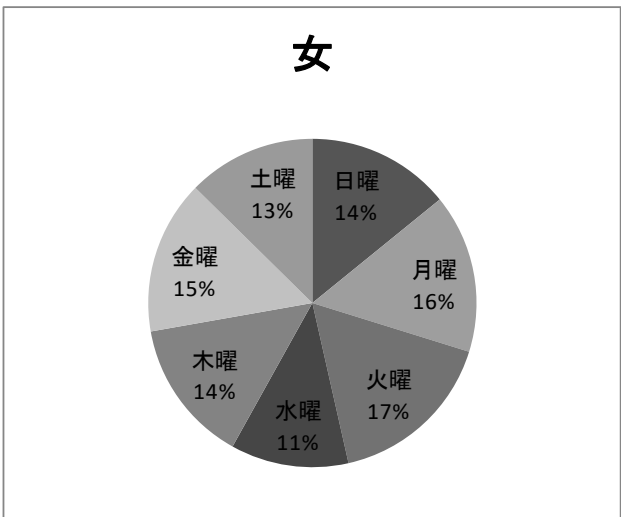
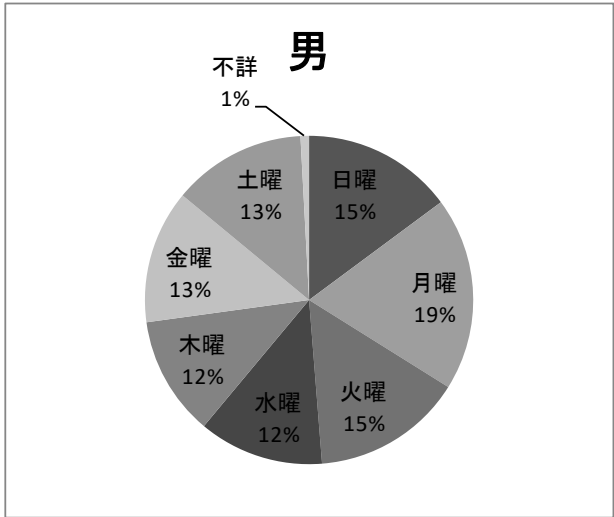
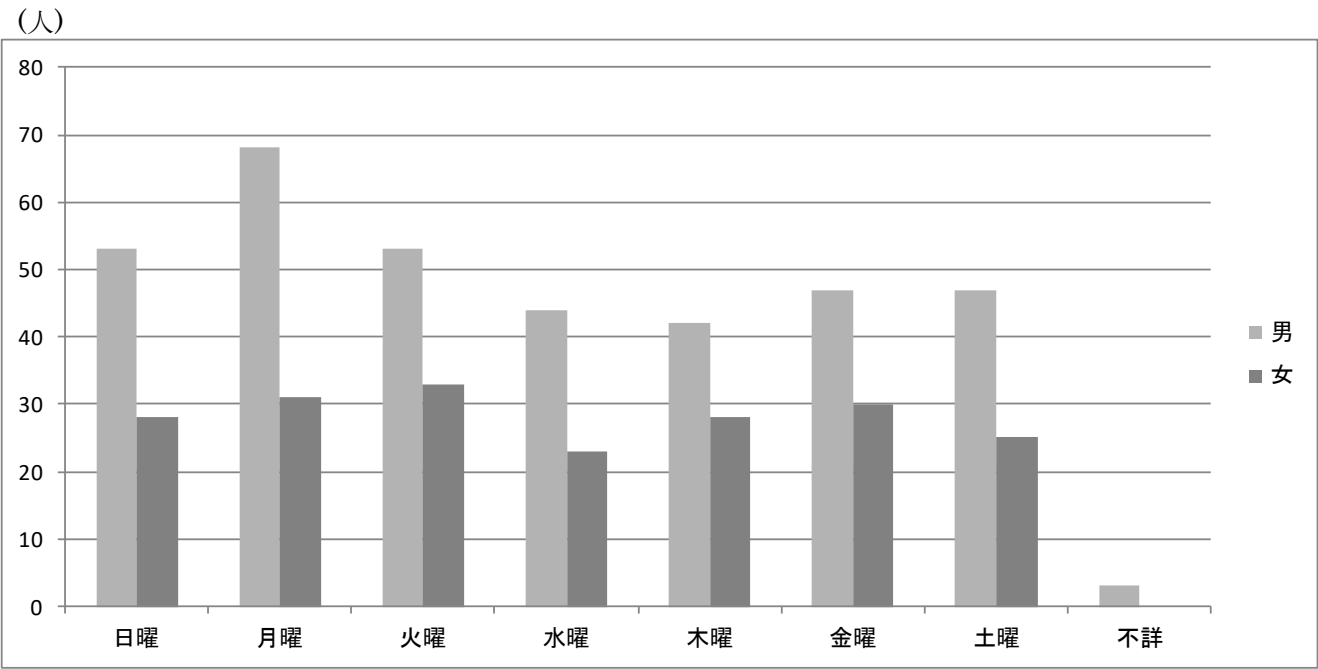
曜日	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	不詳	計
計	2,791	3,400	3,067	3,059	2,936	2,916	2,529	959	21,657
男	1,828	2,334	2,087	2,083	1,977	1,938	1,693	785	14,725
女	963	1,066	980	976	959	978	836	174	6,932

12-2. 曜日別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

曜日別でみると、「月曜日」が99人（18%）と最も多く、次に「火曜日」、「日曜日」が多くなっている。

男女別でみると、男性は「月曜日」、「日曜日」及び「火曜日」の順に、女性は「火曜日」、「月曜日」、「金曜日」の順に多くなっている。

令和5年 曜日別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市



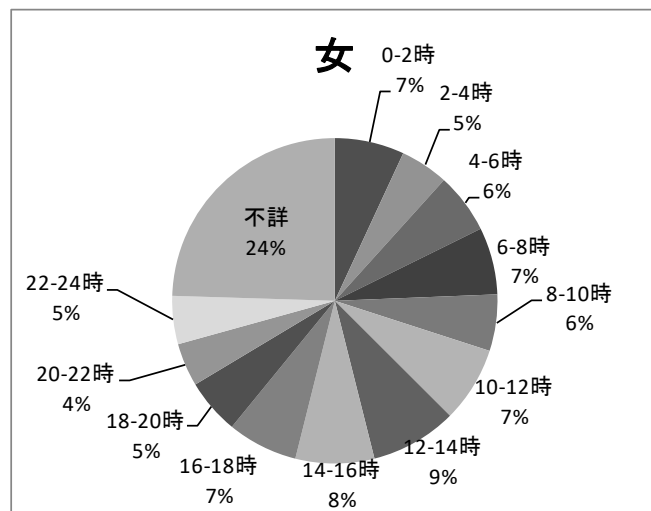
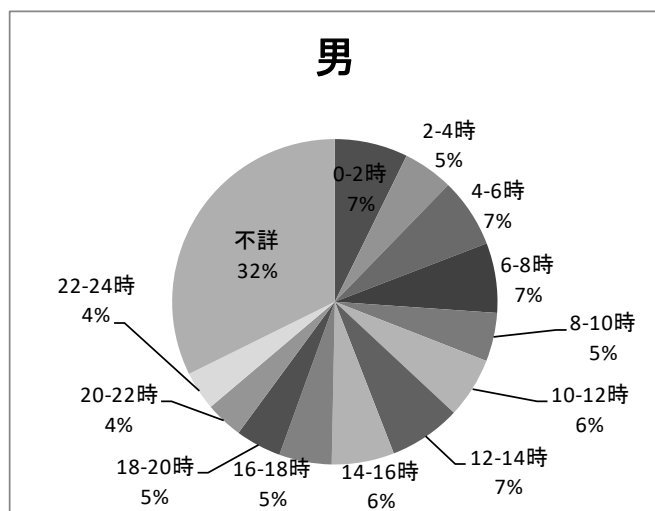
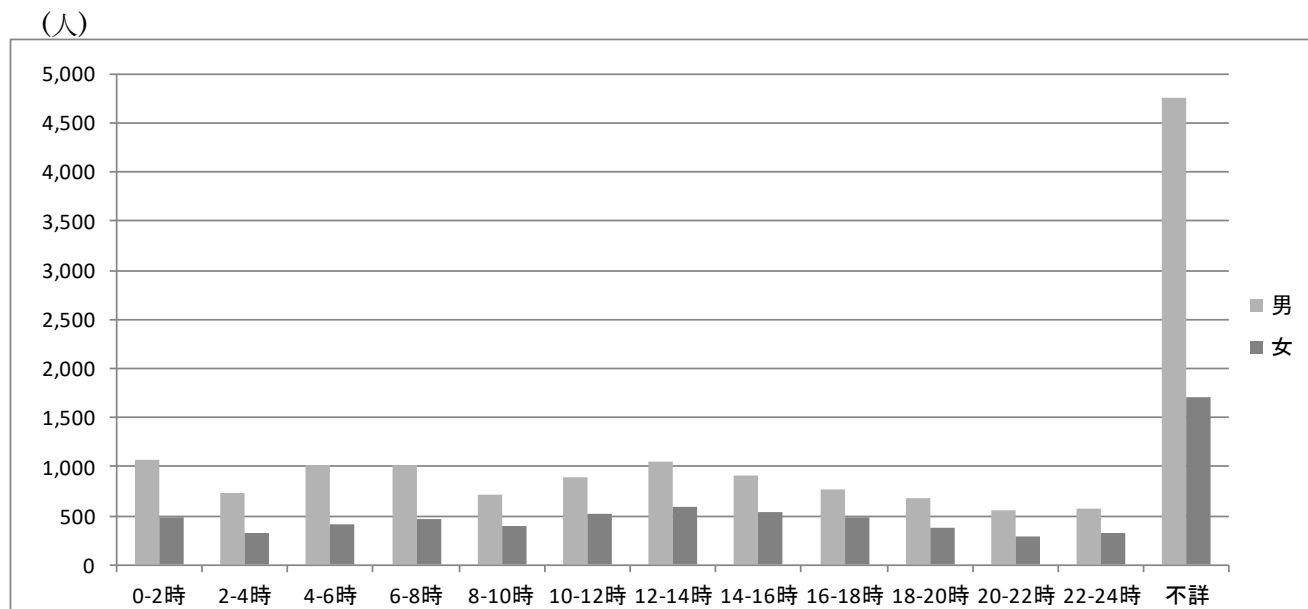
曜日別・男女別自殺者数

曜日	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	不詳	計
計	81	99	86	67	70	77	72	3	555
男	53	68	53	44	42	47	47	3	357
女	28	31	33	23	28	30	25	0	198

13- 1. 発見時間帯別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・全国

自殺者を発見した時間帯別でみると、「12-14 時」が 1,649 人(7.6%)と最も多く、次いで「0-2 時」が 1,550 人(7.2%)となっている。男女別でみると、男性は「0-2 時」が 1,071 人 (7.3%)、女性は「12-14 時」が 596 人 (8.6%) と最も多くなっている。

令和5年 発見時間帯別・男女別自殺者数(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)・全国



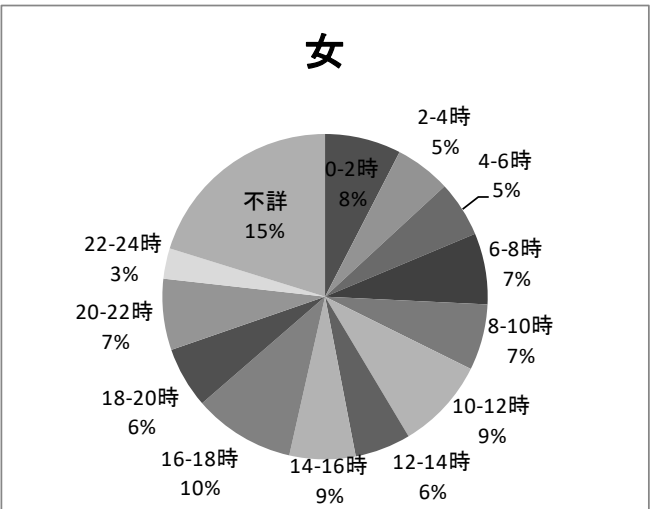
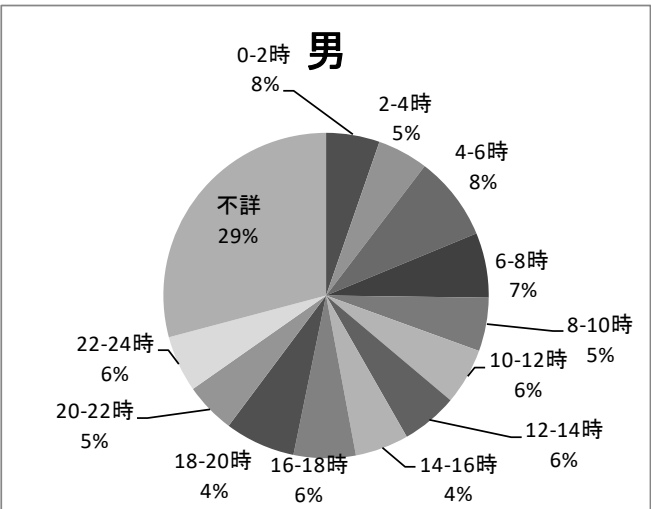
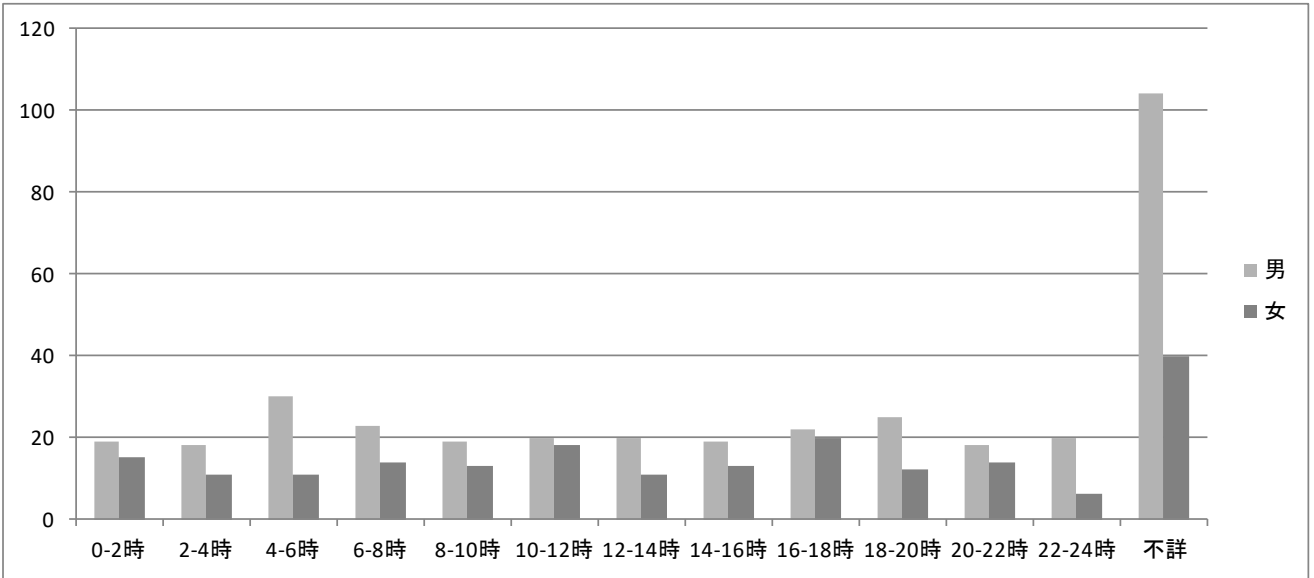
時間帯別・男女別

時間帯	0-2時	2-4時	4-6時	6-8時	8-10時	10-12時	12-14時	14-16時	16-18時	18-20時	20-22時	22-24時	不詳	計
総数	1,550	1,067	1,431	1,483	1,100	1,407	1,649	1,458	1,255	1,052	847	902	6,456	21,657
男	1,071	735	1,015	1,021	711	887	1,053	915	770	671	549	570	4,757	14,725
女	479	332	416	462	389	520	596	543	485	381	298	332	1,699	6,932

13-2. 発見時間帯別・男女別自殺者数（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）・大阪市

自殺者を発見した時間帯別でみると、「16-18時」が42人(7.6%)と最も多く、次いで「4-6時」が41人(7.4%)となっている。男女別でみると、男性は「4-6時」が30人(8.4%)、女性は「16-18時」が20人(10.1%)と最も多くなっている。

令和5年 発見時間帯別・男女別自殺者数(厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)・大阪市
(人)



時間帯別・男女別

時間帯	0-2時	2-4時	4-6時	6-8時	8-10時	10-12時	12-14時	14-16時	16-18時	18-20時	20-22時	22-24時	不詳	計
総数	34	29	41	37	32	38	31	32	42	37	32	26	144	555
男	19	18	30	23	19	20	20	19	22	25	18	20	104	357
女	15	11	11	14	13	18	11	13	20	12	14	6	40	198

令和 5 年中と 4 年中における 大阪市の自殺の状況比較

令和５年中と４年中における大阪市の自殺の状況比較 目次

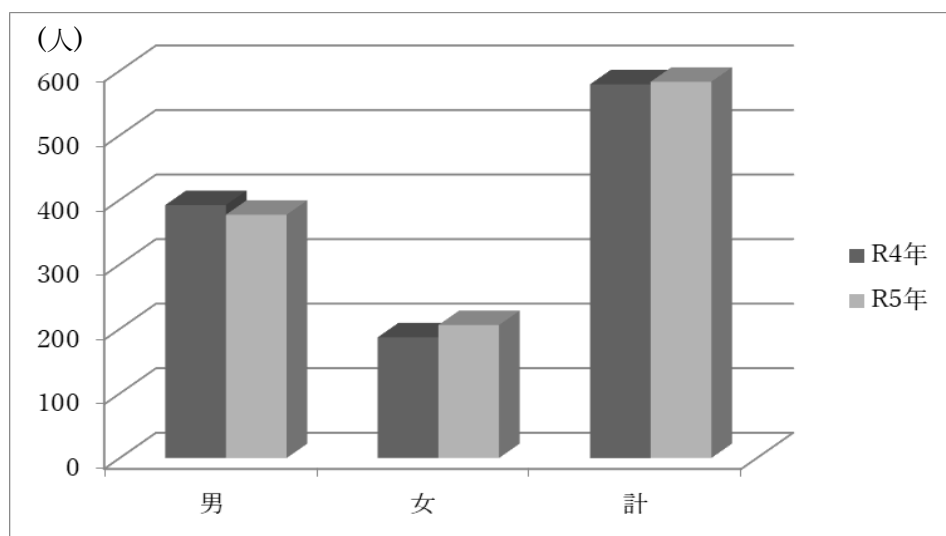
1	自殺者数・男女別	1 ページ
2	自殺死亡率・男女別	1 ページ
3	年齢別の自殺者数	2 ページ
4	原因・動機別の自殺者数	2 ページ
5	職業別の自殺者数	3 ページ
6	既遂者における自殺未遂の有無・男女別自殺者数	3 ページ
7	同居人の有無別の自殺者数	4 ページ
8	場所別の自殺者数	4 ページ
9	手段別の自殺者数	5 ページ
10	曜日別の自殺者数	5 ページ
11	発見時間帯別の自殺者数	6 ページ

※ 1 から 2 については人口動態統計により作成

※ 5 から 13 については厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地で集計された資料）により作成

令和5年中と4年中における大阪市の自殺の状況比較

1 自殺者数・男女別(令和5年ー令和4年 人口動態調査)



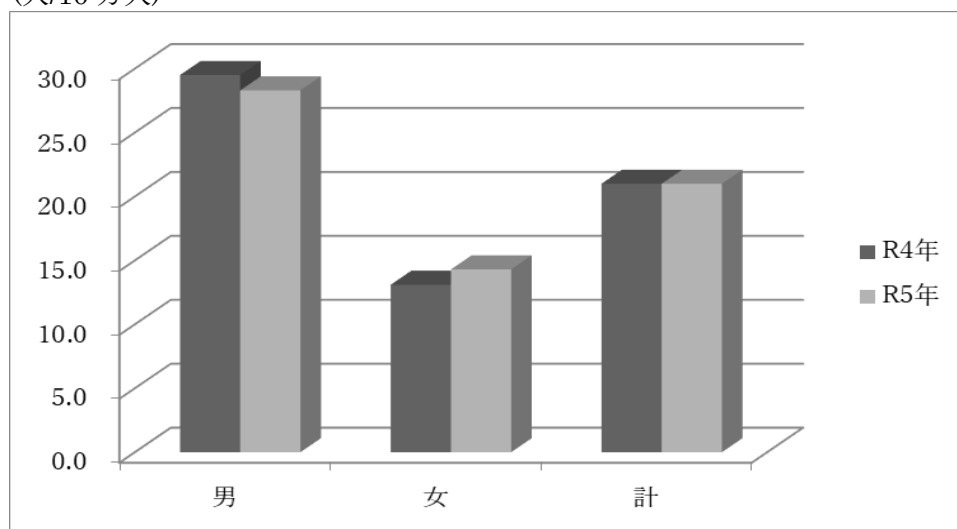
自殺者・男女別数 * 前年より増加。男性 15 人減、女性 19 人増

(* 印は令和5年と4年の比較についての記述。以下同じ)

年次別	男	女	計
R5年	377	206	583
R4年	392	187	579

2 自殺死亡率・男女別(令和5年ー令和4年 人口動態調査)

(人/10 万人)

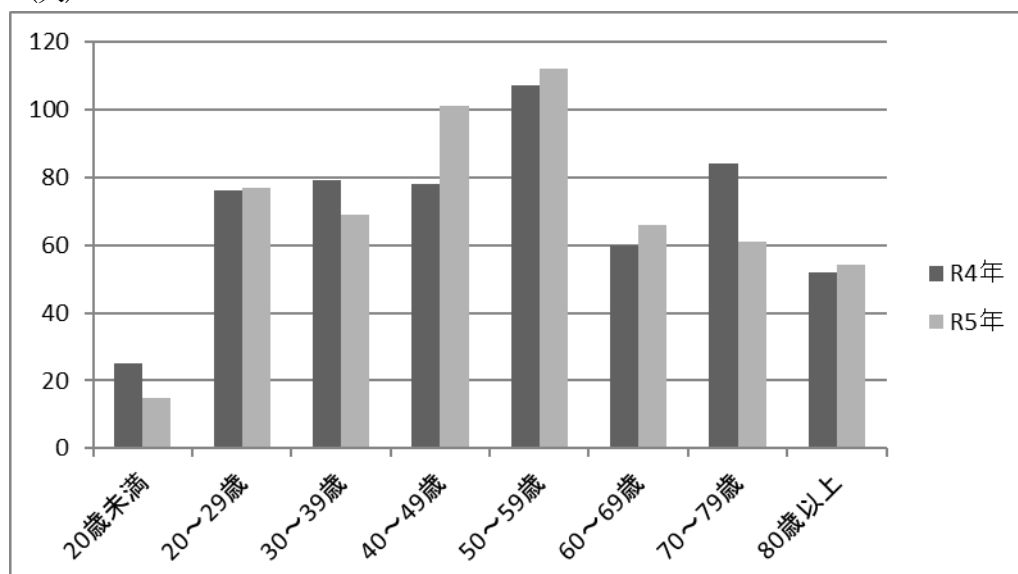


自殺死亡率・男女別数 * 前年と同じ。男性 1.2 減、女性 1.2 増

年次別	男	女	計
R5年	28.3	14.3	21.0
R4年	29.5	13.1	21.0

3 年齢別の自殺者数(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(人)

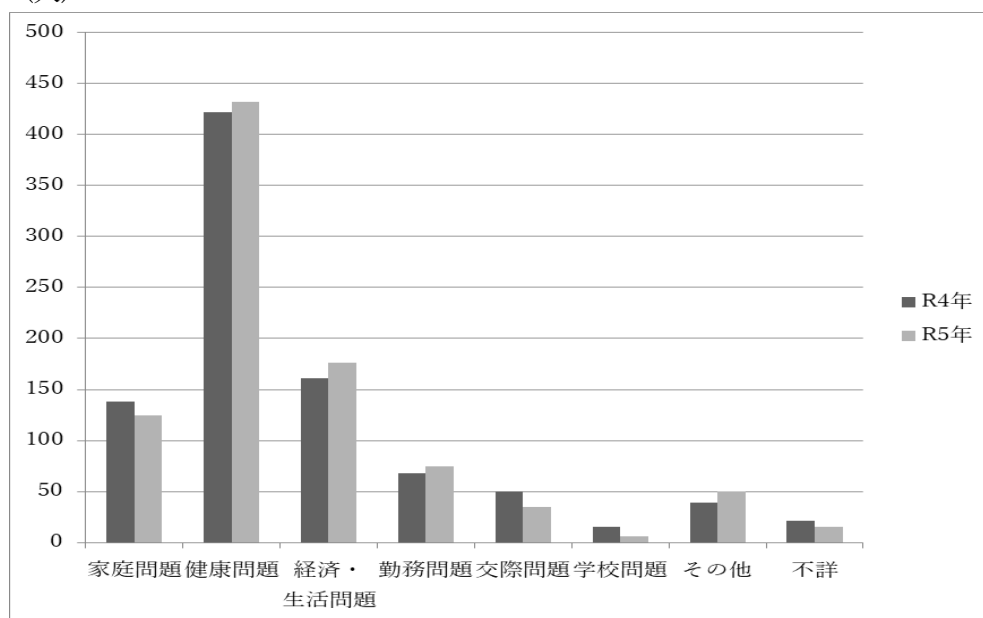


年齢別の自殺者数 * 20歳未満、30歳代、70歳代の年代以外は増加

年次別	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
R5年	15	77	69	101	112	66	61	54	555
R4年	25	76	79	78	107	60	84	52	561

4 原因・動機別の自殺者数※複数回答(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

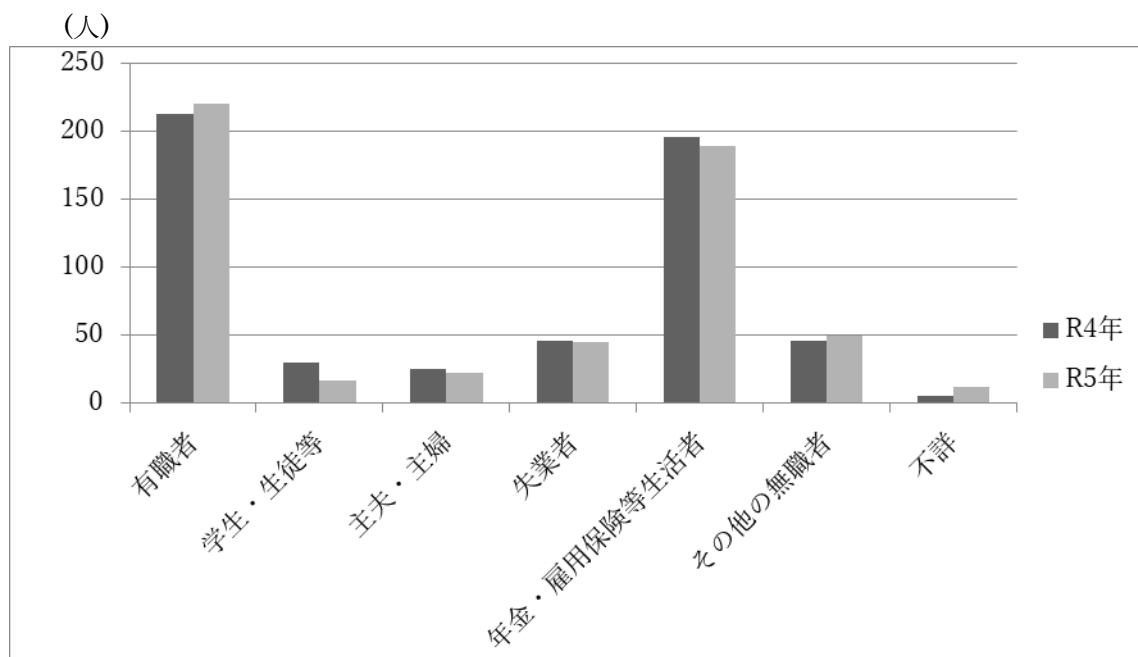
(人)



原因・動機別の自殺者数 * 家庭問題、交際問題、学校問題以外で増加

年次別	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳	計
R5年	125	432	176	75	35	6	50	15	914
R4年	138	422	161	68	50	15	39	21	914

5 職業別の自殺者数(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

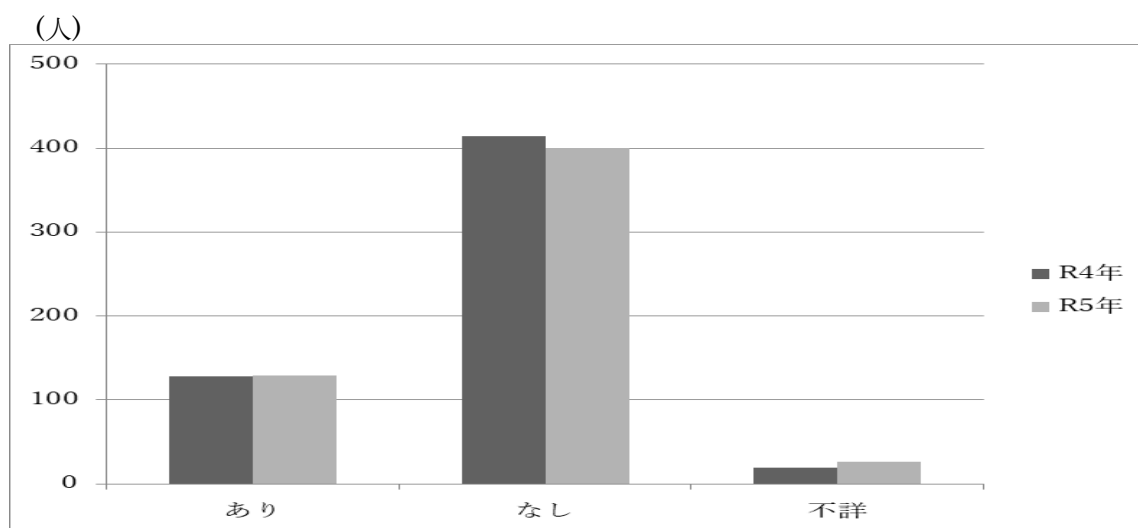


職業別の自殺者数 * 有職者、その他の無職者以外は減少

年次別	有職者	学生・生徒等	主夫・主婦	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳	計
R5年	220	17	22	45	189	50	12	555
R4年	213	30	25	46	196	46	5	561

6 既遂者における自殺未遂の有無・男女別自殺者数

(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

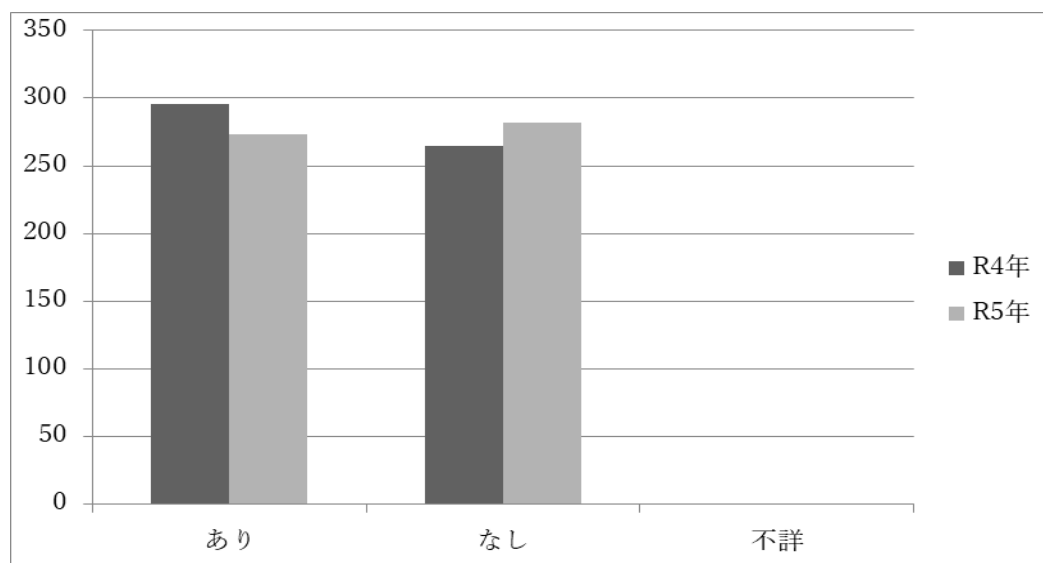


既遂者における自殺未遂の有無・男女別自殺者数 * 「あり」は増加、「なし」は減少

年次別	あり	なし	不詳	計
R5年	129	400	26	555
R4年	128	414	19	561

7 同居人の有無別の自殺者数(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(人)

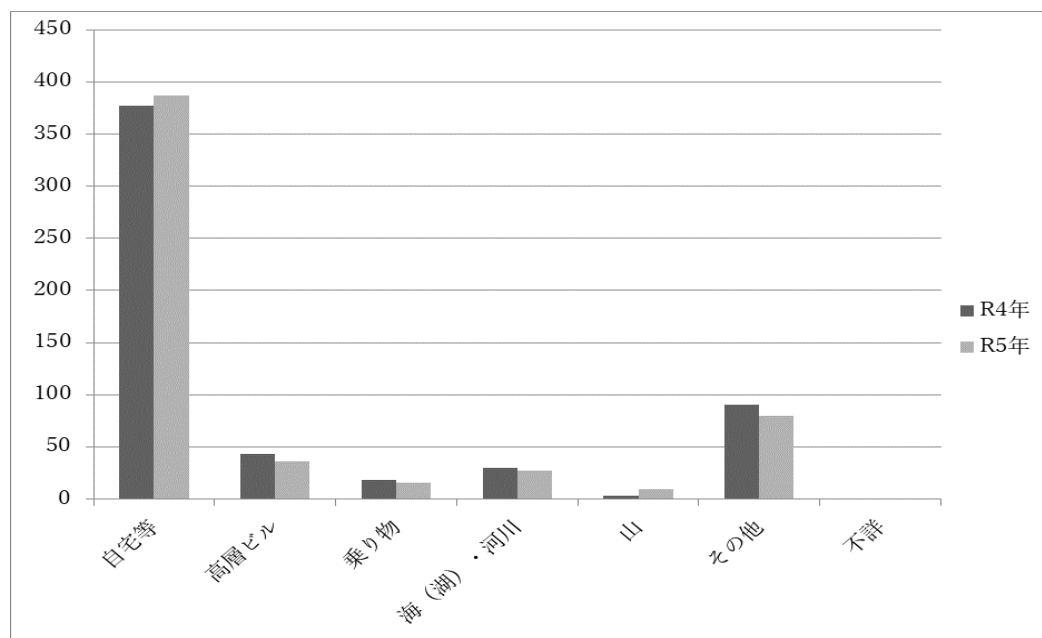


同居人の有無別の自殺者数 * 同居人ありが減少、同居人なしが増加

年次別	あり	なし	不詳	計
R5年	273	282	0	555
R4年	296	265	0	561

8 場所別の自殺者数(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

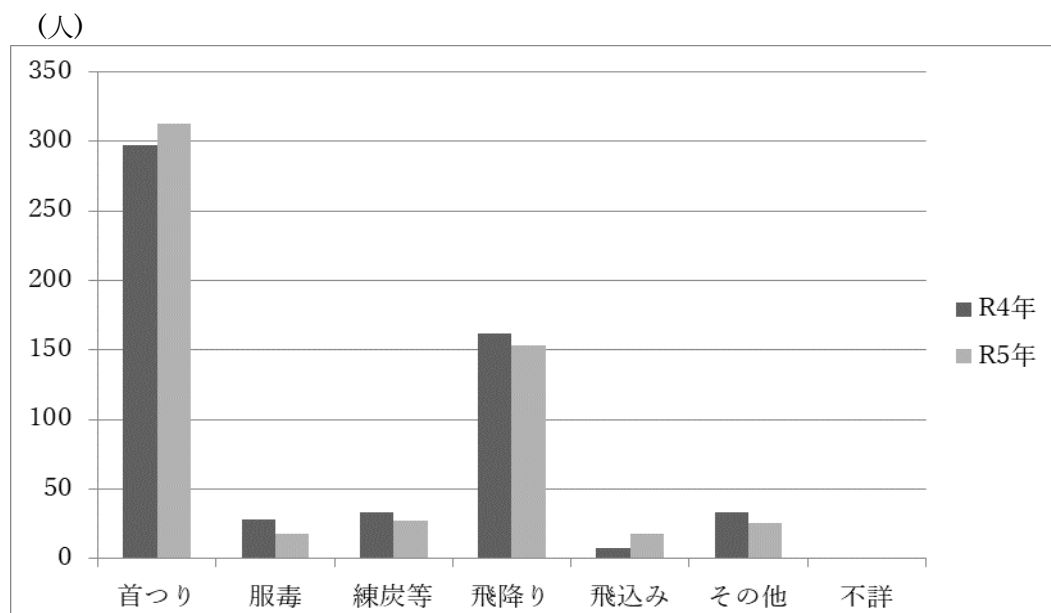
(人)



場所別の自殺者数 * 自宅等、山以外は減少

年次別	自宅等	高層ビル	乗り物	海(湖)・河川	山	その他	不詳	計
R5年	387	36	16	27	9	80	0	555
R4年	377	43	18	30	3	90	0	561

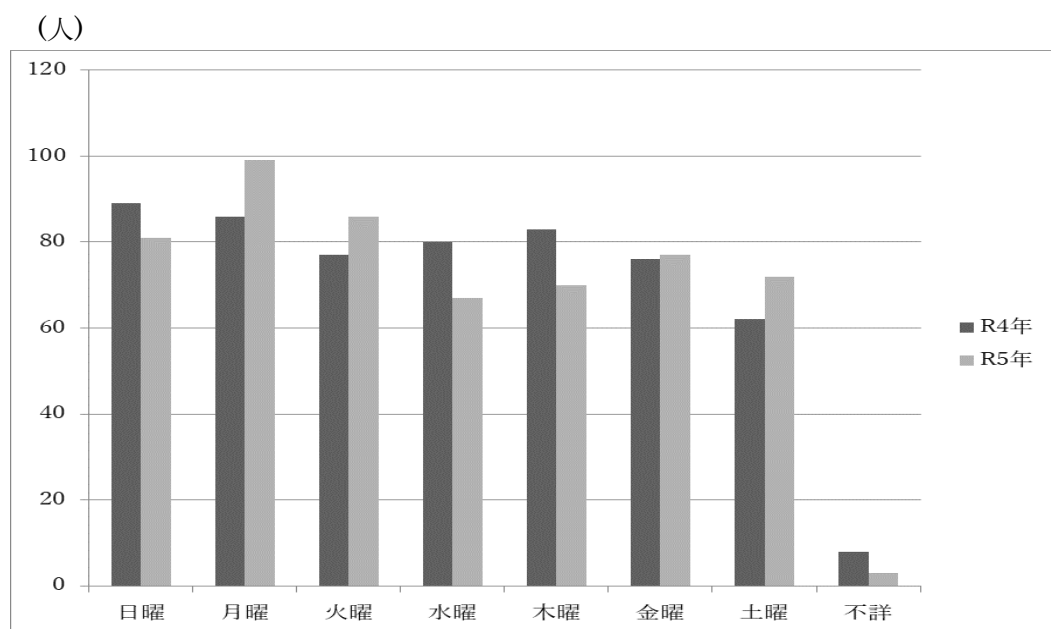
9 手段別の自殺者数(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)



手段別の自殺者数 * 首つり、飛込み以外は減少

年次別	首つり	服毒	練炭等	飛降り	飛込み	その他	不詳	計
R5年	313	18	27	153	18	26	0	555
R4年	297	28	33	162	8	33	0	561

10 曜日別の自殺者数(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

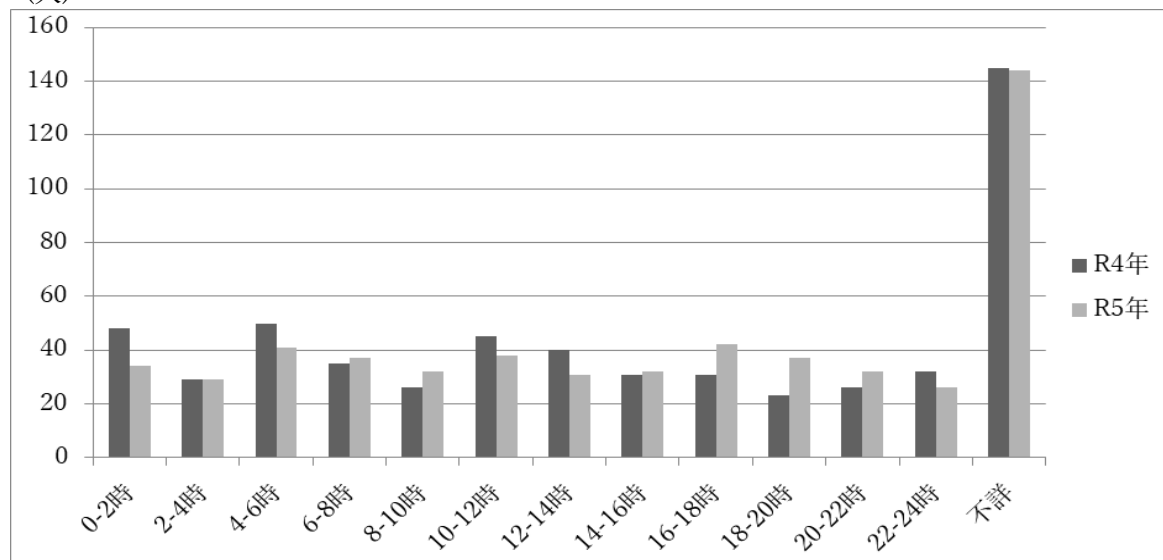


曜日別の自殺者数 * 日曜日、水曜日、木曜日以外は増加

年次別	日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	不詳	計
R5年	81	99	86	67	70	77	72	3	555
R4年	89	86	77	80	83	76	62	8	561

11 発見時間帯別の自殺者数(令和5年－令和4年 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(人)



発見時間帯別の自殺者数 * 6-8 時、8-10 時、14-16 時、16-18 時、18-20 時、20-22 時の時間帯で増加

年次別	0-2時	2-4時	4-6時	6-8時	8-10時	10-12時	12-14時	14-16時	16-18時	18-20時	20-22時	22-24時	不詳	計
R5年	34	29	41	37	32	38	31	32	42	37	32	26	144	555
R4年	48	29	50	35	26	45	40	31	31	23	26	32	145	561

大阪市における令和6年度までの主な自殺対策の実施状況
※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施計画	担当部局	担当課
(1)自殺関連問題についての正しい知識と自殺対策事業についての広報を推進する						
①ICT(情報通信技術)の活用を含めた広報の取り組みを進める	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載 ・SNS(Facebook、X(旧ツイッター)等)にて発信	ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを活用して、自殺関連問題についての正しい知識、本市の自殺の状況等の周知に努める	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載	健康局	こころの健康センター
②自殺予防週間および自殺対策強化月間の普及啓発	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	自殺に関する相談やこころの健康に関する相談を行う24時間電話相談を府・堺市との共同事業で実施	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	・毎年の9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」にあわせて、24時間電話相談を実施(府・堺市との共同事業)	健康局	こころの健康センター
	・自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等の作成	自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等を作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知	・自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等を作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知。	・自殺防止対策事業用啓発ステッカー・カード等を作成し、公的機関の視認性の高い場所に設置することで、広く自殺防止相談等の窓口を周知。 ・より効果的な広報周知を行うことを目的に自殺予防啓発カードデザインの募集を実施。	健康局	こころの健康センター
	・街頭啓発キャンペーン	毎年9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」に自殺予防に関わることや相談窓口について重点的に周知啓発(啓発カードの作成、街頭キャンペーン等)を実施	令和5年9月:自殺予防週間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。また、関係機関に対し啓発カードを配付。 令和6年3月:自殺対策強化月間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。	・令和6年9月:自殺予防週間に合わせ、京橋駅前において街頭啓発キャンペーンを実施。また、関係機関に対し啓発カードを配付。 令和7年3月についても、令和5年度と同様に実施を予定。	健康局	こころの健康センター
	・図書館での関連図書展示	毎年9月及び3月の「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」のいずれかにあわせて関連図書を展示	・中央図書館2階図書展示「まもろうよ こころとからだ」展	・図書館における図書展示(教育委員会)	教育委員会事務局	中央図書館利用サービス
③自殺に関する実態把握の推進	・地域自殺実態プロファイルの分析	自殺総合対策推進センター自殺実態・統計分析室から提供された「地域自殺実態プロファイル」を分析し、今後の自殺対策事業の検討に活用	・地域自殺実態プロファイルの分析	・地域自殺実態プロファイルの分析	健康局	こころの健康センター
	・市民アンケート調査の実施(中間見直しに係るアンケート)	市民の自殺とその対策に関する認知度や関心度について把握し、今後の自殺対策の取組の参考とするため受注者が保有するデータベース(モニター会員)から抽出した大阪市内に居住する18歳以上の市民を対象とした調査を実施	・令和5年8月にアンケート調査を実施し、令和6年3月には「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」中間見直しを制定	・今後も本市の状況や国の大綱等を踏まえ、必要に応じて実施	健康局	こころの健康センター
(2)市民一人ひとりの気づきと見守りを促す						
①自殺リスクを伴う状態、精神疾患についての正しい知識の普及啓発	・市民向け講座(こころの健康講座)	誰にでも起こり得る危機である自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発を目的とした市民向け講座を開催	・市民向け講座(こころの健康講座)の開催 4回173人	・市民向け講座(こころの健康講座)の開催	健康局	こころの健康センター
②市民ゲートキーパーの養成	・市民向けゲートキーパー研修	地域における早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)としての必要な自殺防止の知識や、自殺念慮をもつ人へ具体的な関わり方やコミュニケーションスキルを身につけることを目的とした市民向け講座を開催	・市民向けゲートキーパー研修 30回741人	・市民向けゲートキーパー研修	健康局	こころの健康センター
	・うつ病の家族教室	うつ病を支える家族が疾患についての正しい知識を学び、うつ病患者への適切な接し方を身につけることでゲートキーパーの役割を果たすことができるようにするための講座を実施	・うつ病の家族教室 2回延49人	・うつ病の家族教室	健康局	こころの健康センター
	・うつ病の家族教室修了者交流会	うつ病を支える家族が悩みを分かち合い、お互いの体験等を共有することで対応方法を学び、家族自身も健康的な生活ができるようになるために、同じ立場にある家族同士の交流会を開催	・うつ病の家族教室修了者交流会 9回延29人	・うつ病の家族教室修了者交流会	健康局	こころの健康センター
③社会的少数者への理解と受け入れの促進	・人権啓発・相談センター相談事業	人権相談に対応する専門の相談員を配置し、複雑、多様な人権侵害に対する救済につなげる	・人権啓発・相談センター相談事業	・人権啓発・相談センター相談事業	市民局	人権啓発・相談センター

大阪市における令和6年度までの主な自殺対策の実施状況
※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施計画	担当部局	担当課
④生きづらさを軽減する考え方の普及支援	・依存症対策支援事業	薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症は自殺へのリスクを高める要因であることから、正しい知識の普及啓発及び相談等を実施	・依存症対策支援事業 相談支援事業電話969件、面接262件 専門の医師による相談延93件	・依存症対策支援事業	健康局	こころの健康センター
(3)依然として自殺死亡率の高い中高年男性への取り組みを行う						
①職場におけるメンタルヘルス対策の推進	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会	府内事業所等のメンタルヘルス推進担当者を対象にしたメンタルヘルスに関する基礎知識とストレスチェック制度についての研修会を大阪府との共催で実施	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和5年10月4日と令和6年3月6日に実施)	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和6年10月と令和7年3月に開催予定)	市民局	雇用女性活躍推進課
②労働や経営に関する相談窓口の充実	・法律相談	市民生活上の問題で、法律の知識を要するものについて、弁護士から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・法律相談 12,133件(巡回法律相談11,655件、ナイトー法律相談151件、日曜法律相談261件、外国人住民法律相談66件)	・法律相談	市民局	区行政制度担当
	・年金・労働相談	厚生年金・国民年金など社会保険全般及び労働災害・未払い賃金・セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど労働問題全般について、社会保険労務士から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・年金・労働相談 9件	・年金・労働相談	市民局	区行政制度担当
	・男性の悩み相談	仕事や夫婦関係など身近な人間関係の悩み、生き方など男性のさまざまな悩みについて、男性相談員による相談を実施	・男性の悩み相談 電話相談：225件 面接相談：103件	男性の悩み相談	市民局	男女共同参画課
	・大阪産業創造館における経営相談	中小企業経営者の相談に対応するため、大阪産業創造館の経営相談を休日、夜間も予約制で実施	・大阪産業創造館における経営相談	・大阪産業創造館における経営相談	経済戦略局	企業支援課
③生活困窮者への支援の充実	・消費生活相談事業	悪質商法等の消費者被害の救済・防止を目的として消費生活相談を実施	・消費生活相談事業	・消費生活相談事業	市民局	消費者センター
	・生活困窮者自立支援事業	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・生活困窮者自立支援事業 相談件数12,527件	・生活困窮者自立支援事業 相談件数約12,000件	福祉局	自立支援課
(4)自殺死亡率が大きく増加している子ども・若者の自殺対策を推進する						
①若年層の特性に応じた支援の充実	・思春期関連問題相談事業	思春期は様々な不安や葛藤等に端を発して、精神障がいを引き起こしやすいため、思春期に関連するこころの問題に対して、医師による専門相談、啓発講座、支援者向け研修を実施	・思春期関連問題相談事業 延54件	・思春期関連問題相談事業	健康局	こころの健康センター
	・思春期健康教育事業	生命の尊さ、子育てに対する自覚及び男女の相互理解を促すため、中学生等を対象に、地域において性と生殖に係わる専門家が学校へ出向き、思春期集団健康教育及び個別相談により、思春期の男女の個人的な健康不安の解消を図る	・思春期健康教育事業	・思春期健康教育事業	こども青少年局	管理課
	・SNSを活用した児童生徒のための相談窓口の開設	SNSを活用して、児童生徒からいじめ等の様々な悩みを幅広く受け止める相談窓口を開設	・SNSを活用した児童生徒のための相談窓口の開設し、のべ1295件の相談があった。	・SNSを活用した児童生徒のための相談窓口の開設	教育委員会事務局	指導部教育活動支援担当
②若年層を対象としたゲートキーパー研修の実施	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修	高校生・大学生・専門学校生等を対象として、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」を養成	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修 3回171人	・若年層(学生等)向けゲートキーパー養成研修	健康局	こころの健康センター

大阪市における令和6年度までの主な自殺対策の実施状況
※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施計画	担当部局	担当課
③学校における支援体制の充実	・24時間こどもSOSダイヤル	いじめ問題やその他のこどもの「SOS」に悩むこどもや保護者の相談対応を行う	・24時間こどもSOSダイヤル 相談件数 3,681件	・24時間こどもSOSダイヤル	こども青少年局	中央こども相談センター
	・スクールカウンセラーによる相談	大阪市立小中学校、義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、不登校やいじめ、友人関係、家庭での困りごと等の相談対応を行う	・スクールカウンセラーによる相談 年間相談回数 49,554回	・スクールカウンセラーによる相談	こども青少年局	中央こども相談センター
	・スクールカウンセラー(臨床心理士)による高等学校への支援→もと市立高等学校が大阪府へ移管したことにより移管(R3年度末)	進路や勉強の悩み、問題行動、自傷行為、友人関係等、生徒をめぐる相談全般と助言を行うことにより学校の相談体制を充実させ、健康で安全な学校生活を送れるような環境づくりに努める。これによって生徒の悩みや不安の早期発見・早期対応に努めるとともに、心の病に起因するような事件や問題行動を未然に防止する	・スクールカウンセラー(臨床心理士)による高等学校への支援	・スクールカウンセラー(臨床心理士)による高等学校への支援	(大阪府)	(大阪府)
	・大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	学校においてスクリーニングを実施し、様々な課題(児童虐待を含む)に対してのアセスメントとともに、学校への教育的支援を行うスクールソーシャルワーカー(SSW)を各区に配置する	大阪市こどもサポートネットにおいて、スクールソーシャルワーカーを49名配置した。	大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	教育委員会事務局	指導部教育活動支援担当
④ひきこもり状態にある若年者の支援の充実	・ひきこもり相談窓口事業	「大阪市ひきこもり地域支援センター」をこころの健康センターに設置し、本人や家族等からの相談支援を実施	・ひきこもり相談窓口事業 電話相談延823件面接相談延95件 専門相談延52件 家族教室12回延103人 家族交流会4回延39人	・ひきこもり相談窓口事業	健康局	こころの健康センター
	・ひきこもりLINE相談事業	ひきこもりで悩んでおられる方やそのご家族等で、LINEによる相談を希望される方に対して実施	・ひきこもりLINE相談事業(試行実施) 相談受付件数延760件	・ひきこもりLINE相談事業(本格実施)	健康局	こころの健康センター
⑤自殺未遂者及びその家族等に対する支援	-	自殺未遂歴などがある子ども・若者に関わる支援機関に対して、必要に応じて精神科医等が事例への対応方針に関する助言を行うなど、対応力向上に向けた支援体制を構築する。		令和7年度の実施に向けて検討中	健康局	こころの健康センター
(5)自殺死亡率の減少傾向が緩やかな女性への自殺対策を推進する						
①妊産婦への支援の充実	・産婦健康診査事業	産後うつ等の予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や授乳状況及び産婦の精神状態の把握)を実施	・産婦健康診査事業	・産婦健康診査事業	こども青少年局	管理課
	・産後ケア事業	退院直後に体調不良や育児不安がある方を対象に、ショートステイやデイケア、アウトリーチの利用を通じて、母親の心身のケアや育児サポートをすることにより、産後も安心して子育てができる支援を行う	・産後ケア事業	・産後ケア事業	こども青少年局	管理課
②コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援	・女性の悩み相談	離婚、職場やご近所での人間関係、将来への不安など、女性のさまざまな悩みについて、女性相談員による相談を実施	・女性の悩み相談 面接相談:753件 電話相談:11,277件 メール相談:446件	女性の悩み相談	市民局	男女共同参画課
	・女性のつながりサポート事業	不安や孤独を抱える女性や、様々な困難・課題を抱える女性に、LINE相談や生理用品の提供、同じ悩みを抱える女性へのグループワーク、法律相談、こころとからだの専門相談などにより、社会とのつながりの回復に向けた支援を行う	・女性のつながりサポート事業 LINE相談:1,511件 ともだち登録:2,159件 生理用品の提供:5,000個 専門相談:65件	女性のつながりサポート事業	市民局	男女共同参画課

大阪市における令和6年度までの主な自殺対策の実施状況
※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施計画	担当部局	担当課
③困難な問題を抱える女性への支援	・困難な問題を抱える女性支援推進等事業	女性相談支援員が、性的な被害や親族間暴力など、女性が抱えやすいさまざまな問題に寄り添い、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う		女性相談支援員による困難な問題を抱える女性に対する相談支援の実施	市民局	男女共同参画課
	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に基づき、ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援等を行う	・ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業 電話相談772件 面接相談132件 メール相談211件	ドメスティック・バイオレンス(DV)対策事業	市民局	男女共同参画課
	・家庭問題相談	夫婦・親子など家庭内の問題や人間関係について、家庭問題専門相談員(裁判所の家事調停委員(現役やOB))から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・家庭問題相談 59件	・家庭問題相談	市民局	区行政制度担当
	・生活困窮者自立支援事業【再掲】	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える方に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行う	・生活困窮者自立支援事業 相談件数12,527件	・生活困窮者自立支援事業 相談件数約12,000件	福祉局	自立支援課
(6)自殺対策にかかる人材の確保、養成、および資質の向上を図る						
①地域の中心的役割を果たす人材の育成	・ゲートキーパー専門研修	精神保健相談員及び保健師等に対し、地域保健分野におけるゲートキーパーとして必要な自殺防止の知識や自殺未遂者への関わり方について研修を実施	・ゲートキーパー専門研修 2回延116人	・ゲートキーパー専門研修	健康局	こころの健康センター
	・自殺危機初期介入スキル研修	精神保健福祉相談員や保健師・査察指導員・生活保護担当ケースワーカー等に対し、自殺を考えている人への危機への関わり方のスキルについて、ロールプレイなどの実践研修を実施	・自殺危機初期介入スキル研修 2回延45人	・自殺危機初期介入スキル研修	健康局	こころの健康センター
	・自殺に関する事例検討会の開催	相談業務を行っている職員等で、自殺に関連する事例について検討会を開催し、社会的背景や健康状態、適切な支援の方法等について分析・検討を実施	・自殺に関する事例検討会の開催	・自殺に関する事例検討会の開催	健康局	こころの健康センター
	・アルコール依存症者支援者育成事業	アルコール関連問題に関わる支援者に対し、検討課題や事例を持ち寄り、検討会や講演会を行うことにより支援者の育成を目指して正しい理解や支援方法などの研修を実施	・アルコール依存症者支援者育成事業 2回延45人	・アルコール依存症者支援者育成事業	健康局	こころの健康センター
	・心のサポーター養成研修	メンタルヘルスやうつ病や不安など精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等に対する、傾聴を中心とした支援者を養成する研修を実施		・心のサポーター養成研修	健康局	こころの健康センター
②行政機関と民間団体との連携の強化	・行政機関と民間団体との連携の強化	民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見をいただきながら自殺防止対策を推進	民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見をいただきながら自殺防止対策を推進している。	民間団体の有識者に本市自殺対策に対するご意見をいただきながら自殺防止対策を推進している。	健康局	こころの健康センター
③災害派遣精神医療チーム(DPATとの連携	・DPAT会議等に参加	大阪府が開催するDPAT会議及びDPAT研修に参加	・DPAT会議等に参加 研修に2回参加	・DPAT会議等に参加	健康局	こころの健康センター

大阪市における令和6年度までの主な自殺対策の実施状況
※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施計画	担当部局	担当課
(7)適切な精神保健医療福祉サービスを受けやすいようにする						
①精神疾患等によるハイリスク者に対する啓発	・自殺予防電話相談事業	国における「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加し、自殺を防ぐための地域における相談体制を整備	・自殺予防電話相談事業 延1,358件	・自殺予防電話相談事業	健康局	こころの健康センター
	・新型コロナこころのフリーダイヤル(府・堺市と共同設置)→R5年5月終了	新型コロナウイルス感染症に関するこころの不安やストレス等について、臨床心理職員、精神保健福祉相談員などの専門職員による電話相談(令和5年5月に5類感染症に位置付けられたことにより終了)	・新型コロナこころのフリーダイヤル(府・堺市と共同設置) 令和5年4月～令和5年5月相談実績延8件		健康局	こころの健康センター
	・こころの悩み電話相談	こころの悩みをもつ市民を対象に、生活を送るうえでの支障となっているこころの悩みの軽減を図るため、こころの悩み電話相談を開設し、専門的な立場から助言指導を実施	・こころの悩み電話相談 延2,899件	・こころの悩み電話相談	健康局	こころの健康センター
	・家庭問題相談【再掲】	夫婦・親子など家庭内の問題や人間関係について、家庭問題専門相談員(裁判所の家事調停委員(現役やOB))から、問題解決の糸口を見つけていただくための助言や情報提供を行う	・家庭問題相談 59件	・家庭問題相談	市民局	区行政制度担当
	・犯罪被害者等支援事業	犯罪被害者等が、犯罪被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活ができるようになることを目的に、関係機関の案内や情報提供、また、見舞金の支給や日常生活の支援を行うとともに、犯罪被害者等が置かれている状況について市民の理解が深まるよう広報・啓発に取り組む	・犯罪被害者等支援事業 相談件数:176件 見舞金支給件数:12件 日常生活支援件数:23件 各種媒体等を活用した広報・啓発	・犯罪被害者等支援事業 相談窓口における相談対応・情報提供の実施 見舞金の支給や日常生活の支援 各種媒体等を活用した広報・啓発	市民局	人権企画課
	・ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業	ひとり親家庭の方や離婚を考えている方に対し、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、きめ細かな相談支援を行う専門の相談員として会計年度任用職員(ひとり親家庭サポーター)を各区保健福祉センターに設置	・ひとり親家庭等就業自立支援サポート体制強化事業 就職者数263人	ひとり親家庭サポーターによる相談支援を実施	こども青少年局	こども家庭課
	・愛光会館事業	ひとり親家庭等に対し、相談事業、各種交流事業、育児・教養に関する講座、研修会を実施する。また、就業支援講習会の実施や就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供等を行う	・愛光会館事業 就業相談件数:3,423件 新規求職登録者数:590件 就職者数:270人	ひとり親家庭等に対し、一貫した就業支援サービスの提供等を行う	こども青少年局	こども家庭課
	・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	支援が必要な要援護者に対して、個人情報の地域への提供にかかる同意確認を実施し、同意のあった方を地域の見守り活動につなぐとともに、福祉専門職のフーカーが、自ら相談が出来ない等社会的孤立に陥るおそれのある世帯等へのアウトリーチや、認知症高齢者等が行方不明になった際のメール配信等を行う	・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業の実施 地域へ提供した要援護者数:85,795件 相談件数:71,860件 相談実人数:14,433人 アウトリーチ件数:9,979件 アウトリーチ延べ人数:3,734人 認知症高齢者メール配信数:57件	・地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	福祉局	地域福祉課
	・サポート型訪問サービス事業	閉じこもり・認知機能低下・うつ状態の予防、栄養改善、口腔機能向上が必要な高齢者に対し、看護師・管理栄養士・歯科衛生士が訪問し、3～6か月相談指導を行い、機能向上をめざす	・サポート型訪問サービス 延利用人数59人	・サポート型訪問サービス	福祉局	地域包括ケア推進課
	・介護予防把握事業	あらゆる機会をとらえ高齢者の心身の状態を「基本チェックリスト」で確認し、閉じこもり等何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、すみやかに介護予防活動につなげる	・介護予防把握事業 基本チェックリスト実施件数1,181件	・介護予防把握事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業	要介護・要支援認定を受けていない後期高齢者のうち、後期高齢者医療健康診査及び高齢者質問票において、閉じこもりがちで認知機能や心身の状態が低下していると考えられる高齢者や65歳以上でフレイル状態と考えられる高齢者に対し、「基本チェックリスト」や「IADL様式(日常生活チェック票)」、「DASC-21」を実施し、軽度認知症やハイリスク高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげる	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業 訪問人数:1,721人	・ハイリスク高齢者への家庭訪問事業	福祉局	地域包括ケア推進課

大阪市における令和6年度までの主な自殺対策の実施状況
※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施計画	担当部局	担当課
①精神疾患等によるハイリスク者に対する啓発	・介護予防地域健康講座・健康相談 ・介護予防地域健康情報発信事業	閉じこもり・認知症・うつ予防、生きがいや社会参加など精神的充足感を持てる生活の重要性等の介護予防に関する知識の普及と行動変容に向けた主体的な取り組みを促進し、心身の健康相談に応じることにより、家庭における健康管理を行えるよう必要な指導・助言を行う	・介護予防地域健康講座・健康相談 実施回数：2,620回 受講人数：41,051人 ・介護予防地域健康情報発信事業 各区版リーフレット等作成部数26,750枚	・介護予防地域健康講座・健康相談	福祉局	地域包括ケア推進課
	・介護予防教室(なにわ元気塾)事業	身近な地域の集会所等において、体操運動・栄養改善・口腔機能向上・認知症予防・レクリエーション等の介護予防活動を通じて地域の方との交流の機会を持つことにより、高齢者の外出機会の増加、生活範囲の拡大をはかる	・介護予防教室 実施回数：3,883回 延参加人数：42,593人	・介護予防教室	福祉局	地域包括ケア推進課
	・介護予防ポイント事業	高齢者の外出機会の増加や社会参加、生きがいづくり、介護予防を目的とし、介護保険施設等における介護支援活動等や生活支援を必要とする高齢者に対する生活支援活動を行った場合に、活動時間に応じポイントを交付し、1ポイント100円として換金(寄附含む)する	・介護予防ポイント事業 活動者：376人	・介護予防ポイント事業	福祉局	地域包括ケア推進課
	・依存症対策支援事業【再掲】	薬物・アルコール・ギャンブル等の依存症は自殺へのリスクを高める要因であることから、正しい知識の普及啓発及び相談等を実施	・依存症対策支援事業 相談支援事業電話969件、面接262件 専門の医師による相談延93件	・依存症対策支援事業	健康局	こころの健康センター
②各種相談機関にかかる周知の充実	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載 ・SNS(Facebook、X(旧ツイッター)等)にて発信【再掲】	ホームページやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等のインターネットを活用して、自殺関連問題についての正しい知識、本市の自殺の状況等の周知に努める	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載	・ホームページへ「大阪市の自殺防止」の記事掲載	健康局	こころの健康センター
③医療機関職員を対象とした研修の実施	・精神保健福祉関係職員研修	精神障がい者は地域生活を送るうえで複雑な健康課題やニーズを抱えていることが多く、必要な支援を受けられる環境を整備することが重要であるため、専門的な情報や技術を修得できるよう研修を実施	・精神保健福祉関係職員研修 2回104人 ・自殺未遂者支援研修(大阪府主催)大阪府内の精神科医療機関や三次救急の医療機関職員対象。	・精神保健福祉関係職員研修 ・自殺未遂者支援研修(大阪府主催)大阪府内の精神科医療機関や三次救急の医療機関職員対象。	健康局	こころの健康センター
④精神科医療体制の充実	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会において、関係者による情報共有や意見交換を行い、第7次医療計画に基づく大阪市二次医療圏の精神医療体制について連携	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	・地域連携拠点・地域精神科医療提供機関を選定 ・大阪府大阪市精神医療懇話会を開催	健康局	こころの健康センター
(8)自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ						
①自殺未遂者相談支援事業の実施	・自殺未遂者相談支援事業	各区保健福祉センターが窓口となり、市内警察署と連携して、継続相談や必要な関係機関につなげることでより未遂者の更なる自殺行為を防ぐ	・自殺未遂者相談支援事業 延649件	・自殺未遂者相談支援事業	健康局	こころの健康センター
	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議	大阪弁護士会・大阪司法書士会等と連携し、相談者を適切な窓口へつなぐための連絡会議を開催	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議 3回	・自殺未遂者相談支援事業連絡会議	健康局	こころの健康センター
②救急医療と連携した適切な対応	・精神科救急医療体制の整備	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	・精神科救急医療体制の整備	・精神科救急医療体制の整備	健康局	こころの健康センター

大阪市における令和6年度までの主な自殺対策の実施状況
※「重点施策における事業」は「指針における取組項目」に記載する内容を包含する事業であり、その内容に限定されるものではないことに留意

指針における取組項目	重点施策における事業	事業概要	令和5年度の実施状況	令和6年度の実施計画	担当部局	担当課
③自殺念慮者に対する安全対策	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進（OsakaMetro除く）	鉄道駅舎における可動式ホーム柵及びホームドアの整備を促進することによって、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進	計画調整局	交通政策課
	・民間鉄道駅への可動式ホーム柵等整備促進（OsakaMetro）	鉄道駅舎における可動式ホーム柵及びホームドアの整備を促進することによって、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、もって障がい者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全を確保する	・Osaka Metroは令和5年4月1日から国により新たに創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して可動式ホーム柵整備を整備している。 【令和5年度実績】 ・可動式ホーム柵整備：四つ橋線3駅、中央線2駅（完了）	・Osaka Metroは令和5年4月1日から国により新たに創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を活用して可動式ホーム柵整備を整備している。 【令和6年度計画】 ・可動式ホーム柵整備：四つ橋線6駅、中央線12駅（完了予定）	都市交通局	鉄道ネットワーク担当
④インターネット上の不適切な情報への対応	・人権啓発・相談センター相談事業	専門相談員が、インターネット上の誹謗中傷などによる人権侵害に遭われた方への相談支援を実施。また、法的な助言が必要と認められる場合には、弁護士相談を実施するなど相談支援を強化する	・人権啓発・相談センター相談事業	・人権啓発・相談センター相談事業	市民局	人権啓発・相談センター
(9)遺された人への支援を充実する						
①遺族のための情報提供の推進	・自死遺族に対する情報提供	大切な人を失った際の悲嘆への正しい知識や、自死遺族を対象とした自助グループや支援団体の情報提供等をリーフレットやホームページを活用して実施	・自死遺族に対する情報提供	・自死遺族に対する情報提供	健康局	こころの健康センター
②自死遺族相談の実施	・自死遺族相談事業	自死遺族を対象に社会復帰の支援や二次的な自殺の防止など、精神面からのケアを目的として専門家による相談を実施	・自死遺族相談事業 電話相談33件 来所相談51件	・自死遺族相談事業	健康局	こころの健康センター
③自死遺族相談従事者養成研修の実施	・自死遺族相談従事者養成研修	自死遺族の心理や悲嘆について学び、遺族に対する対応やその際に心がけること等について理解を深めることで遺族の回復を支えることを目的に、精神保健福祉関係職員、精神科医療機関の職員、教育機関の職員等を対象に大阪府との共催で実施	・自死遺族相談従事者養成研修 1回94人 （うち大阪市職員、市内教育機関職員19人）	・自死遺族相談従事者養成研修	健康局	こころの健康センター
(10)勤務問題による自殺対策を推進する						
①関係機関への働きかけ	・大阪産業保健総合支援センターや労働基準監督署等と情報共有等の連携を強化(実施に向けて検討中)	—	検討中	・大阪産業保健総合支援センターとの共催による心のサポーター養成研修、ゲートキーパー研修	健康局	こころの健康センター
②職場におけるメンタルヘルス対策の推進【再掲】	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会【再掲】	府内事業所等のメンタルヘルス推進担当者を対象にしたメンタルヘルスに関する基礎知識とストレスチェック制度についての研修会を大阪府との共催で実施	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和5年10月4日と令和6年3月6日に実施)	・企業向けメンタルヘルス推進担当者のための研修会(令和6年10月と令和7年3月に開催予定)	市民局	雇用女性活躍推進課

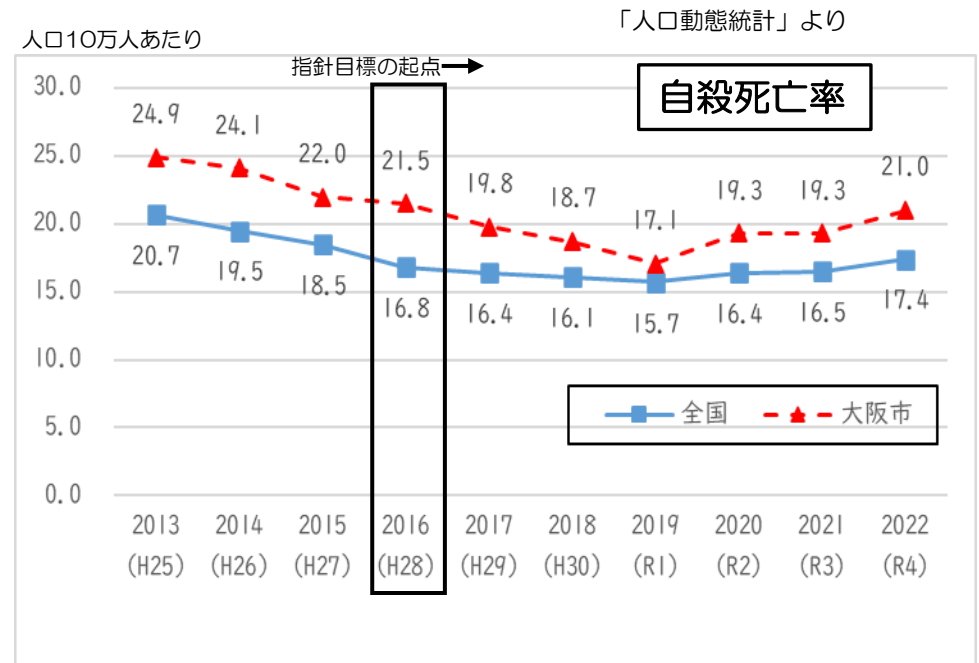
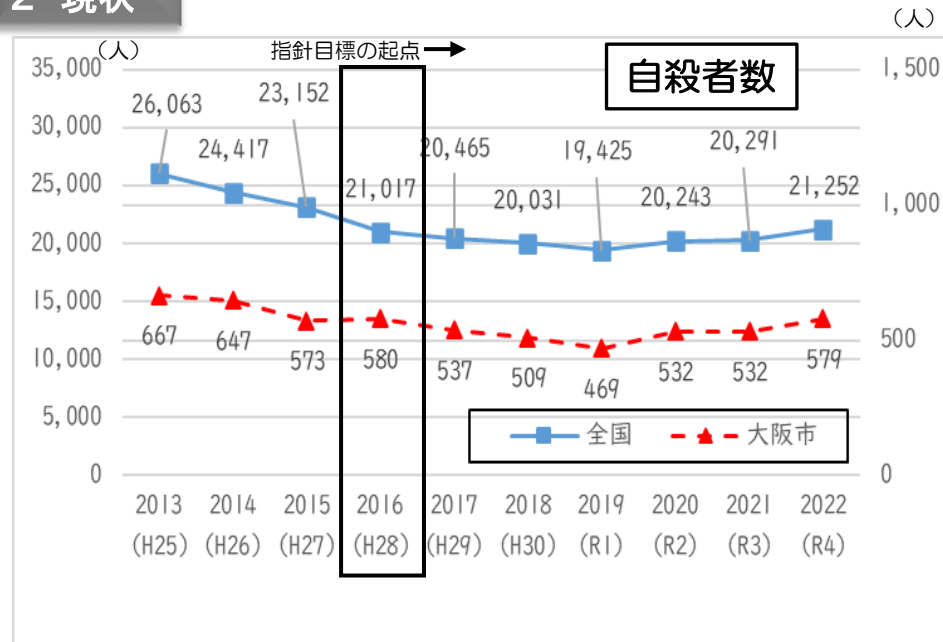
「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」の中間見直しについて(概要)

1 基本的事項

〈本指針の位置付け〉自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」

〈計画期間〉平成30年度から概ね10年間(概ね5年を目途に中間評価を行い、必要に応じ中間見直しを行う)

2 現状



【自殺者数・自殺死亡率】 自殺者数・自殺死亡率ともに、減少傾向が続いていたが、2020(R2)年に増加に転じている。

3 目標の達成状況

自殺死亡率の減少傾向を維持する(H28: 21.5 → R4: 21.0)

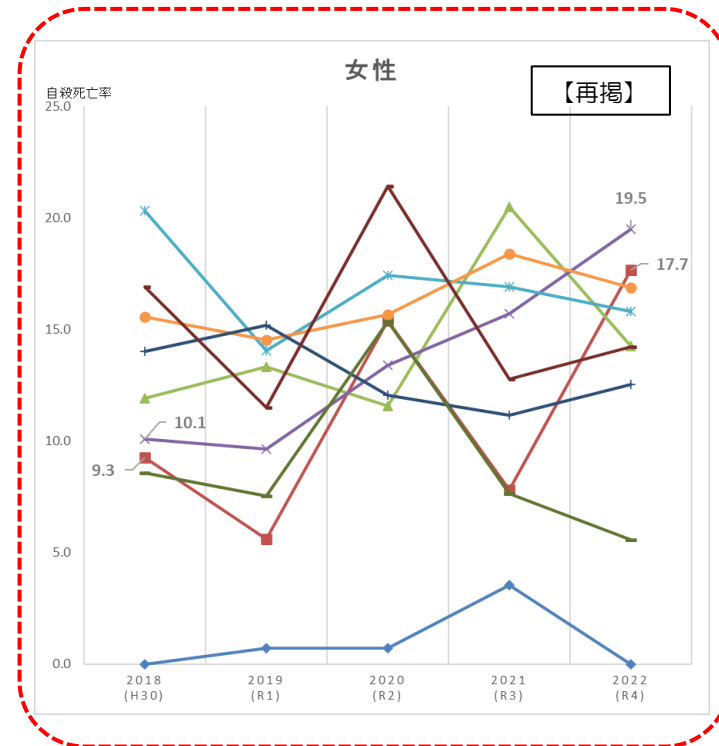
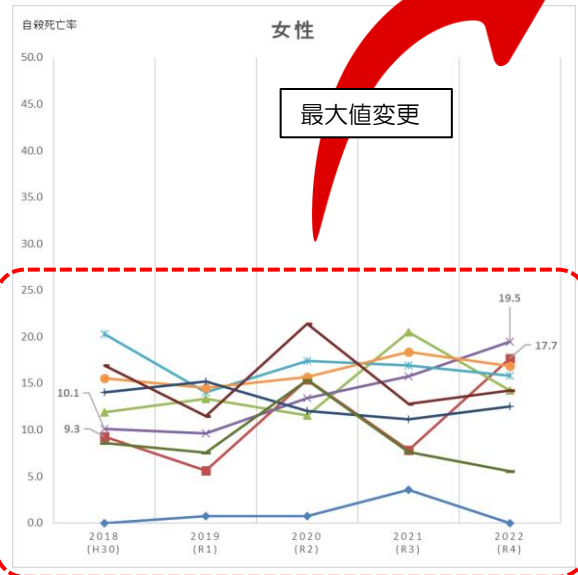
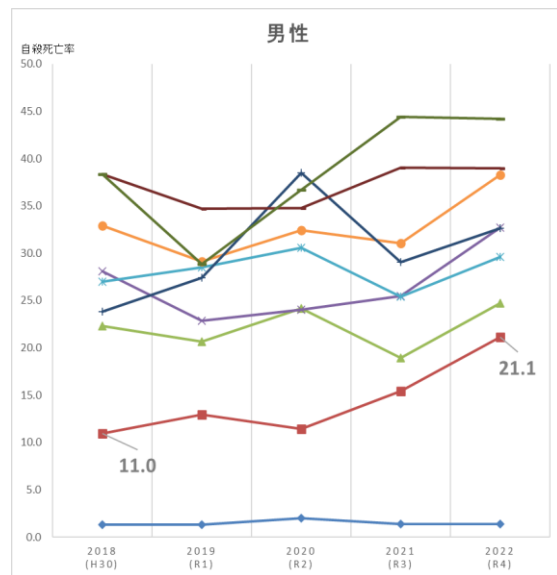
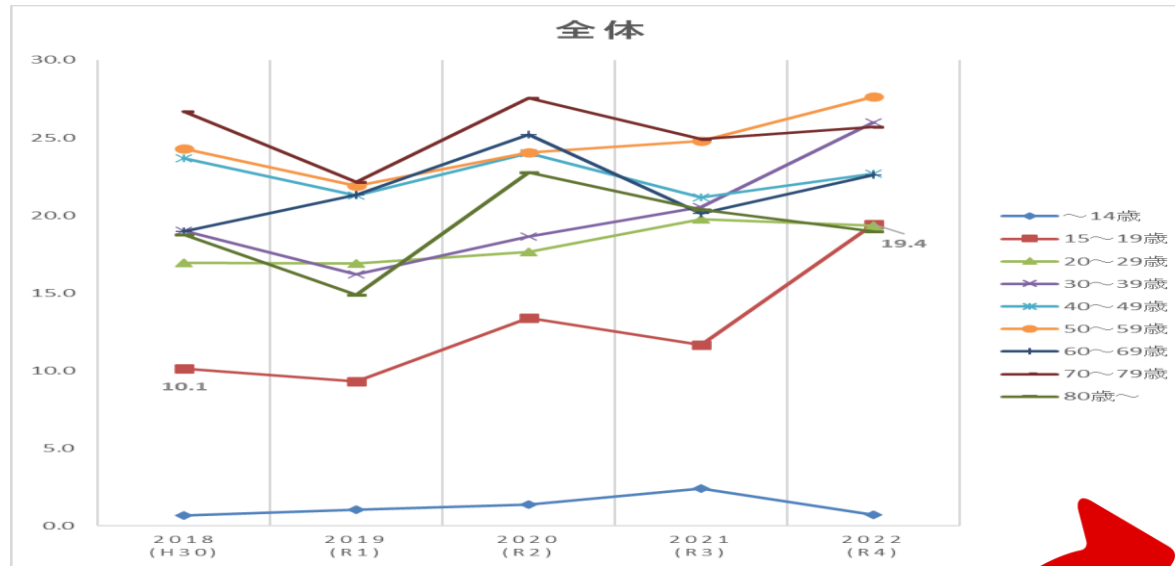
数値目標① 計画期間中のゲートキーパー養成者数8,000人 → **10,000人に見直しを行う**
(養成者数実績) 平成30年度からのおよそ6年間: 約6,000人

数値目標② こころの健康等に関する相談機関を全く知らない人の割合を減少させる
(市民アンケート結果) 策定時: 18.8% ⇒ 今回: 19.0%

「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」の中間見直しについて(概要)

4 現状の分析

＜男女別年齢別自殺死亡率＞ 「人口動態統計」より



- 過去5年間を見ると、全体・男女ともに15～19歳の自殺死亡率が大きく増加している。
- また、女性の30～39歳の自殺死亡率も大きく増加している。

「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」の中間見直しについて(概要)

4 現状の分析

<市民アンケート等>

【これまでに自殺を考えたことがありますか】

(回答)	令和5年8月(今回)											
	全体 (人, %)		年齢階級別									
			18-29歳 (人, %)	30-39歳 (人, %)	40-49歳 (人, %)	50-59歳 (人, %)	60歳以上 (人, %)					
1.本気で考えたことがある	186	20.9	45	32.6	33	24.4	39	25.0	26	19.0	43	13.4
2.本気で考えたことがない	609	68.6	71	51.4	86	63.7	100	64.1	95	69.3	257	79.8
3.答えたくない	93	10.5	22	15.9	16	11.9	17	10.9	16	11.7	22	6.8
合計	888	100.0	138	100.0	135	100.0	156	100.0	137	100.0	322	100.0

【過去1年以内に、自殺したいと考えたことはありますか】

66.6%

(回答)	令和5年8月(今回)											
	全体 (人, %)		年齢階級別									
			18-29歳 (人, %)	30-39歳 (人, %)	40-49歳 (人, %)	50-59歳 (人, %)	60歳以上 (人, %)					
1.頻繁に考えた	30	16.1	11	24.4	6	18.2	5	12.8	2	7.7	6	14.0
2.ときどき考えた	64	34.4	19	42.2	13	39.4	16	41.0	9	34.6	7	16.3
3.あまり考えなかった	28	15.1	9	20.0	5	15.2	4	10.3	2	7.7	8	18.6
4.全く考えなかった	61	32.8	6	13.3	9	27.3	12	30.8	12	46.2	22	51.2
5.答えたくない	3	1.6	0	0.0	0	0.0	2	5.1	1	3.8	0	0.0
合計	186	100.0	45	100.0	33	100.0	39	100.0	26	100.0	43	100.0

【悩みやストレスを日ごろ誰かに相談していますか】

39.6%

(回答)	令和5年8月(今回)											
	全体 (人, %)		年齢階級別									
			18-29歳 (人, %)	30-39歳 (人, %)	40-49歳 (人, %)	50-59歳 (人, %)	60歳以上 (人, %)					
1.相談している	164	29.3	35	36.5	30	31.9	34	28.1	20	23.0	45	28.0
2.相談したいが誰に相談したらよいかわからないでいる	106	19.0	20	20.8	20	21.3	23	19.0	20	23.0	23	14.3
3.誰に相談したらいいかわかっているのだが、誰にも相談できないでいる	86	15.4	18	18.8	9	9.6	23	19.0	11	12.6	25	15.5
4.相談する必要はないので誰にも相談していない	203	36.3	23	24.0	35	37.2	41	33.9	36	41.4	68	42.2
合計	559	100.0	96	100.0	94	100.0	121	100.0	87	100.0	161	100.0

<大阪市の自殺死亡率の比較>

全国と大阪市の自殺死亡率の比較(人口10万人あたり)

全国の自殺者数が急増した1998(H10)年を起点

		1998(H10)年	2022(R4)年	減少率
全国	全体	25.4	17.4	31.5%
	男性	36.5	24.2	33.7%
	女性	14.7	11.0	25.2%
大阪市	全体	33.7	21.0	37.7%
	男性	51.5	29.5	42.8%
	女性	16.6	13.1	21.1%

「人口動態統計」より

「大阪市自殺対策基本指針(第2次)」の中間見直しについて(概要)

5 課題

- 20歳未満の若年層において、自殺死亡率の増加が顕著である。
- 市民アンケート結果では、「過去1年以内に自殺を考えたことがある者」、「悩みやストレスを日ごろ誰かに相談できない者」について、29歳以下の若年層での割合が高くなっている。
- 本市女性の自殺死亡率について、1998(H10)年から2022(R4)年の減少率は全国値を下回っており、とりわけ過去5年間ににおける30～39歳女性の自殺死亡率の増加が顕著である。

6 大阪市自殺対策基本指針(第2次) 中間見直し後の「当面の重点施策」

見直し前

- (1) 自殺関連問題についての正しい知識と自殺対策事業についての広報を推進する
- (2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (3) 依然として自殺死亡率の高い中高年男性への取り組みを行う
- (4) 相対的に自殺死亡率が高くなっている若年者、減少傾向の弱い女性への対策を進める
- (5) 自殺対策にかかる人材の確保、養成、および資質の向上を図る
- (6) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けやすいようにする
- (7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (8) 遺された人への支援を充実する
- (9) 勤務問題による自殺対策を推進する

見直し後

- (1) 自殺関連問題についての正しい知識と自殺対策事業についての広報を推進する
- (2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- (3) 依然として自殺死亡率の高い中高年男性への取り組みを行う
- (4) **自殺死亡率が大きく増加している子ども・若者の自殺対策を推進する**
- (5) **自殺死亡率の減少傾向が緩やかな女性への自殺対策を推進する**
- (6) 自殺対策にかかる人材の確保、養成、および資質の向上を図る
- (7) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けやすいようにする
- (8) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- (9) 遺された人への支援を充実する
- (10) 勤務問題による自殺対策を推進する

事業概要

自殺防止のためには、身近な相談者の存在と自殺のサインに気づき、初期介入することが重要である。
国の自殺総合対策大綱の中では、若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合、身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、自殺や自殺対策に関する正しい知識の普及を図る必要があるとしており、本市においてもゲートキーパー養成研修の受講の取組を実施している。

令和6年度実績

周囲の人が自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、相談機関や専門機関につなぐことができれば、自殺予防の重要な役割を果たすと考え、市民、市内在勤者（高校生・大学生含む）向けの研修を実施した。

また、地域の身近な相談者、支援者として重要な役割を担う障がい者相談支援センター、地域包括支援センター、福祉サービス事業所等、学校関係職員に対しても研修を実施し、ゲートキーパーとしての人材育成を行った。

※令和6年度ゲートキーパー研修受講者（令和7年2月5日現在）

こころの健康センター実施分 3,173名（下表のとおり） 平成30年度からの受講者数 10,705名（累計）

(1) ゲートキーパー養成研修

内容：自殺の統計、ゲートキーパーの役割等 講師：大阪市こころの健康センター 精神保健福祉相談員

	日時	対象	参加者 (人)		日にち	対象	参加者 (人)
ゲートキーパー研修 若者向け	令和6年6月4日（火） 16:40～18:10	大手前大学	12	出前講座	令和7年1月22日（水） 14:00～15：00	大阪府立今宮工科高等学校定時制の過程教職員	16
	令和6年10月23日（水） 9:00～10:30	常磐会学園大学	70		令和7年 2月 5日（水） 15:00～17:00	東淀川区保健主任会	19
	令和6年11月14日（木） 9:30～9:45	大阪情報コンピューター高等専修学校	19		計		35
	令和6年11月22日（金） 10:20～10:35	大阪府立長吉高等学校	58	心のサポーター研修との同時開催	令和6年6月10日（月） 15:00～15:15	大阪府高齢者大学受講生	31
	令和7年1月10日（金） 14:00～14:15	大阪府立長吉高等学校	67		令和6年9月6日（金） 15:45～16:00	産業保健スタッフ等（大阪産業保健総合支援センターとの共催）	44
	令和7年3月31日（月）	大手前大学	－		令和6年10月8日（火） 15:15～15:30	大阪府立阿倍野高等学校PTA	37
	計		226		令和6年10月25日（金） 11:45～12:00	株式会社はなまるグループ放課後等デイサービス職員	18
			令和6年11月9日（土） 11:45～12:00		西成区認知症イベントスタッフ（専門学校生）	28	
関係機関との共催	令和6年11月14日（木） 15:40～16:30	民生委員・主任児童委員	802	令和6年11月22日（金） 15:45～16:00	特別支援保育巡回指導講師等（こども青少年局との共催）	25	
	令和6年11月14日（木） 19:40～20:30		350	令和6年11月26日（火） 12:15～12:30	大阪重症心身障害児者を支える会職員	16	
	令和6年11月18日（月） 15:40～16:30		597	令和6年12月20日（金） 11:45～12:00	大阪府精神障害者家族会連合会電話相談員	10	
	令和6年11月18日（月） 19:40～20:30		278	令和7年1月17日（金） 15:45～16:00	産業保健スタッフ等（大阪産業保健総合支援センターとの共催）	40	
	令和6年11月19日（火） 11:40～12:30		461	計		249	
	計		2,488				

(2) ゲートキーパー専門研修【支援者向け】

日時・対象	内容・講師	参加者
令和6年8月9日（金）14時～17時 令和7年1月10日（金）14時～17時 【市内学校教職員・障がい者・高齢者相談機関・福祉サービス事業所・相談機関等】	「自殺に傾いた人への支援 ～傾聴と危機介入について～ 外部講師	112人

(3) ゲートキーパー専門研修【自殺危機初期介入スキル】

日時・対象	内容・講師	参加者
令和6年10月21日（月）9時15分～17時30分 令和6年10月23日（水）9時15分～17時30分 【保健師・精神保健福祉相談員・生活保護ケースワーカー】	自殺危機初期介入スキル研修 大阪市こころの健康センター 研修認定講師	35人

(4) 自殺未遂者相談支援事業従事者研修

日時・対象	内容・講師	参加者
令和6年5月27日（月）9時15分～12時15分 【保健師・精神保健福祉相談員】	・自殺未遂者支援事業について ・事例検討、効果的な自殺未遂者対策 大阪市こころの健康センター 精神保健福祉相談員	28人

背景・目的

今年度、9月10日からの「自殺予防週間」の開始に合わせ、**市民や自分以外の職員の心の変化に気づくことや、職員自身の心のセルフケアにつなげることを目的**に、自殺予防に関する基本的な知識やゲートキーパーの役割について、任意によるeラーニングを実施。

また、本市の自殺対策は「大阪市自殺対策基本指針（第2次）」のもと、具体的な取り組みを推進しているところであり、施策を進めていくにあたっては、**大阪市職員一人ひとりに対し、各所属で取り組んでいる施策が「生きることの包括的な支援」として自殺対策に繋がっており、所属間が連携して取り組む必要性の認識について、職員の意識を醸成することも合わせて目的としている。**

研修内容等

(1) 内容

1. 大阪市の自殺死亡統計の現状

大阪市における自殺死亡率の推移や年齢階級別の死因別死亡数について紹介

2. 動画視聴（15分）

「自治体職員向けゲートキーパー研修（傾聴編）」

※作成：厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのちを支える自殺対策推進センター（JSCP）

3. 相談窓口の紹介

自殺対策情報検索サイト、自殺防止の主な相談窓口等の相談窓口について紹介

4. 確認テストなど

3. 相談窓口の紹介

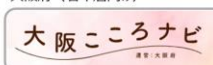
【自殺対策情報検索サイト】

厚生労働省



<https://www.mhlw.go.jp/mamoruyokokoro/>

大阪府（若年層向け）



<http://kokoro-osaka.jp/taisubounshie4/heartsupport01.html>

大阪市ホームページ（自殺防止について）



<https://www.city.osaka.lg.jp/henko/page/000/0954029.html>

【自殺防止の主な相談窓口】

相談窓口	連絡先	受付日時
保健師等によるこころとからだの健康相談	各区保健福祉センター地域保健活動業務担当 (区の4桁の番号 + 9968)	月曜日～金曜日 祝日・年末年始を除く 9時～17時30分
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	月曜日～金曜日 祝日・年末年始を除く 10時～17時
こころの悩み電話相談	06-6923-0936	月曜日～金曜日 祝日・年末年始を除く 9時30分～17時
関西いのちの電話	06-6772-1121	24時間365日
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	毎日16時～21時、毎月10日の8時～翌日の8時
大阪自殺防止センター	06-6260-4343	金曜日13時～日曜日22時

(2) 対象者・実施期間等

対象者

大阪市全職員（ただし、水道局を除く）

実施期間

令和6年9月10日（火）

～10月10日（水）

※9月10日から9月16日の「自殺予防週間」の開始日に合わせて実施

受講人数

16,189人

※全体：24,547人のうち、**約66%**

最後に、動画にもありましたように、**自殺の背景**には、単にうつ病などの精神疾患だけではなく、経済問題、家庭問題、いじめ、孤立、育児や介護疲れなど複雑に絡み合った要因が存在しています。

当研修をきっかけに、職員一人一人において、各所属で取り組んでいる施策が「生きることの包括的な支援」として自殺対策に繋がっていること、また関係局の連携した取り組みが重要であることを改めて認識していただきますようお願いいたします。

【自殺の原因・背景について】

自殺の多くは多様な複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。

（「経済・生活問題」や「家庭問題」等、他の問題が連鎖することで、これと連鎖して、うつ病等の「健康問題」が生ずる等）



自殺の多くは多様な複合的な原因及び背景を有している

『令和4年中における自殺の状況』（厚生労働省自殺対策推進室 自殺予防生活安全局生活安全企画課）より引用

(参考) 最近の議会 質疑状況

○令和5年11月 決算特別委員会（維新・黒田委員）

・本市の自殺の現状及び教育委員会事務局、こども青少年局における小中学校での自殺対策の取組について

○令和6年2月 市会本会議 代表質問（維新・野上委員）

・「生きることの包括的な支援」としての本市の自殺対策について

○令和6年3月 民生保健委員会（維新・近藤委員）

・各局の施策が「生きることの包括的な支援」として自殺対策に繋がっていることを改めて職員が認識するための取組について

背景・目的

厚生労働省は「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を構築する上で、地域住民の理解や支えが重要であるとしており、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発のツールとして、「心のサポーター養成事業」を令和6年度から全国的に展開し、以後10年で100万人の養成を目指している。

本市においても、地域におけるメンタルヘルスへの正しい理解を広げるとともに、メンタルヘルス不調等の予防、早期介入につなげることを目的に、市民がメンタルヘルスや精神疾患に対し、正しい知識を持ち、差別や偏見のない地域共生社会を構築するための一助として、心のサポーター養成に取り組んでいる。

心のサポーターの役割

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、メンタルヘルスの課題を抱える家族や同僚等の話に耳を傾けること（傾聴）を中心とした支援を行う。

※心のサポーター養成研修においては、メンタルヘルスの悩みを抱える方に傾聴を中心とした直接的な支援の方法について理解する要素も含まれていることから、本市は自殺対策の取組の一つとして位置付けしている。

令和6年度実績

	日にち	対象	参加者 (人)		日にち	対象	参加者 (人)
市民講座	令和6年11月1日（金）	市民・市内在勤者	45	出前講座	令和6年6月10日（月）	大阪府高齢者大学受講生	31
	令和7年1月22日（水）		42		令和6年10月8日（火）	大阪府立阿倍野高等学校PTA	37
	令和7年2月12日（水）		44		令和6年10月25日（金）	株式会社はなまるグループ放課後等デイサービス職員	18
	計		131		令和6年11月9日（土）	西成区認知症イベントスタッフ（専門学校生）	28
関係機関との共催	令和6年9月6日（金）	産業保健スタッフ等 （大阪産業保健総合支援センターとの共催）	44		令和6年11月26日（火）	大阪重症心身障害児者を支える会職員	16
	令和7年1月17日（金）		40		令和6年12月3日（火）	大阪ガスコミュニケーションズ管理職	18
	令和6年11月22日（金）	特別支援保育巡回指導講師等（こども青少年局との共催）	25		令和6年12月20日（金）	大阪府精神障害者家族会連合会電話相談員	10
	計		109		令和7年2月13日（木）	ECC外語専門学校教職員	49
支援者向け研修	令和6年10月3日（木）	精神保健福祉関係の市職員、事業所職員	41		計		207
	計		41		合計		488

内容

- ・共通研修
「心のサポーター養成研修」（90分）
- ・選択研修
「こころの病気について学ぶ」（30分）
- ・講師
大阪市こころの健康センター 精神保健福祉相談員
（心のサポーター養成事業指導者認定講師）



研修風景

心のサポーター養成研修

主催：大阪市、厚生労働省
協賛：大阪市

1回目：令和6年11月1日（金）
2回目：令和7年1月22日（水）

14：00～16：00（受付13:00）

会場：大阪市こころの健康センター
（大阪市東淀川区中野5-15-21 健康センター710号）

講師：心のサポーター養成指導者
（所属：大阪市こころの健康センター職員）

対象：大阪市内在住・在勤の方

定員：50名（先着順） 定員になり先着受付終了

受講料：無料

申込：電話・メール（kosokosupport@city.osaka.lg.jp）
・受付時間は11月1日は8時～18時（当日受付）
・2日目は11月22日は8時～17時（当日受付）
・メールの場合は、申込書・申込用紙（別添）を添付し、当日連絡先を明記してください。

【備考】
・参加に際しては、申込書に必要事項を記入し、あらかじめご返信ください。
・受講者には、後日認定証（ブローチ）を交付します。認定証の交付は、申込書に必要事項を記入し、当日連絡先を明記してください。

ここは見えない。
だから、聴く。
<https://connection.jp/>

申込・問合せ先
大阪市こころの健康センター
電話：06-6202-4520
メール：kosokosupport@city.osaka.lg.jp

大阪産業保健総合支援センターとの共催チラシ

(1) 第39号

すこやかPARTNERつうしん

全ページ掲載

すこやかPARTNER向け雑誌

すこやかPARTNER vol.39

（大阪市健康局発行）

大阪市民の健康づくりを応援する「すこやかPARTNER」の活動を紹介する「すこやかPARTNERつうしん」（第39号）を作成しました。すこやかPARTNERの活動や、健康づくりに関する情報を掲載していますので、皆さんの健康づくりに役立ててください。

「心のサポーター」をご存じですか？

心のサポーターとは、身近な人のこころの悩みに寄り添い、話を聴く、支えをあたえる人です。
こころの悩みに寄り添う活動が展開され、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会を目指しています。

参加費（無料）
・この機会、サポーターについて学び、実践します。
・心づきになる機会です。
・大阪府や大阪市、区役所、保健センターなどで活用されています。

大阪市民の健康づくりを応援する「すこやかPARTNER」の活動を紹介します。
大阪市民の健康づくりを応援する「すこやかPARTNER」の活動を紹介します。
大阪市民の健康づくりを応援する「すこやかPARTNER」の活動を紹介します。

大阪市こころの健康センター 大阪市東淀川区中野5-15-21 健康センター710号
電話 06-6202-4520 <https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000629324.html>

すこやかPARTNERつうしんに掲載、お問い合わせ、ご要望、ご意見等については、
大阪市健康局健康推進部健康づくり課まで
TEL 06-6208-9961 FAX 06-6202-6967
Email sukoyaka21@city.osaka.lg.jp

すこやかPARTNER向け雑誌

すこやかPARTNERつうしん

背景・目的

本市においては、自殺予防週間・自殺対策強化月間等において、自殺防止相談等の窓口を周知するための自殺予防啓発カードを作成し、街頭啓発キャンペーンでの配布や、関係機関窓口に配架する等により普及啓発を行っている。

今年度は、より効果的な広報周知を行うことを目的に自殺予防啓発カードデザインの募集を実施。

対象・募集内容等

(1) 対象者

大阪府専修学校各種学校連合会会員校に含まれるデザイン学校の全学生

※本市と当連合会は連携協力に関する協定を締結しており、パンフレットやポスター等のデザインの作成を中心に専修学校・各種学校と連携。

(2) 募集内容

別紙「募集チラシ」のとおり

(3) 募集期間

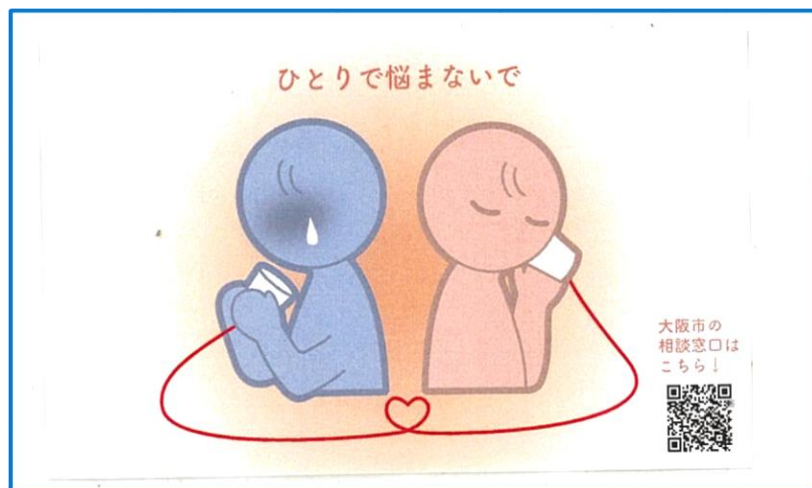
令和6年10月1日（火）～令和6年11月29日（金）

選定方法

大阪市こころの健康センターで審査を行い、最優秀賞（1点）、優秀賞（2点）を決定。

選定結果

～最優秀賞～



創造社デザイン専門学校生

▶評価ポイント

悩んでいる人が助けを求めようとしていることがわかりやすく暖かいタッチで描かれている。

▶作者コメント

電話した先には気持ちに寄り添って話を聞いてくれる人がいるということを伝えるため、悩んでいる人と話を聞く人を背中合わせに描きました。

応募総数

11 作品

～優秀賞～



大阪総合デザイン専門学校生



大阪総合デザイン専門学校生

自殺予防啓発カードデザインの募集!!

自殺予防を広く啓発するためのカードデザインを募集します！

自殺予防啓発カードは、自殺予防週間・自殺対策強化月間等において、つらい時や苦しい時はひとりで悩まず、助けを求めることの大切さ、自殺防止相談等の窓口を周知し、大阪市の自殺防止対策を進めていくために活用します。

自殺予防啓発カードは 1 万枚発行し、主要駅において街頭啓発での配布や、区役所や図書館等の関係機関で配架します。

募集期限 令和6年10月1日（火）～令和6年11月29日（金）

応募資格 デザイン学校の全学生

※ただし、大阪府専修学校各種学校連合会会員校に限る

応募方法

- ① 内 容：自殺予防を広く啓発するためのカードデザイン
- ② 規 格：彩色画材は自由（デジタル画像可）
大きさは、四つ切り（縦 382 mm×横 542 mm）、八つ切り（縦 271 mm×横 382 mm）
【参考】カードサイズ（実寸）縦 55 mm×横 91 mm
- ③ 提出先：大阪市こころの健康センター
〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21
都島センタービル 3 階
電話：06-6922-8520、E-mail：kokoro@city.osaka.lg.jp

審査・表彰 大阪市こころの健康センターで審査を行い、最優秀賞（1点）、優秀賞（2点）を決定し、賞状を贈呈します。
（入選以外の人への通知はしません）

注意事項

- ・応募の際は、裏面「応募用紙」に記入の上、作品と合わせて提出してください。
- ・応募者本人が作成し、未発表のものに限ります。一人 1 作品に限ります。
- ・応募作品の諸権利は大阪市のものに帰属します。
- ・応募作品の返却を希望される場合は、提出先まで事前に連絡の上、大阪市こころの健康センターまでお越しください。（郵送では返却しません）

応募規定

- ・悩みは誰にでもあること、安心して相談できる場所があること、話をするだけでここが軽くなることもあること等、イメージできるようなイラストを作成してください。
- ・以下のいずれかの語句を必ず入れてください。
その他の語句は入れないでください。字体や大きさ、漢字・ひらがなは自由です。

『話してみませんか あなたの気持ち』 『ひとりで悩まないで』
『あなたのお思い聞かせてください』 『話してみよう、その気持ち』
『あなたの声を聴いてくれる場所があります』

応募用紙

ふりがな		ふりがな		学年	
氏名		学校名			
住所	〒	電話番号		年齢	

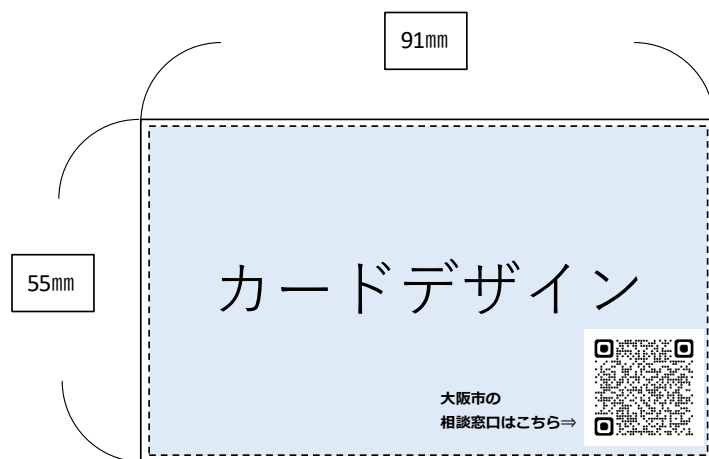
絵の説明やどんな思いで描いたか、コメントを書いてください。

応募者本人によるチェックをお願いします。（□の中に✓を書いてください。）

☐ 受賞作品に選ばれたときは、作品・氏名・学校名・学年・コメントが公開されることに同意します。

☐ 応募作品は未発表、オリジナル作品です。

【イメージ図】



《問い合わせ・応募先》

大阪市こころの健康センター

〒534-0027 大阪市都島区中野町 5-15-21 都島センタービル 3 階

電話：06-6922-8520 E-mail：kokoro@city.osaka.lg.jp

「こども・若者の自殺危機対応チーム」について



いのち支える

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人

いのち支える自殺対策推進センター

Japan Suicide Countermeasures Promotion Center (JSCP)

なぜ「こども・若者の自殺危機対応チーム」が必要なのか

令和4（2022）年の児童生徒の自殺者数は、過去最多

- 近年、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年の自殺者数は、統計を取り始めた昭和53（1978）年以降、**最多の514名**に。
- また、我が国における**10代と20代の死亡原因の第一位が自殺**となっている（日本はG7で唯一、10代の死亡原因の第一位が自殺であり、深刻な状況が続いている）。

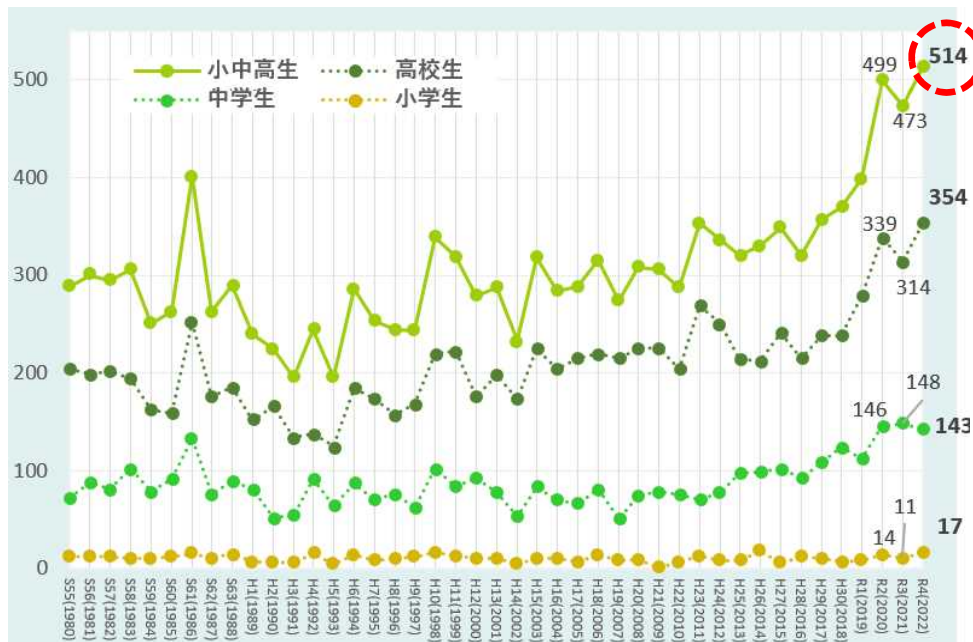
こども・若者の自殺対策の推進・強化が喫緊の課題

自殺者総数・男女別の推移



※補助線のある平成18年（2006年）に自殺対策基本法が施行

小・中・高生の自殺者数の推移



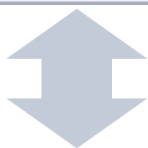
※警察庁「自殺統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

なぜ「こども・若者の自殺危機対応チーム」が必要なのか

地域における自殺の実態や資源等は様々であり、こども・若者への対応が困難な場合も考えられる中、都道府県等が「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置することで、以下の効果が期待できる。

学校現場の実情

- 希死念慮のある児童生徒への対応に慣れておらず、本人にどう接すればよいのか、またいざという時にどの支援機関につなげばよいのかなど、**学校としてどう対応したらよいのかわからない。**
- 本人の希死念慮の要因は、家庭の問題にも関係することがあるが、**家庭の問題にまで介入するのは難しい。**



学校（教育委員会等）と**地域**（基礎自治体や保健所、医療機関等）の**連携も大きな課題**

市区町村の実情

- こども・若者以外にも取組を強化すべき対象層が存在するほか、**医療機関等の地域資源の乏しさ**もあり、自殺の危機に対して専門的な支援を行うのは難しい。
- 児童生徒のうち**最も自殺者数が多いのは高校生**だが、その多くは都道府県立学校で、市町村での対応は困難。

「こども・若者の自殺危機対応チーム事業」を通じて期待される効果

① こどもの自殺防止と学校現場の負担軽減

- こどもの**自殺危機への迅速な対応**が可能に。
- **学校現場の負担軽減にも寄与**する。
- **若年層以外へのリーチ**（家庭全体への包括的な支援）もできる。

② 地域の自殺対策力の向上

- こどもの自殺危機対応の**ノウハウの蓄積**
- ケースへの具体的な対応を通じた、**地域の自殺対策ネットワークの強化**

政令指定都市は、市単独でのチーム設置・運営のほか、各地域の状況に応じた設置・運営（例：都道府県と協働でチームを設置・運営）も可能。



地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進める

チーム事業を通じて期待される効果（詳細）

1 こどもの自殺防止と学校現場の負担軽減

こどもの自殺危機への迅速な対応が可能に

- 自殺危機への対応に慣れていない学校現場や基礎自治体でも、専門家の助言や支援（例：生徒や家族への具体的な声かけや対応方法、つなぐべき地域の支援機関の紹介、家族も含めた包括的な支援体制を構築するためのコーディネート等）を受けて迅速かつ適切な支援を行えるようになることで、こども・若者の自殺防止が期待できる。

学校現場の負担軽減にも寄与する（以下、先行して事業実施してきた自治体における学校教職員からの声）

- 危機的状況にある当該生徒や保護者等への対応方法について、専門家から助言が得られて安心できる。
- 地域資源（支援者）について新たに知ることもでき、以後の学校での支援体制づくりに大いに参考になる。
- 学校のみですべてに対応することは困難で、その意味でもチームとの連携は学校にとって大きなメリットと感じる。

若年層以外へのリーチ（家庭全体への包括的な支援）もできる

- 児童生徒の希死念慮は家庭の問題にも関係することがあり、学校のみでこれに介入するのは難しいが、外部の専門家から成る危機対応チームの支援を受けることで、課題を抱えた世帯（大人等）へのリーチも可能に。

2 地域の自殺対策力の向上

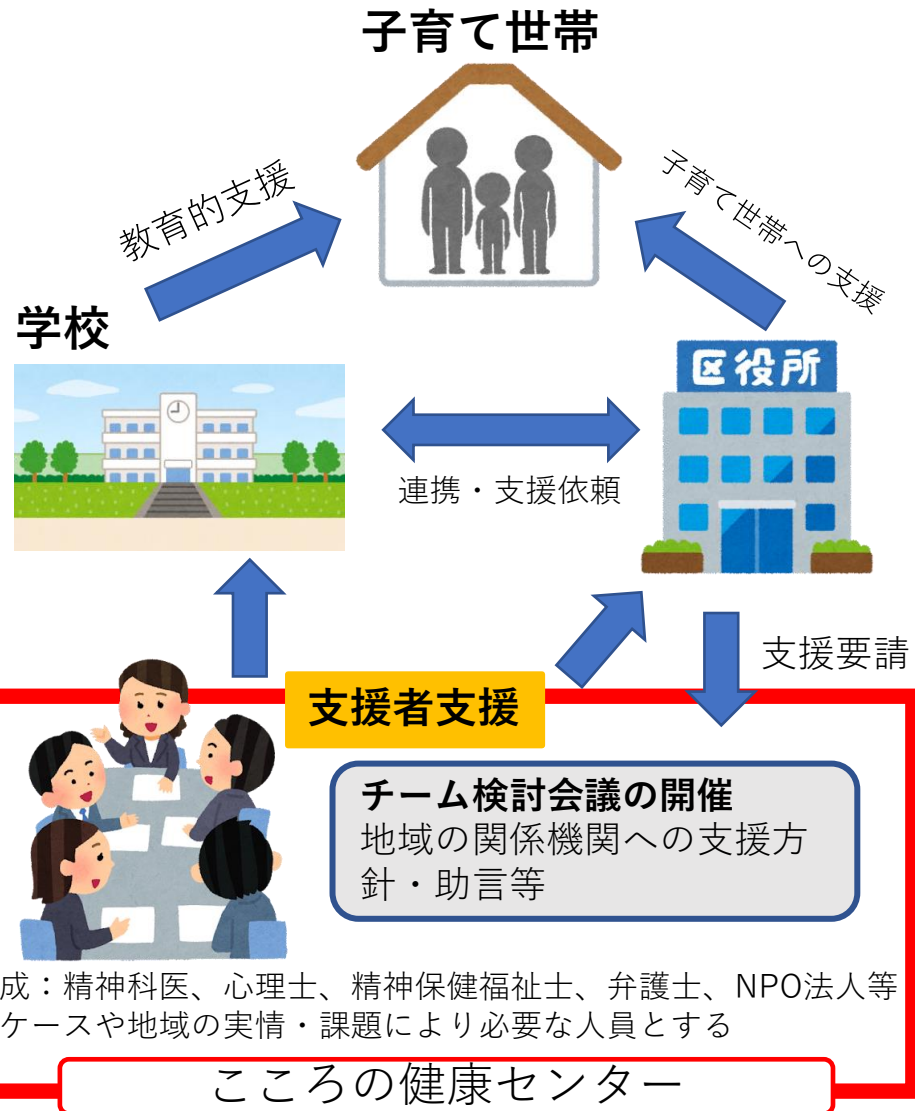
- 本チームと学校等地域の支援者（支援機関）とが連携してケースへの対応を重ねていく中で、**本チームが蓄積した『支援のノウハウや知見』を地域の支援者間で共有化。**
- 上記を通じて**地域の支援者間での知見の獲得・蓄積が進むとともに、連携体制が構築・強化**されることにより、**地域における自殺対策力の向上に繋がる。**

本事業に際して受けられる補助（地域自殺対策強化交付金）や支援等について

- チーム事業の実施（立ち上げ段階も含む）が10/10補助で行える。
- チームの立ち上げから立ち上げ後の運営まで、トータルで伴走支援も受けられる。
- 10/10補助終了後も、従前からある補助メニュー「若年層対策事業（補助率2/3）（※令和5年度時点）」の枠組みを活用しながら、事業を継続していくことが可能。

こども・若者の自殺危機対応チーム事業（案）

- 【現状】・近年、児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、令和4年の全国の自殺者数は、統計を取り始めた昭和55年以降、最多の514名となっている
⇒国において、「こども・若者自殺危機対応チーム」を設置して、学校と行政が連携して自殺対策を推進していくこととしている
・大阪市においては15歳～19歳の自殺者数は令和4年に比べると減少傾向ではあるが、10代と20代の死亡原因の第1位が自殺となっている
・自殺生徒のうち最も自殺者数が多いのは高校生だが、大阪府が対象として実施



支援対象者

- ・自殺リスクのある児童生徒（※）を身近な地域で支援する学校や区役所（子育て・教育・保健・福祉の担当部署）等の職員。
- ・対象事例としては、学校と区役所等が連携し支援している中で、対応に苦慮している自殺リスクのある児童生徒（大阪市こどもサポートネット事業対象者、要保護児童、要支援児童等）が想定される。

※言動や周囲の事情から、一定のリスクがあると認められる以下の①～④の内容で、本事業による支援や助言等が必要と考えられる大阪市内在住の小中学生等。

- ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自死で亡くしている

ポイント

- ・本事業は支援者支援であり、課題のあるこどもやその家族等への直接支援はしない
- ・チーム検討会議には、可能な限り直接かかわりのある地域の支援者（教職員、区役所担当部署の職員等）の参加を支援要請元（区役所担当部署）が調整する

期待される効果⇒地域全体で「こども・若者が自殺に追い込まれることのない地域づくり」を進めることにより、

- ①こどもの自殺防止と学校現場の負担軽減 ②地域の自殺防止の対応力の向上

事業費：1,748千円（チーム会議にかかる「委員報酬」「旅費」「資料代」等）

財 源：1,748千円（府支出金（補助率10/10））